

Disarmament Demobilisation and Reintegration

武装解除・動員解除・社会復帰
その理論、実践、論点

Disarmament, Demobilisation, and Reintegration
A Practical Field and Classroom Guide

監訳／著 吉田鈴香

目 次

前書き	5
第1部 武装解除 動員解除 社会復帰 現場・座学用実践ガイド	7
謝辞	8
序文	9
第1章 概論	11
1.1 計画的工程としてのDDR——定義と機能	11
1.2 いつDDRは始まるのか？	13
1.3 良い統治と治安部門の改革	16
1.4 DDRの前提条件	17
1.5 条件	18
1.6 DDRと開発協力	21
第2章 武装解除	23
2.1 定義	23
2.2 目的	23
2.3 対象グループ	23
2.4 条件と適用原則	23
2.5 武装解除の手順	26
2.6 結論	37
第3章 動員解除	38
3.1 定義	38
3.2 目的	38
3.3 対象グループ	38
3.4 条件と適用原則	40
3.5 動員解除の手順	41
3.6 結論	54

第4章 社会復帰	55
4.1 定義	55
4.2 目的	55
4.3 対象グループと受益者	56
4.4 条件と適用原則	58
4.5 3つのレベルでの社会復帰：国家、地方、地元	65
4.6 社会復帰の手順	67
4.7 課題の概観	82
4.8 結論	84
第5章 結論	85
第2部 DDRの論点	87
第1章 国際社会における議論	88
1.1 コミュニティとは	88
1.2 資金の問題	89
1.3 戦争犯罪者を対象とするか	90
1.4 DDRの成否	92
第2章 DDRの歴史	
——冷戦後の紛争解決のメカニズムとしてのDDRの出現	95
2.1 DDRの意の拡大——「軍縮」から国内紛争後の「武装解除」へ	95
2.2 DDRの3つの源流：和平プロセス、小型武器問題、財政再建	96
2.3 「Disarmament」から「DDR」へ	
——Disarmament, Demobilization, Reintegrationの融合	98
2.4 DDRへの関心の高まり——「ブラヒミ・レポート」とDDR	100
表：武装解除ないしDDRをマנדートとした国連PKO	102
和英対照表	103
写真	104

前書き

本書は、近年国際的な認知度が高まっている DDR：武装解除、動員解除、社会復帰について、2 部構成で知識と情報を提供する本邦初の教本である。第 1 部は、『Disarmament, Demobilisation, Reintegration: A Practical Field And Classroom Guide』の翻訳、第 2 部では、国際社会で現在議論的になっている問題と、日本特有の課題について書いた。DDR についてどこかの国に限定せず、理想的な基本モデルをまず第 1 部で知っていただき、それから第 2 部で実行上の問題点や、変遷の早い時代の波によって揺らいでいる概念について論点を知っていただくことを目的としている。現場で DDR を実践したい人たちや、学術研究を試みようとする人が後を絶たないいま、本書によって「あるべき姿」を知った後、現場に赴き、現実とのギャップを体感していただくことが、DDR の全容を知る確かな方法であろうと思われる。DDR はそれを実施中の現場のみならず、国際機関の調整会議、ドナー会合など世界各地で議論され、その手法と内容が高められている。そうした国際社会での議論に参加するにも、「基本理論はこうだが、現実にはこのような課題がある」と意見を表明する方が、恥をかかず、議論に貢献できると信ずる。

原書『Disarmament, Demobilisation, and Reintegration: A Practical Field and Classroom Guide』（武装解除、動員解除、社会復帰：現場・座学用実践ガイド）は、スウェーデンの国立防衛大学が中心になってノルウェー、カナダ、ドイツの専門家が 4 人で共同執筆、2004 年に出版された、DDR の教則本である。DDR の基本理論、メカニズム、手順、配慮事項などについて詳述されており、一読すれば、DDR の理想的な型を学ぶことができる。執筆当時はまだアフガニスタンの DDR も着手されておらず、モザンビーク、シエラ・レオネ、リベリアなどのアフリカ諸国と、コロンビア、エルサルバドルなどの中南米での経験が基礎になって書かれている。くしくも原書出版後の 2005 年以降、ルワンダを含むアフリカ大湖地域、アフガニスタン、インドネシア・アチェなど各地で大規模な DDR が行われるようになった。けだし、原書が果たした役割が大きかったと推測する。

第 2 部の内容は、本書のために書き下ろしたものである。第 1 部で著した理想的な、あるいは夢のような DDR をすべての事例に当てはめるには無理がある。中でも主要な論点である「コミュニティ」の概念の変化、戦争犯罪者の処遇、武装グループの変質の観点から議論に挑んでみた。

第 2 部はまた、2005 年に日本外務省が DDR 研究を本著者である吉田鈴香に委託したときの研究報告書を一部参考としている。同研究は、スウェーデン政府が DDR の国際的な枠組みを決めようと、ストックホルム・イニシアティブ・オン・DDR (SIDDR: Stockholm Initiative on DDR) を開催したことにあわせ、外務省が行った。吉田は日本での研究座長を務め、SIDDR の会合に日本代表として何度か参加した。その会議の席上で配布されていたのが、本書第 1

部の原本であった。

研究では、助手を務めてくれた山口正大氏の功績が大きかった。本書第 2 部にもそれは大いに反映されている。写真は山口氏と著者がそれぞれシエラ・レオネで撮影したものである。おもに武装解除、動員解除を表す写真を撮影したのは吉田、社会復帰プログラムを写した写真は山口氏撮影である。第 2 部第 2 章「DDR の歴史」は、研究熱心な山口氏との共著である。DDR について他のドナー諸氏と議論するたびに、論点として浮かぶ「なぜ社会復帰を一連の流れに入れるか」の答えは DDR の歴史そのものにあるに相違ないと思い、この項目を立てた。財政再建の必要性があったとの結果は、非常に興味深い。多大な予算を求める社会復帰プログラムは、ポストコンフリクト国が独自に行うには財政的に厳しいと考えがちだが、冷戦後の軍事予算削減の時代にはむしろ予算に余裕があり、それをファンジビリティ（資金流用可能性）なしに効果的に使う財政支出を促すためのものであった。

SIDDR 会合の後、吉田はスウェーデン国防軍国際センター民軍協力コースを受講し、民軍協力という包括的な概念とアプローチの中での DDR を研究し始めた。こうした一連の編著者の DDR についての知識とネットワークを本上梓によって日本社会に提供し、学術研究者、実践家、学生の知見向上に貢献できることを大変光栄に思う。

本書は、執筆者の 1 人で SIDDR 会合の仲間、Kees Steenken が翻訳の了解を吉田鈴香に与えてくれたことによって、出版がかなった。ここに、Kees ほか執筆者の皆様へ感謝の意を表す。そして、翻訳の了解を得るためにご尽力くださった川村和浩・在スウェーデン武官、権藤三千歳・前武官、SWEDINT（スウェーデン国防軍国際センター）の Frank Larsson 氏にお礼を申し上げる。また、出版社を探して奔走する著者の前に救世主のごとく現れた、笹川平和財団主任研究員・世古将人さんにお礼を申し上げる。

特にここに謝辞を述べたいのは、第 1 部の翻訳を手伝ってくれた、宮田誠一、中久保慎一、浦友子、佐久間千恵美、中西謙三の各氏のご努力である。DDR についての用語と知識が輸入であるため、未だ多くの用語が日本語として確立されていない。第 1 部の原本にはそうした多くの未翻訳語が含まれており、彼らとともに呻吟した。今後、翻訳に対してより適切な訳語をご存知の方はご教示いただければ幸いである。

2008 年 5 月

吉田 鈴香

第 1 部

武装解除 動員解除 社会復帰

現場・座学用実践ガイド

Disarmament, Demobilisation, and Reintegration

A Practical Field and Classroom Guide

【著】

Ian Douglas, Colin Gleichmann, Michael Odenwald,
Kees Steenken, Adrina Wilkinson

【発行】

Swedish National Defence College
Pearson Peacekeeping Centre
The Norwegian Defence International Centre
German Technical Co-operation

【監訳】

吉田 鈴香

謝辞

この本の完成は多数の方々の努力の賜物である。時間を割いて協力いただいた方々のチームワークと、そしてさまざまな異なる分野から寄せられたアイディア、ご意見や経験などの貢献がなかったら不可能なことであった。トルグニー・アブラハムセン (NODEFIC)、コリン・グライヒマン (GTZ)、ヨハンナ・オーマン (SNDC)、キース・スティーンケン (PPC) はそれぞれが所属する団体からの全面的な立案と貢献という責任を負うものである。イアン・ダグラス氏、ベンクト・リングレン氏、トーマス・ロブグレン氏、アンジェラ・マッケイ氏、カーク・マクレオード氏、ハンク・モリス氏、およびスーザン・ソーク氏などはこのプロジェクトを活発なアイディアや力強い激励によって導いてくださった。

この本はまたグラハム・デイ氏、スタイン・エリングセン氏、ヴィダー・ハルク氏、ハラルド・ヒンケル氏、デビッド・ラスト氏、ブレントン・マクレオード氏、ステファン・メイヤー氏、ハンス・ソルグレン氏、ロバート・サンクトン氏、そしてエイドリアン・ウィルキンソン氏の個々の経験分野から寄せられた詳しいコメント、説明、写真などから大いなる恩恵を受けている。

ヘザー・クレピール氏はこのテキストの最終校正段階での監督の役割を果たしてくださった。ユッタ・ヘルデン氏にはこの本のデザインを担当いただいた。

多数の方の協働と貢献のおかげでこのプロジェクトはダイナミックで柔軟性のあるチームになっていったのである。ニコール・ブッシュマイヤー氏、ニコール・ディアル氏、モイラ・グッドフェロー氏、キャサリーナ・ニーデルハット氏、フランツ・ジョセフ・サール氏、アントイン・テラー氏およびヤーノシュ・ウィッテ氏は大西洋を挟んで双方からこの本のために運営面と研究支援および制作と印刷に関する調整を行っていただいた。

序文

元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰のためのプログラム（DDR）はいまやPKO 平和維持活動や紛争後の再興計画には不可欠のものとなってきた。国連平和維持活動において、DDR プログラムが取り扱う諸問題抜きで遂行可能なものは皆無に等しい。多くの国々においてもこれまで自国の治安部門の改革あるいは武力削減の一部として動員解除計画が実施されてきた。DDR プログラムは平和活動における軍と民の極めて重要な連携を構築する。持続可能な平和と開発はこのようなプログラムの成功にかかっているのである。

今日では広い範囲の異種の組織が DDR プログラムの個々の計画の立案または遂行に加わるようになってきた。そこにあるのは軍事関連と民間の業務である。大多数の国では、兵士や武装した民間人の武装解除から始まり戦禍の被害者グループの社会復帰まですべてをカバーできるような組織や命令など存在しない。一方で当該国の動員解除機関や、外務省、平和維持派遣団における意思決定権者たちは、このプログラムの立案から財政、そして実施に至るまで一貫性を保たなければならない。

この本の狙いはDDR 活動のすべてを包括的に説明しようとすることである。DDR プログラムに関わる特殊組織に属する上級、中級スタッフのためのトレーニング用の教則本であり、平和維持活動や開発プロジェクトについての学術書ではない。この本は多岐に亘る専門的分野からノウハウを持ち寄るとともに、DDR プログラムにありがちな問題の解決方法を説明している。

著者は皆、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、バルカンなどでの DDR 活動の長い実績を持っている。彼らは国連平和維持活動や開発プログラムにおいて軍事部門と文民としても活動を行ってきた。プログラムマネージャーやトレーナーとして個々のプロジェクトの立案や専門スタッフの調整準備に従事した人たちである。実践的なフィールドと、教室双方のガイドが DDR 活動の前、中、後期における数多くのスタッフ訓練コースで展開、試されてきたのである。

本書の制作は複数の陸軍士官学校、平和維持活動訓練センターや開発機構によるユニークな協力によって可能になった。スウェーデン国立防衛大学（SNDC：Swedish National Defense College）、ノルウェー国際防衛センター（NODEFIC：The Norwegian Defence International Centre）、カナダピアソン平和維持活動センター（PPC：Pearson Peacekeeping Centre）、そしてドイツ技術協力機構（GTZ：German Technical Co-operation）がDDR プログラムの分野での訓練、助言サービスを目的とした緊密なネットワークを創り上げてくれた。上記のパートナーたちは皆このマニュアルが適切なプロジェクト立案のための訓練資料やガイドラインになるように修正改編を加えてくれた。

ハンドブックは6章で構成されている：

第1章「概論」では武装解除、動員解除、社会復帰を短く定義し、DDR活動実施を成功させるための基本的な要求項目を明らかにする。そして動員解除や社会復帰が実行されていく中での和平プロセス、一般的条件、そして概念的な枠組みに焦点を当てて例証する。それはまたこれらの計画と開発業務との間の連携についての説明でもある。

第2章は武装解除プロジェクトの用語、目標および対象となるグループについて定義し、正規軍と非正規軍、武装市民を問わず武装解除を成功させるための必須のステップと原則について具体的に述べていく。

第3章は動員解除に関して、異なった対象グループや動員解除のために必要な前提条件の概要について述べる。この章は動員解除行程のステップについて詳説するものである。宿営、登録そして除隊などの技術的要求が述べられている。

第4章は全DDRプロセスの中での社会復帰の部分を検証するもので、一般的条件、目的、対象グループを定義していく。この章で特に重要なのは、国、地域、地方という3段階で社会復帰事業を成功させるよう考察する必要性である。ここでは開発計画、雇用の創出とともに社会復帰の過程での心理・社会的観点に焦点が当てられる。

第5章は結論を要約するものであるが、軍と民間組織の間のみならずすべてのレベルでの協力関係の必要性も同様に指摘していく。

〔訳者注：原書のハンドブック第6章〔別添〕はチェックリスト、ガイドライン、技術標準、文献集、そして共通頭字語リストを収めているが本編では割愛した。〕

本書は訓練および計画の中立的な基準書として用いられるように想定されている。この資料を出版することにより、我々は組織や個人がそれぞれに持っている専門的知識に磨きをかけ、DDR活動に適用させてくれるよう促したい。我々の希望は、国レベルでの軍と民間の活動家の関係は勿論のこと、平和維持活動部隊と開発機関の間の協働関係が向上することによってDDR計画がより適切な形で実行されることである。現実的な政策や信頼できる計画が実施されることによって、戦禍に傷ついた多くの人たちが戦後の社会で自分の居場所を見出し、自分たちの共同体の開発のための努力が実ることを願っている。

第1章 概論

■ 1.1 計画的工程としてのDDR——定義と機能

動員解除とは、軍隊への勧誘または動員とは逆の意味の概念である。軍事的には部隊の解体、兵員の削減、あるいは部隊の再編成を行うための仮の解体を意味し、それが正規軍であるか否かは問わない。動員解除と武装解除の活動の技術的な目的としては、軍隊の質的向上と効率化があげられる。すなわち動員解除による常設軍の減員がもたらす経費削減を通じ、より効果的に装備や兵士への資金配分が可能となり、軍事力の近代化、統制の高度化につながる。動員解除はまた、部隊をより効率的に再編成していく機会も提供する。

武装解除は、兵士数を減らし、部隊を解散させる目的の動員解除に必要な不可欠の役割を担う。武器類が当局に引き渡された後、当局はそれを安全に保管し、再付与や破壊を行うなどの責任を負う。

本書では**社会復帰**とは武装勢力の元兵士が社会で市民権を持ち、仕事や収入を一般市民と同様の方法で手に入れていくためのプロセスをいう。これは社会的、経済的なプロセスであり、時間的な制限を設けずに主に個々の地域社会で行われるものである。しかしこれは同時に国家の責任で行う一般的な開発の一部であり、しばしば外部からの支援が必要となる。

本書では、「兵士」とは各人で銃器を備えた個人だけを意味するものではない。武装勢力のすべてのメンバーが動員解除の対象である。その中には輸送や管理一般を担う人員、拉致され性的虐待を受けたり、他の方法で拘束され武装勢力側で生活するようになった女性や子どもたちも含まれる。

動員解除は効率化の観点からのみ行われるものではない。武装勢力の完全な解体はたいして新しい政府や地域の支配者側が武装勢力の**政治的正当性**を問題視するときに起きる。この解体は武装勢力が軍事的敗北を喫したり、戦線こう着状態に陥り交渉のテーブルに座らされた後に行われる。特に内戦ではどの党派も国を離れないので解体が起こりやすく、それゆえ元兵士の社会復帰は持続可能な平和の実現のために必要不可欠である。

上記の政治的正当性に対する懸念は武装勢力兵士に対する**動員解除の動機付け**の一部分のみであり、さらに以下の要素に対する懸念も動機となる。

- * (政治的) 党派に対する忠誠心
- * 民衆の支持をバックにした政治的正当性
- * 武装勢力内の少数派の存在
- * 人間の安全保障 (大部隊の存在が戦後の社会的、経済的機能への脅威とみられる場合)

個々の状況により動員解除の動機や選択肢が変わってくる。アフリカや中央アメリカでは動員解除は内戦や解放闘争の終結後に行われた。実際カンボジア、エルサルバドル、ニカラグア、アンゴラ、モザンビーク、南アフリカなどでは旧敵同士が公式に**権力の共有**に合意したからこそ持続可能な平和が維持できたのである。旧敵同士が共通の政治体制に組み込まれ、戦闘部隊はさまざまな新しい役割を担う。そういう状況下では動員解除は政治的な強制力により達成されることになる。

従来、敗北者側の**武装グループを解散する代わりに**、それを再編し勝者側の部隊に組み込むという手法がとられてきた。この新しい同盟は数多くの勢力が存在する内戦において適用された。しかしながら、戦争終結後に行われる改革では、過度に大きな力を持った部隊は勢力を削減されることになるので、彼らが政治的に排除されていると感じると、政治体制上深刻な事態に陥ることも考えられる。

動員解除は**軍勢力の注入が必要とはいえ**、実行方法や組織的手法としては**基本的には文民主体のプロセス**である。反対に武装解除は基本的に軍事的なプロセスである。それゆえ武装解除後がなされた後はすべてのプロセスが文民主体で行われる必要がある、という図式になる。また、政府や官僚機構の機能不足を補うのは NGO の役割となる。従ってたとえ軍勢力が投じられたとしても、意思決定やプログラムの実行は、この目的のために新たに設立される国家評議会の責任でなされるべきである。

しかしながら、動員解除はポストコンフリクトの状況下といわずいつでも起こりうる。戦争直後の動員解除はかなりの**時間的制約**の中で行われるのに対し、平和時に行われる動員解除は計画を十分に練ることや、テストを行うことさえもできる。この考え方から、戦後すぐにやるよりは戦争後すべての兵士を1つの部隊に合流させた後に、時間的制約を受けない形で動員解除を行う国もある。

現在、世界の紛争の大半は内戦である。国家間の戦争は外交的な解決や軍隊の引き揚げなどの方法により比較的短期に終結するが、内戦は様相がより複雑で解決のプロセスも時間がかかる。何十年にもわたる内戦により社会のあらゆる層で**暴力の拡散**が観察される地域もあるが、それは特に小型武器類（SALW）の蔓延により増殖されることが多い。

戦闘行為の終結は**根本的な紛争の原因**の解決を意味するものではない。反対に社会的不平等がしばしば戦争によって増幅され、生活を改善するために戦ってきた人間が、戦後良い暮らしを実感することは稀である。すなわち動員解除そのものは潜在的な紛争の種や原因を取り除くものではない。

DDR プログラムの基本ステップ

DDR プログラムは、頭文字の順番が武装解除 (D)、動員解除 (D)、そして最後に社会復帰 (R) となっているが、実際には武装解除から始まるものとは限らない。むしろ武装解除は動員解除の象徴として、また実務的にも不可欠な要素として組み入れられている。何故なら動員解除対象の兵士たちは、自分の生活の一部であり、かつ存在証明とも言える武器

と別れを告げることになるからだ。武装解除は動員解除の前でも後でも、また最中でも行われるものである。例えば、市民が武器を差し出すという場合、この武装解除は動員解除の一部とは言えず、単に単独の武装解除である。一方動員解除はそれ自体常に武装解除のプロセスを伴う。

基本的な動員解除のステップは：(1)計画、(2)宿営、(3)登録、(4)武装解除、(5)除隊前の説明、(6)除隊、となる。動員解除に先立つ政治情勢が時系列的ステップの進行や内容に影響を与える、ということ認識する必要がある。これらの問題点は後述する。

武装解除のステップは：(1)武器調査、(2)武器回収、(3)武器保管、(4)武器破壊、そして(5)武器再利用、である。

社会復帰の実践は国家、地方、そして地域という 3 つのレベルで行われる長期的なプロセスである。すなわち、国家としてのポリシー確立、地方の実施機関や地域レベルの緊急救援、定住地までの移送、除隊手当支給、生活物資支給、復興事業、そして職業訓練があげられる。

■ 1.2 いつ DDR は始まるのか？

DDR は**和平プロセス**の一部であり実質的に信頼感を醸成させる手段である。和平交渉がまだ続いている間に DDR プログラムを開始するのが有効であり、これが和平プロセスのさらなる発展を促す。和平交渉は、将来的な統治システムの一部となる紛争管理の重要な先駆けとなる。良い統治システムには人々に安全をもたらし、その結果持続可能な平和と発展を育てていく作用がある。読者は、和平交渉と DDR プログラムの必須項目が互いに相容れないのではなく、むしろ時間とともに重なり合っていく性質のものであるということを理解してほしい。この 2 つは信頼醸成により強化される。

平和維持活動の法的枠組み

DDR は必ずしも国際機関の活動を伴うものではないが、近年国連など多国間の**平和維持活動**の一コンポーネントとなる傾向にある。この意味で、平和維持活動の法的枠組みと権限について理解することは重要である。

平和維持活動への参画には 3 つの異なった方法がある：

- (1) 一国家の単独意思決定として、軍隊を平和維持活動や地域発展の助力として参画させる形態。
- (2) 二国間の合意により、部隊や民間人を平和維持活動支援のために雇い入れる形態。
- (3) NATO やアフリカ同盟 (AU)、あるいは米州機構 (OAS) などの世界的な地域機関の合意、または国連総会や安全保障理事会の決議による参画。

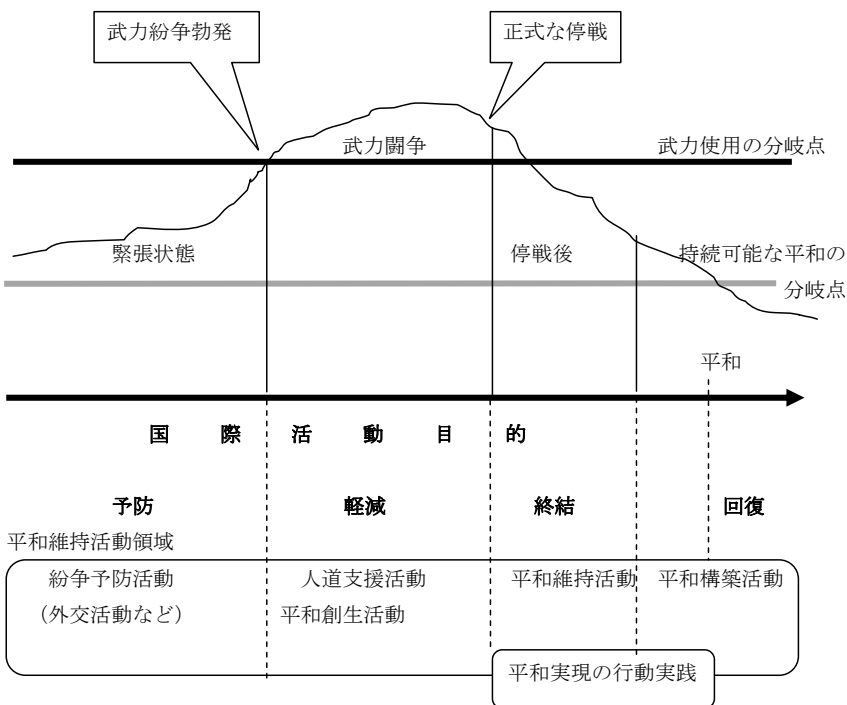
通常平和維持活動を受け入れる国はその活動内容に同意する必要がある。従って国際法上は合法であっても当該国の同意なしに介入を行った場合、政治的なさまざまな要素によ

り国連がそれらの活動に権限を持たせないことはままある。活動を行う**権限**は多分に政治的であり、それゆえ経済的利害や政治的利害、あるいは社会的な圧力などが、国連安保理の介入承認に影響を与える。

国連からの平和維持活動の権限は通常安全保障理事会の決議による。その**権限**は武装勢力、要員を派遣する国、国連からの派遣職員などに対して明確に認識されなければならない。受け入れ側の地域社会に対しても活動の目的、目標が明示されるべきであり、それによって地元がより協力的に活動への支援を行えることになる。

図 1 は本書で使用される用語・概念の概観図で、暴力的紛争を終わらせ、和平交渉を開始する過程を示している。定められたスケジュールの中で、和平交渉は、いわゆる平和に向けての具体的な手段、すなわち当事者同士が紛争終結の確約をする和平協定の調印に先立つものである。

図 1：紛争と平和維持活動の領域



和平交渉

和平交渉が行われている間に、DDRプログラムの導入にあたって第1に考慮することはすべての**参加者の安全懸念**である。小型武器は安価であり、使用も輸送も簡単であることから、プログラムの中でまず最初に武装解除が求められる。武器の存在は特に武装勢力間において不安定な状況が続く原因となる。北アイルランド紛争でのIRAと英国政府、およびコロンビアのゲリラ（FARCとELN）とコロンビア政府という2つの交渉事例にこれを見ることができる。両方の事例でも、武器の放棄は無条件降伏を意味し、武器の所有こそが交渉力と考えられていた。政府と戦ってきた非正規軍側が、動員解除が行われた後にまた同じ政府が治安を担当することに不満を持つことは理解すべきである。1つの解決方法は多国籍軍が入り治安に当たることであるが、これは両当事者がともに外部からの平和維持活動を許容する場合にのみ有効である。

いかなる和平協定文書も武装解除、動員解除および社会復帰の記載が必要である。DDRプログラムは、元兵士とコミュニティの人間の安全保障を確かなものにし、収入を得るための機会提供を支援する。DDRプログラム抜きでは和平合意は維持できない。また、政治、経済、社会のいずれが不安定であっても平和維持活動は長続きしない。元兵士が、再び武器を持つよりもっと良い選択肢があることを確信できるようにする必要がある。それゆえいかなる和平交渉でも元兵士の意向、意思あるいは能力を考慮して進めなければならない。また男女の性別の役割の変化も同様に考慮されるべきである。こういう要素を取り入れることにより、紛争の平和的解決や統治そのものの土台作りができ、市民社会の健全な発展に寄与することになる。

地域社会では元兵士のみならず民間人の安全への要求も高い。武力紛争が起こると**人権**侵害がはびこることを認識すべきである。内戦の特徴の最たるものは、当事者が伝統的な戦争のルールに無頓着なことであり、地域社会は内戦により安全を脅かされ、強制退去を余儀なくされ、暴力にさらされる。内戦は国やコミュニティのつながりを分断し住民同士の信頼を破壊し、社会構造に亀裂を生じさせる。このため人間関係は崩壊し人間の安全保障が阻害され、その結果侵入者から身を守ることを理由として小型武器の保有が進行していく。こういう状況が続くと経済的な投資活動や国の発展が妨げられる。ここに取り上げた手法はこれらの安全欠如を克服するために有効となる。

良い統治下では政治体制の検証を行い、その結果政治組織の変更が人間の安全保障を向上させることがままある。それはすべての利害関係者の意見が考慮され、政治、経済、社会、文化および市民社会の安全に反映されていく形をとる。民主主義に後押しされた**政治変革**は、紛争後の社会を安定的かつ持続するための環境を作り上げることができる。抑圧や迫害に抗し、変革に向けて立ち上がった武装勢力がいる場合は、なおさらこのことは大切である。地域社会から信頼感を持たれた統治体制は持続可能な平和と発展を続けることができる。安定的な統治体制が長期的な経済投資の導入や持続可能な開発をもたらす。

■ 1.3 良い統治と治安部門の改革

良い統治とは、民主主義原理にのっとって有効な政策決定がなされ、その結果社会のさまざまな勢力が国家に影響を与えることが可能となることである。また、良い政治はその社会が潜在可能性を花開かせる重要な前提条件ともなる。これはもはや単なる政府機関が目指す目的に留まらず、一国家としての目的でもあり、また貧困を根絶するための世界共通の不可欠な要素とも言えよう。

国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）は良い統治の8つの特徴をあげている。

(1) 参画

男性、女性両方の参加が必須である。直接参加、または正当な機関や代理人を通じた間接参加がある。ただし、議会制民主主義が必ずしも弱者の利益やニーズを保証しているわけではないことには留意すべきである。情報が行きわたる環境で整然とした参加ができることが大切であり、またそこには自由な連携や意見表明ができかつ秩序ある市民社会が必要である。

(2) 法の支配

公平な法制度とその実践が必要であり、警察や治安部隊が一般人や少数派の人権を尊重し、また司法の独立が確立していること。

(3) 透明性

当局の意思決定やその履行により影響を受ける人たちが、その意思決定過程、決定事項、履行について十分かつ包括的な情報にアクセスできること。

(4) 対応力

制度とプロセスがすべての利害関係者のために存在するものであり、いろいろな意見を考慮した上で、妥当な期間内で行動していること。

(5) 合意指向の統治

社会の中でのさまざまな利害関係を調整し、全体にとっての最適な遂行手段について共通の理解が得られていること。

(6) 公正さと一体感

社会のすべての人々が、そこに属し、内包され、統治プロセスの一部を担い、生活の維持や向上がもたらされることが実感できていること。

(7) 効果および効率性

資源利用と環境問題を十分に考慮に入れた上で、統治行動自体が資源を有効に利用するという社会的ニーズに合致していること。

(8) 説明責任

民間レベルか公的かを問わず、すべての機関と組織はその意思決定や実践過程での利害関係者に対する説明責任がある。この説明責任を担保するものとして上に述べた意思決定、実践、透明性、法律などの項目が充足されていること。

治安部門の改革

良い統治は治安部門の改革（Security Sector Reform：SSR）を行い、公平な法の制定と施行がなされるようにする。これは DDR のプロセス上大変重要なことである。以前は武装グループがそれぞれ自分たちの集団の安全にのみ注意を払っていたが、和平交渉が進行する中では社会全体に適用される治安対策が講じられなければならない。従って、治安部門の中には国とその国民を暴力と抑圧から守る責任を持つ組織を設けることになる。SSR には政府の各部署（行政、立法、司法）のみならず警察や軍、憲兵隊などの公安機関も含まれる。また、SSR には治安担当職員の内規や法制度の再検証、また必要であれば法改正まで含まれる。

上記のアプローチは人間の安全保障（と人権）の問題を当局や各種機関側から述べたものである。しかし、もちろん市民も社会の主要な構成メンバーであることから、治安が醸成されようとするときには、個人同士の人権重視の重要性も認識する必要がある。この社会的安全が成功し持続するためには、統合的なアプローチが採られるべきである。こういうアプローチでは**市民社会**の役割を検証し、人間の安全保障に対するニーズを考慮する余地を設けることが求められる。すべての人が自分を利害関係者と認識しかつ持続的な統治の制度に参画する責任を持っていると自覚するには、情報が行きわたり秩序だった市民社会の存在が不可欠な要素となる。お互いの権利を尊重し少数派の権利を守ることが良い統治の原理原則である。持続的な成功をおさめるためにはそういう原理は地域レベルでの考え方や感覚に基づくものでなければならない。

こうした背景から、DDR においては、社会的役割および**男女の役割**の変化について十分考慮すべきである。紛争時に、自ら戦いに参加するか、または夫が武装集団に入ったため自分は家庭を守ることに徹する、というような役割を担った女性たちに対して、彼女たちが自分自身の未来に向けて自由に発言ができること、また決して強制的に紛争前の状態に戻すことはしない、ということを保証するのが大切である。

■ 1.4 DDR の前提条件

動員解除を成功させるには、和平プロセスの進行とともに、ある種の条件が煮詰まることが重要である。同時に、大きな DDR の一プロセスとしての動員解除は、和平プロセスを推進する**信頼醸成措置**でもある。その際、動員解除計画が開始される前に考慮すべき安全対策の諸問題が存在する。これらの中にはまだ結論が出ていない軍事的、政治的な問題で、動員解除が実行に移される前に条件が確定しなければならないものがある。各条件は重要性に応じてランク付けされ個別に審査、検証される。

各条件は以下の内容を含む：

- * すべての紛争当事者の代表の概括的な**同意**が不可欠である。動員解除の影響は各当事

者により違いはあるものの、参加者すべてが動員解除に賛成することが重要である。目的は**停戦**である。

- * **武装勢力の指揮命令**から指示された部隊の指揮官や軍閥はどこの地域にも存在する。停戦後すぐの動員解除でも平時の動員解除でも、指揮官が部隊を統率することが物事を進める前提となる。
- * DDR における各**手続きとそのタイミング**は和平協定に盛り込まれ、かつその先の行程でいかなる障害が起きても対処できる柔軟な内容と表現で記されなければならない。各事項の詳細や元兵士が動員解除により受ける便益などは和平協定の一項目として作られる委員会で策定されるべきであり、その委員会は、支援国、国連、国際機関、NGO および元兵士グループなどすべての関係者で構成されるものでなくてはならない。
- * 和平協定が締結される過程で DDR の計画策定が行われるが、この時点では**ドナー**の参画が必要となる。それは、初期段階でのドナーからの資金提供が動員解除をスムーズかつ効率的に進めるからである。中米でのケースでみられたように、ドナーと政治的影響力がある関係当事者が「友好グループ」を作り成果をあげることもある。
- * 動員解除の**対象となるグループ**の定義は和平協定で明記されなければならない。政府組織（例えば警察）や他の市民組織（例えば帰還難民）との明確な違いの認識は重要である。
- * すべての当事者が合意した協定は前述の委員会が**監督**すべきである。このことは協定遂行に遅れや順守違反が出たりする場合には特に重要となる。委員会は全当事者が参加し、全地域に自由にアクセスできなければならない。
- * **中立的な国際監視団**の参加は、特に動員解除が和平プロセスに不可欠なコンポーネントとなっているとき、その円滑な遂行に役立つ。大半の場合、プロセス初期には紛争当事者間の不信感が当たり前になっているので特に国際監視団の存在は重要である。国際社会の協力により信頼感が醸成されていくのである。
- * 治安上の問題を離れても、動員解除プログラムの**有効性と実現可能性**は利用可能な資源と社会基盤に大きく依存する。兵士やその指導者から了解を得るためには、前もって動員解除のスケジュール、地域、プログラムなどが詳細に示される必要がある。
- * 期限と**集合キャンプ地**の明示は動員解除をやりやすくし、兵士に明確な展望を与える。集合キャンプ地は戦闘部隊からみてわかりやすく簡単に集合でき、かつ中立な治安部隊により監視されるべきである。

■ 1.5 条件

動員解除のプロセスは戦争から平和への**移行期**における諸条件を決定する。この時期に元兵士への給与支払いなど供給側に問題が出るとプロセス進行を阻害することとなる。停戦後、大半の武装集団は自分たちで兵士を養っていくことはできず、中には部隊指導者が

責任放棄してしまうケースもある。こういう状況では国や二国間、多国間の組織が専門性の提供、食糧供給、医療や輸送の支援などで貢献することが求められる。

安全は元兵士にとって武装解除と動員解除のプログラムの中で最も大切な要素である。彼らの身の安全は DDR プログラムの最中のみならずその後においても確保されなければならない。彼らの利益を尊重するためには、紛争の当事者全員が平等に行行使できる政治的な権限を共有する必要がある。そうすれば、過去の失敗例にみられたような、彼らがまた自衛のための武装に戻ってしまうようなこともなくなるのである。1980 年代、コロンビア武装組織の FARC は愛国戦線 (Unión Patriótica) という政党を結成した。その後まもなく何百名ものメンバーが暗殺されてしまった。この事件以来、和平協定における動員解除の交渉においては、武器を差し出し市民生活や政治活動に戻る人間に対して**身の安全**確保の条件が最大のテーマとなった。エルサルバドルではそういう殺害を徹底的に調査する委員会組織の創設が殺戮の蔓延を防いだ。

すべての兵士とグループができる限り初期から**交渉に参加**することで、彼らの要求や利益が尊重されてくる。すなわち女性や傷痍軍人を含む政治的、社会的、文化的、経済的、民族諸グループの参加が必要となる。すべての利害関係者が参加することにより、DDR プログラムは差別を極小化でき、また武装闘争に戻る可能性を排除することができる。正規軍か非正規軍かを問わず武装勢力の武装解除に焦点が当てられることが多いが、一方一般市民に小型武器が広まることも法制度の維持、社会秩序の安定に対する大きな妨げとなる。小型武器の拡散は紛争当事国のみならず近隣諸国や地域全体に対しても大変深刻な問題である。政治や外交は戦争の終結に資するが武器の拡散はしばしば商業目的にもなり、紛争の長期化や新たな暴力を生みだす。

暴力が続くと人道支援も滞り、ひいては難民の帰還や元兵士を含む人々の帰還をも妨げることになる。**再発する暴力**、低開発、社会復帰の展望の不足、さらに武器入手の容易さが相まって、犯罪率の上昇や暴力の蔓延を許すことになる。

内戦の後は政治や経済の統合を伴い新たな変革プロセスが始まる。構造調整によって引き起こされる変革はしばしば社会の底辺層の生活をより悪くすることがある。元兵士は自活の手段を欠き政府からの援助に依存していることが多い。こういう複雑な状況では動員解除は統合プロセスの重要な手段として登場し、また長期の社会復帰プログラムの前準備ともなる。

政府や暫定的な監督者にとって、DDR プログラムの計画と実践はおびただしい実務的、概念的な問題を抱える。一カ国の DDR プログラムは**計画**と準備に十分な時間をかけるべきであり、また実行過程および予算面においても主要な政府機構の能力強化と組織強化が図られるべきである。内容を十分吟味し実行するには個別事象ごとに専門家集団と連携してコンサルティングサービスを受けるのが望ましい。

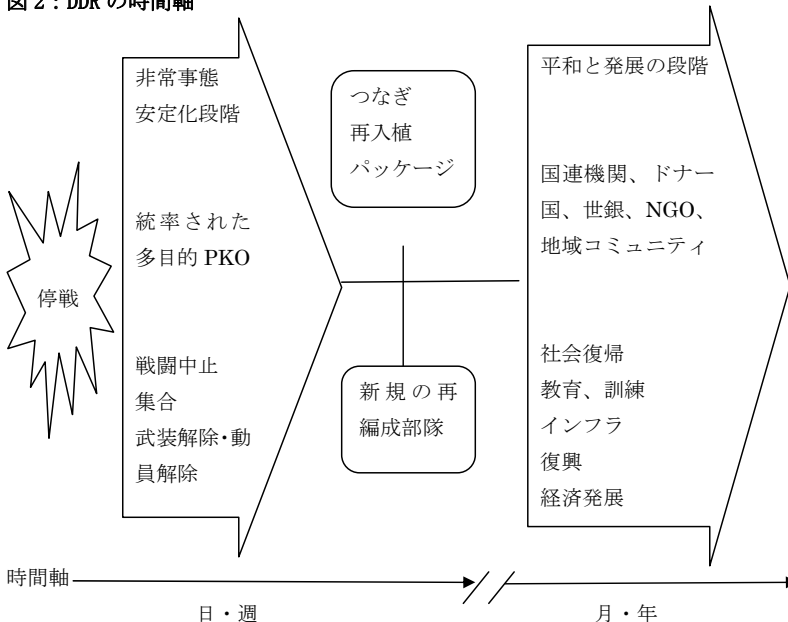
紛争の後、社会基盤が破壊され、市民が自助能力を失っているときには、コンサルティングサービスに加え、**緊急支援**が必要となる。この支援は平和維持の重要な支えとなる。

紛争後の複雑な状況と復興活動における動員解除はドナー国の関わりを促すことになる。ただし、個々の機関はそれぞれ**独自の役割と業務**を持っており、武装解除や動員解除のプロセスには関与しないこともよくある。また、各機関は DDR に新しい概念や医療などの専門性を提供してくれることもある。従って、軍事的なものや民生的なもの、あるいは緊急なものや開発援助業務など明確な違いを認識することが必要となる。さもないと、DDR プログラムはドナーからの資金や協力を失い、重要な事柄を達成できなくなってしまう。こういう観点からの成功例の1つとしてグアテマラがあげられる。グアテマラでは、国民共同戦線 (URNG) の動員解除のために設置された共同委員会にすべての当事者が参加し、停戦前に責任を分担し運営したことにより、宿営やその後の動員解除プロセスではほとんど事故もなく遂行された。

動員解除プログラムと地域との関係度合いにもよるが、当事者同士の停戦協定にも関わらず散発的な戦闘が行われている地域に動員解除が真の停戦をもたらすか、あるいは**武力闘争**の再発により DDR 活動が危険な状況に追い込まれ中止されてしまうのか、という問題は確かに存在する。

図 2 は DDR 活動の概観と、短期および長期の視野で捉えた武装解除、動員解除、社会復帰のあり方である。

図 2 : DDR の時間軸



■ 1.6 DDR と開発協力

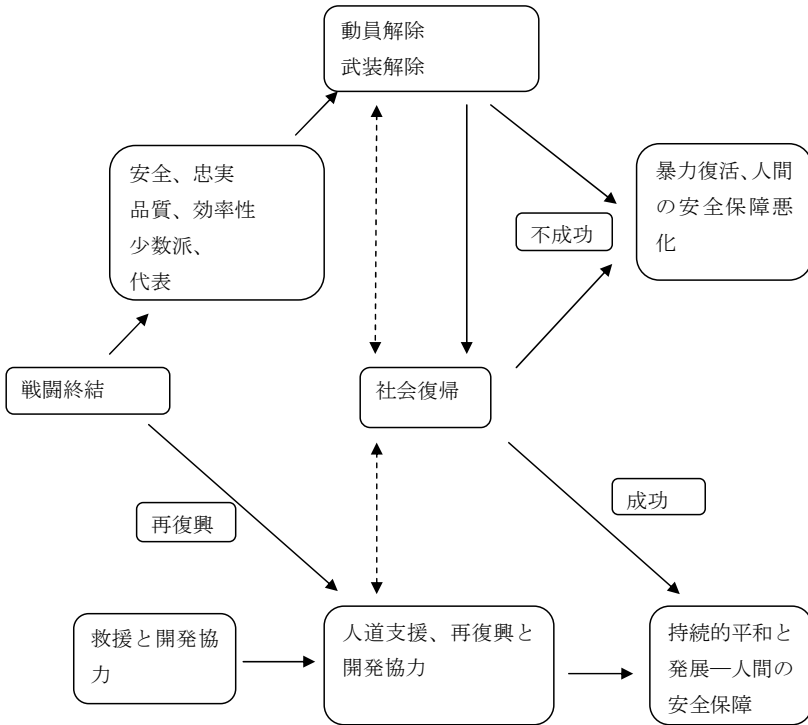
武装勢力の人的管理と彼らの住居への支出は国の予算の大きな部分を占める。動員解除の開始が早ければ早いほど解除後の兵士の社会復帰や戦後復興、長期的開発という分野に資金をつぎ込むことができる。**資金の再配分**のみならず、戦闘に行く必要がなくなった人的資源の再配分も実現され、発展のプロセスに好影響を与える。社会復帰や社会の再建計画はこういう観点の調査が行われ、うまく活用されれば進行が加速される。

社会復帰手段がうまく設計されないと、動員解除や社会復帰自体が当事者間の協力体制に悪影響を及ぼす。社会が経済的、政治的、社会的、文化的など、何らかの観点で元兵士を受け入れないと、彼らは自己防衛として収入を得るためにいとも簡単に武装闘争や犯罪に身を染める。こういう事態になると物理的、経済的、また社会的な不安定状態に陥りそれが国全体に及ぶ。さらに物資や食糧の略奪や、身代金目当ての誘拐などが横行し国の発展が阻害され、各国からの人的協力も滞ることになる。このことは元兵士自身を含む国民全体の生活向上に資する**救援と開発**の芽を摘むことになる。

それに対して、うまく設計された開発協力は DDR の成功を導く基盤を築く。元兵士を開発プロジェクトに組み込み主体的に取り組ませることは社会全体の利益に資するだけでなく彼らの社会復帰を容易にする。彼らも自分の未来に自信が持てれば暴力や戦争に戻ることはなくなる。DDR プログラムの一部とみなせる開発協力は、元兵士をまず経済的に自立させ、次に社会的に、さらに政治的、文化的に社会の一員として同化させていく。DDR プログラムの中での開発協力支援は、物資輸送から地域機関へのコンサルティングサービスなどの分野にわたり、緊急支援から技術指導まで幅広く行われる。この事項は後の章で詳述する。

図3はDDR、発展、人的安全、持続する平和の概念を概観したものである。

図 3 : DDR、人的安全と持続可能な平和的發展



この後の章は DDR プロセスの基本を個別に検証し、注目すべき方法を取り上げる。軍事的要素、短期的な人道上の問題、そして長期の発展のための作業などの関係づけ、そしてこれらが DDR プログラムにどう貢献しているのかを検証する。

第2章 武装解除

■ 2.1 定義

武装解除は動員解除の主たる目的である。武装解除は武器回収、小型武器、弾薬、爆弾、各種大型小型武器の管理と破壊とから成る。また武装勢力のみならず一般市民からの回収もかなり多い。武装解除は**信頼醸成措置**として不可欠であり、いらだつ紛争当事者と警戒する市民を抱える不安定で緊迫した環境に社会的安定をもたらす。武装解除にあたっては、紛争当事者、すなわち正規、非正規を問わず軍、ゲリラ、民兵などすべての参加者の合意が重要となる。それゆえ、武装解除には武器管理プログラムの開発が含まれなければならない。

■ 2.2 目的

武装解除は社会において小型武器(SALW)の管理を目的し、通常の社会に戻り、また非暴力的な解決が可能な環境を提供することを目的とする。武装解除の明確な目的は、一般社会に出回っている武器を削減することであるが、一方**人間の安全保障に対する脅威**をなくすということでもある。つまり持続可能な安全と開発を達成することと言えよう。

■ 2.3 対象グループ

武装解除活動、そして活動のそれぞれの局面は、特定のグループに焦点を当てて行われなければならない。例えば正規軍に対しては適当なアプローチが、ゲリラ軍に対しても当てはまるということではない。

従来の(国家間の)紛争は、二国間あるいは多国間の紛争と定義され、正規軍同士の戦いになる。一方内戦は正規軍とゲリラなどの非正規軍、あるいは非正規軍同士、または一般市民も参加するなど様相が異なっている。従って紛争後の武装解除プログラムの対象グループには正規軍、民兵、そして非正規武装グループのみならず、武装集団には属していないが自己防衛のために小型武器(SALW)を保有している一般市民も含めなければならない。

■ 2.4 条件と適用原則

2.4.1 条件

和平協定は武装解除を推進するための手段となり、協定には武装解除の時期と範囲が特定される。武装解除は信頼醸成措置の手段である。従って短期間のうちに着手されないと、

和平協定そのものが空中分解してしまう。しかしながら、逆に十分な準備を行う時間が与えられないと欠陥があるプロセスが進行し、その結果新たな暴力が生み出されることもままある。このことは国際監視団による武装解除活動が早急に求められること、また最低限武装解除プロセスの基本事項については和平協定に盛り込まれることが必要であることを意味している。

国際レベルの合意が形成されたら、次は紛争当事者の利害調整を伴う**国内レベル**の活動が計画されるべきである。

武装解除の手続きにおいて、順序立てや、当事者間の武力バランスを取っての進行は大変重要である。武装解除の各段階で**武力のバランス**を取りながら彼らの監督の下で武器破壊を行うことが望ましい。一方にのみ便益を与えたり、軍事力のバランスに急激な変化をもたらしたりするような状態は避けることが重要である。

和平協定に武装解除、特に武器破壊に関する規程がない場合、どのように武装解除を行うか、あるいは武装解除が行われるべきかどうかということですら、さまざまな解釈が生じることがある。武装解除のルールはまた、武器破壊に対して一貫したアプローチを取れないということにもなる。この問題に直接関係するのが、武器破壊の任務遂行を命じられた兵士たちへの**訓練とガイダンス**のレベルが不十分であるというである。動員解除の一部として完全武装解除が求められているにもかかわらず、元兵士の武装解除は和平プロセスの中で実現がいちばん難しいものである。実質的な部隊の解散と元兵士の武装解除は多くの場合同義ではない。

次項で述べる原則は武装解除プログラムの成功に必要な不可欠なものである。また、コミュニティの堅固な協力体制構築も非常に重要な要素である。

2.4.2 武装解除プログラムの詳細原則

国連開発プログラム（UNDP）で承認された項目は以下の通りである。

- * 安全
- * 管理
- * 透明性
- * 持続可能性
- * 反復性
- * 妥当性

安全は多分最も重要な原則である。爆弾や弾薬の移送は人命の危険に関わる。国際社会は、地域社会に対する義務として可能な限り武装解除を安全に行い、人命へのリスクを最小限にとどめることを念頭に置くべきである。いかなる形であれ、国際的な委任や支援を受けたプログラムにおいて生じた人命の損失は、そのプログラムの直接的な結果とみなさ

れる。この人命損失はプログラムに対する地域社会からの見方に大きく影響を及ぼす。かかる事態が生じると結果として国際的な支援機関や実行機関は現地のコミュニティからの信頼をなくし、現地のコミュニティは協力を手控えたり放棄したりすることになり、プログラムの成功は不可能となる。したがっていかなるプログラムにおいても安全に最も高い優先度を置くことがきわめて重要である。爆発物処理プログラム（EOD）および弾薬の専門家たちの機能を統合することはこの種のリスク軽減に大きく寄与する。プログラムコストの軽減を図るという名目で技術的な支援レベルを落としたりすると最悪の結果を招くこととなる。

管理原則は安全に直結しており、安全性、透明性および効率性を担保する基盤である。目標レベルの策定にあたっては、武器だけが安全を保障するものではなくるところまで、安全性の条件を高めることに集中すべきである。また、武器回収や破壊などの実行段階では十分に計画し管理された方法で行われることが肝要である。良い管理によりスムーズで安全な回収、破壊が実現する。武装解除の実行段階では物や人の移送など複合的なロジスティックが必要だ。従ってこの部分には、最大限の効果を生むよう資金や人的資源は、投入しなければならない。

透明性は地域社会と元兵士から信頼と支持を得るために重要な要素である。武器回収と破壊のプロセスは安全上の問題が担保されている範囲で人々の目に見えるようになさなければならない。降伏して提出された武器が、紛争相手や政府によって彼らに向けて使うことは絶対にあってはならない。公平かつ合法に進めるためには意思決定プロセスにすべての当事者代表が参加しなければならない。このことはまた、プロセスにおけるすべての利害関係が議論されるということにもなる。透明性は武器や弾薬の最終破壊の証明という役割も果たす。

武装解除プロセスは、透明性を高め信頼感を醸成するため、小型武器（SALW）への**意識喚起と情報キャンペーン**を利用すべきである。さらには非常事態安定化段階（ESP）の初期においては、武装解除プログラムは安定化促進に集中すべきである。意識喚起キャンペーンや恩赦条件などを通じた信頼醸成は、地域社会や動員解除対象の兵士の希望をかなえていく助けにもなる。また信頼感が高まることによって、個々の兵士や市民が武器の隠匿場所や暴力的たくらみなどを積極的に通報するようになる。透明性を高めるための意識喚起と情報キャンペーンはプログラムの中で資源配分も含め優先度を高くする必要があり、コミュニティのメンバーによって専門的に管理され実施されることが肝要である。地域の文化や規範に適合した方法と意思疎通がキャンペーンの推進に欠かせない。すでに人員が離散してしまった地域では、コミュニティのリーダーに情報提供することにより、国の内外で組成された民族グループの政治的な支持を取り付けることにもつながる。

プログラムの**持続可能性**は透明性と関連する。プログラムの運用上の理由から、武器回収や提出のプロセスは地域内でスタートし、それが他地域に広がっていく必要がある。この動きが全国に広まっていくまで武器移送や関連支出面にも十分な資源配分が求められる。

武器を提出する兵士に対し、彼らだけではなく引き続き武装解除が全国規模で行われていくということが十分説明されない限り、彼らを説得するのは難しい。プログラムの実行に際し資金面やマンパワーの不足が起り、スケジュールに遅延が生じると、解除される側の信頼感が損なわれ、それがプログラムの支障につながる。このため、十分な資金的裏付けが確認されない限り武装解除プログラムは開始されるべきでない。

ある地域から武器を多少なりとも取り除くことができさえすれば、それは何もしないよりはるかに良いという議論は誤りである。敵にあたる側から、そのコミュニティの武力が相対的に弱まったと思われるだけでしかないからである。**安全な環境**が作り出され持続されない限り武装解除活動は失敗に終わり、人々はまた自衛のために武器を保有することになる。

反復性の原則とは、同じような活動方法がプログラムを通じて適用できるということである。すなわち訓練、資源の使途、安全な武器回収と破壊、武器と弾薬処理の完全性の顕示やその他の活動プロセスにおいて、それらの方法が実行され、それが同時に簡単に反復できるならば、このこと自体がプログラムの持続性にもつながることとなる。

最後の原則である**妥当性**は、資源を必要に応じて個別の小規模武装解除の支援に充てることにより、安全な環境を発展させることができる、という点で重要である。プログラムの担当組織は国際機関ならびに国内機関（国連安全保障理事会、地域機関、または政府機関など）から委任を受け活動を行う。実際、正式な委任を受けていないプログラムが成功することは稀である。そういうプログラムは支援国からの資源配分や、武装解除を行おうとしているコミュニティからの支持を取り付けるのが難しいからである。

武装解除の工程を挫折させる、あるいは少なくとも影響を与える要素はさまざまである。武装解除されるべき戦闘部隊の強さ、部隊移動（分離、再編、集合）、集合キャンプ地、停戦、正式な停戦協定、信頼醸成措置、そして選挙などの選択と発展度があげられる。各工程は違って、少なくとも停戦協定の重要事項を取り入れ、当事者全員の合意が得られるように策定されなければならない。選挙プロセスは武装解除と動員解除の両方が完結するまで開始すべきでない。すなわち動員解除された兵士が定住し、選挙に参加できるようになるまで待つべきである。

■ 2.5 武装解除の手順

ここでは上にあげた原理を取り入れ武装解除の段取りを検証する。元兵士の武装解除と市民の武装解除は分けて考えるべきである。

2.5.1 元兵士の武装解除

彼らが**武器の回収場所**あるいは集合場所（AA）に到着したときからプロセスが始まり、武装解除は除隊の必須条件となる。平和時の除隊の場合では武装解除は彼らが拠点とする

住みかを出たときをもって開始とみなす。

2.5.1.1 信頼醸成措置

紛争後、武装解除や動員解除を待っている元兵士の信頼感は次のような方法で向上する。緩衝地帯や安全な通り道(コリドー)の設定、相互監視、コミュニケーションおよび2.5.1.4で述べる武器提出と放棄の2段階手続きなどである。これら手段はみなプロセスの透明性を確保するために役立つ。

緩衝地帯は戦闘地域から離れ国連軍事監視団(UNMO)の監視下にあり国連軍のパトロールが行われる。紛争当事者双方から連絡役の将校が出されており、緩衝地帯の役割が担保されている。場合によっては両勢力を引き離すこと自体が国連軍からの現実的な警告発信であると思わせることが大切である。

部隊移動は護衛団が付き添い安全な通り道(コリドー)を通るか、戦闘部隊の代表者が偵察し了承したルートを通るかのいずれかである。大規模な宿营地や武器の保管場所がある地域では、紛争当事者の双方から連絡将校が出て互いの陣地を監視する。武器破壊が実行されれば相手に対する信頼感は高まる。

コミュニケーションは相互監視や連絡役の出し合いをするケースでは大変重要な要素である。当事者同士のコミュニケーションが十分できない時はUNMOや国連軍とのコミュニケーションによる。必要であれば通訳・翻訳を行うことにより国際監視団と対立勢力との間でのコミュニケーションに透明性が増す。通訳、翻訳では信頼に足る能力の専門家が担当することにより誤解や誤報を避けることも大切な要素である。

2.5.1.2 武器調査

武装解除の初期計画段階の疑問点に答えるため武器調査は必要である。次のような質問があげられる。

- * どのくらいの数の武器があるか？
- * 誰が差し出すのか？
- * 小型武器(SALW)は当該地域でどのような役割を担ったか？
- * SALWの存在は社会や個人同士の関係にどのような影響を与えたか？
- * すべてのSALWが回収されたのはいつか、またどのようにしてそれがわかるのか？
- * 武装勢力の他に武器を管理しているのは誰か？(警察、特殊警察、憲兵隊など)
- * 無法者やギャングになる可能性がある重装備した人間たちのたまり場はないか？
- * 武装集団や彼らの武器庫はどこか？
- * このあと何が起こるのか？

回収武器の**一覧表**を作成する場合には、武器の数そのものをあまり問題にしないほうが良い。何故なら初期段階では武器数はあいまいかつ不正確であるからである。かなり後になって初めて信ぴょう性のある武器調査が可能になるのである。

2.5.1.3 武器回収

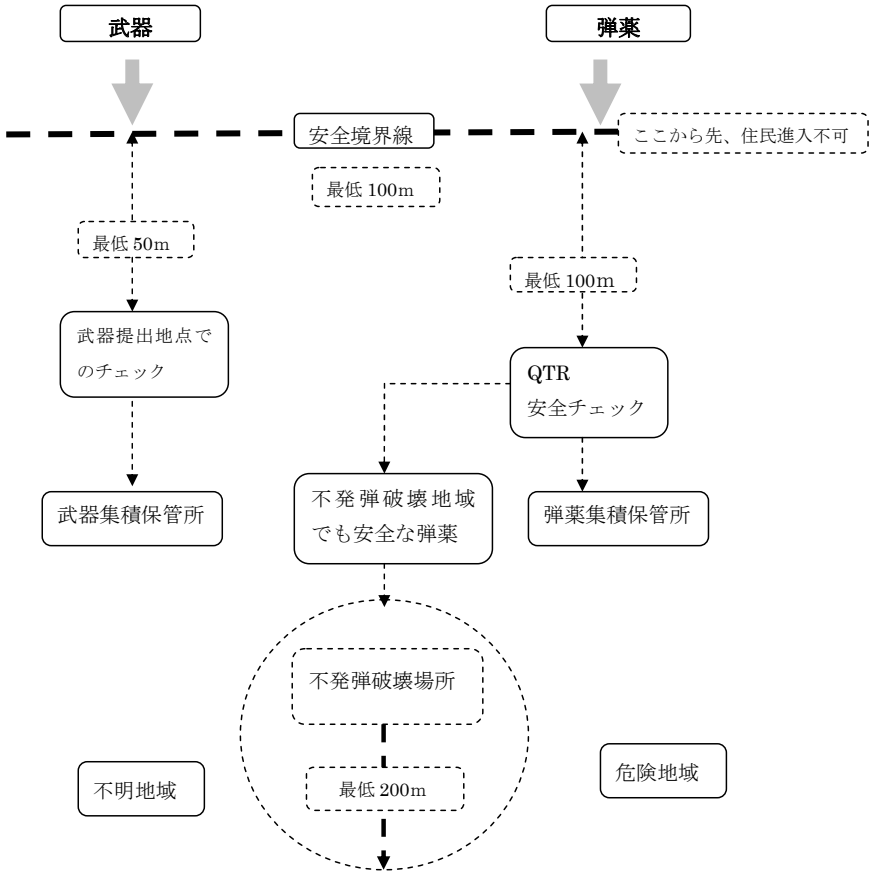
武器回収を効率的に成功させるには、前に述べた **EOD メンバーや弾薬専門家の技術支援** が不可欠となる。武器回収プログラムでは武器の移送、保管、管理のリスクを最小化する必要がある。このため、物理的、技術的危険性の評価、地域の EOD メンバーの教育訓練、小型武器回収の企画、意識喚起キャンペーンと破壊、提出と破壊の安全確保、爆発物処理の安全管理などの幅広い分野にわたり彼らの指導が求められる。技術的な脅威アセスメントは大変重要であり、武装解除の目的、すなわち信頼醸成を甘く見るような分析の無視をすれば死傷事故を招くことになるだろう。

武器回収は集合キャンプ地か別の受付場所で行われるが、いずれにしても UNMO の要員が配置される。兵士が武器を差し出したら、回収、禁止武器の登録、弾薬や付属品などの管理について以下の手続きが開始される。

回収された武器は個別に**関連情報**（シリアルナンバー、武器のタイプ）とともに登録される。さらに個人情報、すなわち名前、部隊内での ID 番号や地位、武器提供した場所なども登録される。武装解除プロセスが完了した時点で元兵士は正式な領収証を受け取り、武器には札がつけられる。

安全は武器回収に必須の要素である。前述の技術的な支援は回収地点の配置や設計の助言も含んでいる。図 4 は回収地点の最適配置例を示しているが、こういう設計は安全な活動を確実なものにするのである。

図 4： 武器徴収場所の配置概略図



国内外を問わず支援を取り付けるには、公共の場所において短期間で武器や弾薬を破壊することを考えるべきである。このことは後述するが、公共情報プログラムの初期に公表されていなければならない。

2.5.1.4 武器保管

武器破壊の設備がない場合には武器の一時的保管場所が必要となる。また、破壊するかどうか決めていないこともあれば、軍隊や地域の警察が再利用することもあるなど状況は様々である。保管期間や保管の状況、また、最大の問題である保管の安全性も考慮する必要があるのは言うまでもない。弾薬や爆発物があるところでは特にそうである。

武器回収後に破壊の代わりにコンテナで保管されることがあるのは上記の理由からである。すなわち武器の差し出し、そして放棄という移行過程でコンテナが利用されるがその**カギは二重管理**となる。コンテナは中からカギがかけられ護衛されるが、初期の段階では武装解除された部隊の隊員がコンテナ警備に当たることも許可される。国連監視団と現地司令官がカギを1つずつ持ち、両方のカギがないとコンテナは開かないことになっている。一般的に**計画は柔軟性**を持つべきであり、プロセスの勢いを保つために、常に「もし・・・だったら？(What if ?)」という想定問答集を作っておくことが望ましい。

2.5.1.5 武器破壊

小型武器の破壊は安全、費用（反復性）、効率性、破壊の証明など**さまざまな要素**を考慮に入れる必要がある。

小型武器破壊の**方法**としては使用不能にすることから完全な破壊までいろいろある。表1は最近の武器破壊の方法の一覧である。

表 1： 現在行われている破壊の方法と技術

技術	内容	適用国例	利点	欠点
1. 帯鋸	工業用帯鋸で SALW を使用不能となるよう裁断		*訓練が簡単 *単純	*人手がかかる *最低 3 回の切断必要 *非効率
2. 焼却	クロチンで SALW を燃やす	マリ、ニカラグア	*安価で簡単 *視覚に訴え象徴的 *多少の訓練で十分	*人手がかかる *環境汚染 *効率性は今一步 *視覚的検証が必要、しかし困難
3. セメント	武器をセメントで固める		*安価で簡単 *多少の訓練で十分	*再使用可能、しかし力的に実現困難 *埋め立て必要、しかし困難 *埋め立て地までの移送困難 *最終的数確認困難
4. 装甲戦闘車による破砕	タンクなどで SALW を轢き使用不能にする	セルビア	*安価で簡単 *視覚に訴え象徴的 *多少の訓練で十分	*効率性は今一步 *視覚的検証が必要
5. 酸素アセチレン切断、プラズマ切断	高熱で SALW を焼き切り使用不能にする	アルバニア	*確立、検証された方法 *安価で簡単 *多少の訓練で十分 *世界中で設備調達可能 *メンテナンス不要	*人手がかかる (1 時間当たり 40 丁のスピードと遅い) *ボルトなどの小部品は破壊されずに残る
6. 水力切断機	水圧利用の水カッターを使用する		*多少の訓練で十分 *使用可能な技術 *オートメーションのも可能な高技術 *環境悪化させない	*初期投資が比較的高価 *設備の移送を伴う

7. 油圧切断機	油圧使用の切断とプレスを行う	オーストラリア、カナダ、南アフリカ	*多少の訓練で十分 *使用可能な技術 *オートメーションも可能な高技術 *環境悪化させない	*初期投資が比較的高価 *設備の移送を伴う
8. 深海投棄	SALWを深い海溝に投棄する		*伝統的 *効率的	*オスロ条約制限 *他の方法に比し環境にやさしい(注)
9. 爆破	ドナーチャージによって威力ある爆薬を利用する爆破	NATO、SFOR、KFOR：ボスニア・ヘルツェゴビナ、コンボ	*視覚に訴え象徴的 *ドナーチャージによって威力ある爆薬を利用すれば完全な破壊が保証される	*人手がかかる *環境汚染 *熟練者が必要 *高性能爆薬という面でドナーチャージ（高費用）
10. 分解再利用	分解し、原料を他の物の製造過程に使用する	ドイツ	*完全な破壊 *スクラップの転売による収入 *高度なメンテナンス必要(注)	*設備投資が高価 *先進国での大量 SALW 破壊の時のみ費用対効果あり
11. 破砕	金属の破砕技術を利用する	オーストラリア カナダ	*高効率 *多少の訓練で十分 *使用可能な技術 *オートメーションも可能な高技術 *環境悪化させない	*初期投資が高価 *設備の移送を伴う
12. 安全保管	再利用するための武器を安全保管する	アルバニア	*安価で簡単 *SALWの輸送が政府や国際機関の管理下で可能	*将来の政治情勢変化によっては再度武器拡散の可能性
13. 溶解再利用	産業用設備を使い溶解し再利用する	アルゼンチン、ペルー、セルビア・モンテネグロ	*簡単かつ効果的 *視覚に訴え象徴的 *前工程は簡単 *人手がかからない *完全な破壊 *残物売却の収入	*適切な産業用設備が必要

(訳者注) 利点と欠点を間違えて分類している可能性あり。

2.5.1.6 武器の再利用

武器の再利用は、民間人の自発的な武装解除プログラムが法令順守を妨げかねないために、紛争後の平和構築ではやっかいな問題の一つだ。返還武器の紛失や保管期間の延長などの複雑な状況を避けるには**再利用**の実施計画が是非とも必要である。

小型武器の集結や配備には、プロセスを透明にし、元兵士による軽率な再武装がないよう監視が必要である。ここでまず念頭に置かねばならないことは、妥当な再配備とプロセス終了後の監視活動の継続を保証するため中立的な**第三者**によるプロセスの**監視活動**と実施である。

回収された武器の再利用は、正統な政府が管轄する合法的な軍隊によってのみ可能なのである。しばしば新たに創設された国軍（例えばナムビア、アフガニスタン）が前回の内戦や外国からの余剰な備蓄で武装されている。

2.5.2 民間人の武装解除

戦闘派閥が**民間人**や地元の民兵集団に配備した兵器は、そのほとんどが再回収不可能である。このことが内戦中とその後の小型武器の拡散が重火器に比べてはるかに危険であることを表す理由の1つである。

社会的レベルでいえば、武器はしばしばステータス・シンボルとして容認されていて、武器の所有者にそのコミュニティへの帰属感をもたらす。治安と**文化的問題**はここでも影響力が大きい。これらの要素が輻輳して小型武器問題の解決を難しくしている。

開発復興計画、あるいは資金、信頼醸成措置を形作る中で大きなインセンティブが、これら多様な分野で武器に取って代わって、効果的に確立されなければならない。

にもかかわらず、多くの地域で武器所有は文化的に重大で、阻止できないと推測される。こうしたいわゆる**‘文化的武器’**は通常、登録も返還もされない。

国や地域の治安状況が改善するに従い、民間人の手元にある武器の数を削減する**長期戦略**を、戦術的な計画の策定と実施に先立って作成する必要がある。

戦略全体としては、**治安部門の改革と良い統治**（1.3章参照）の問題に取り組むべきであり、また市民社会を支援しなければならない。

戦略は、紛争中に変化する可能性があるが、紛争後の社会と政治構造にも影響を及ぼす**性別役割**についても取り組むべきである。これが持続可能な治安と人々が安心を実感できる環境を作るのである。コミュニティのメンバーはこの戦略作成と実施に関わり、状況の推測には下記の要因を考慮に入れなければならない。

- (1) 国の**政治／治安状況**はどうか？ 民間人が自己防衛と個人保証のため武装を続けるのは避けられないことか？ 住民全体にとって犯罪は重大な懸念事項か？ 地方警察や治安部隊は問題の1つか？ もし答えがイエスであれば、自主的強制的にかかわらず武器の回収計画は失敗に終わるのであろう。これらの諸問題は、武装解除が積極的で有意義な行使となるよう考慮する前に処理しておかねばならない。

- (2) 国や地域の**武器の文化 (culture of weapons)** はどうか？行使の目的は突撃小銃のような軍用兵器に限っていないか、また狩猟用武器も対象にしているか？
- (3) 上記の点についての大衆の認識はどうか？ 問題は国際社会の見地のみならず**地域住民の見地**からも明確に述べられて着手されなければならない。

地域の慣習と文化の見地にたった草の根的な解決、明確な言辞と取り組みがなければならない。武装解除につながる長期的な治安状況をもたらす第三者構想つまり平和維持軍構想は非現実的であり、現実問題に取り組むことに失敗することになる。長期的な自立―持続する取り組みが治安条項に適用されなければならない。政府は早急に住民全体に対して現実的で**持続可能な治安**提供に責任を負わなければならない。

- (4) 上記にかかわらず、重要な武装解除履行の条件が設定される場合は広範な提携手段が取られなければならない。国際社会はこのようなオペレーションの全体の性質を評価して、個々の単独な実行ではなく**全和平プロセスの職務**としてこれらのオペレーションに取り組むべきである。国家警察隊の訓練支援のような、治安部門改革に対する資源と支援を形成する国際援助は、治安の改善、高い安定性や武装解除を受け入れる住民を生む、長期的で持続可能な援助の例である。

民間人の武装解除計画の実施にあたって、武器や武装した個人が集中する具体的な地域を、武装解除の可能な場所として特定しなければならない。武器を回収して破壊する**協同キャンペーン**には、おそらく買い戻し計画やコミュニティ・ディベロップメント・イニシアティブと関連づけられるが、それが必要となる地域がある。しばしば気の進まない武装解除は、常に短期間に変えることが難しい普遍的な銃文化に関連している。このような場合、地元のリーダーは武器を手放すよう住民を説得することが重要となろう。

ひとたび戦略計画が決定され武装解除の条件が設定されれば、下記にあげた点は武器回収方法を進展させる補助手段として考慮されるべきである。

2.5.2.1 武器の回収

一般住民からの武器の回収は軍隊、文民警察や他の機関によって**自主引渡しもしくは強制回収**の両方で行われる可能性がある。推奨する方法は自主引渡しであるが、一方で武器の買戻しとインセンティブ・プログラムも選択肢の 1 つである。しかし、武器の現金買戻しは回収を目的としたはずの地域に、さらなる武器を引き寄せる可能性があるため望ましくない。強制的な武器の回収は遂行が難しく、関与する人には危険が伴いがちである。文民警察も国際部隊も武装した人々から敵視されたくないため、強制回収の執行者を決定するのは常に難しい。

武器回収プロセスは**小型武器の意識喚起と情報キャンペーン**が土台となっている。さらに広報キャンペーンにはメッセージとメディア（電子版と出版物）、また適切と考えられるチャンネルを通じての情報の配信があるが、意識喚起キャンペーンは態度と認識にさらな

る影響を及ぼすことを目的としている。それらは中核メッセージの発展と機知に富んだ発信メカニズムを包含する。

この小型武器の意識喚起キャンペーンで人々の信頼と支援を勝ち取りやすくなる。パブリック・リレーションズ活動も住民との接触を保つことで同様の目的を達成することができる。**治安での信頼**は武装解除の基本問題である。人々は武器がもはや必要でないと思ったときに武器を返還することになる。最後に、武装解除が成功するにはすべての人々が関与し周知されていると感じなければならない。

2.5.2.2 インセンティブ・プログラム

インセンティブ・プログラムは、正規の武装解除プロセス期間に返還されなかった余剰武器を回収するためのものである。インセンティブ・プログラムに該当する 4 つのカテゴリーがある。すなわち (1) 武器と食料や物資との交換、(2) 開発の見返りとしての武器の回収、(3) 武器の買戻し、(4) 武器回収の成果競争、である。

武器と食料・物資との交換案は報奨金を給付するのではなく、短期のニーズ（収容住宅、食料、水など）に対処するのである。武器と食料・物資の交換は短期間の救済策の役目を果たすが、農業あるいは建設用具の支給は特に見込みがある。この方法にはモラルと象徴的な面がある。

開発の見返りとしての武器の回収方法は、個人にそのインセンティブを与えるのみならずコミュニティ開発の必要性に目を向けさせるので、社会の結束を支援することになる。

しかし、**武器と現金**の交換は、値下がりしたばかりの武器の値段を再び上昇させる可能性があり、地域にさらに武器を引き寄せることになる。これらの計画の受けとり方は文化と国によって異なる。買戻し計画の効果は短期的で持続性はない。多くの状況で銃器の買戻しは展開中の他の開発プログラムと矛盾する。が、わずか 1 丁の引渡し銃でもつなぎパッケージの提供や支払に順ずることにつながることは望ましいことではある（3.5.3 参照）

さらに新たな方法が検討されている。すなわち**武器回収の成果競争**である。この方法は、同程度の規模の 2 つのコミュニティを対象にそれぞれ返還された武器の比率に比例して成果として開発資金を配分するものである。しかしこの方法は対象間での新たな紛争を惹起する可能性がある。

これらのインセンティブ・プログラムや恩赦の提示は、武器の所有と取引に関する**厳格な法の執行**の枠内で行わなければならない。しかしながら、法の執行は、前もって具体的な締切り期限を市民に周知する、よく組織化されたキャンペーンによって実施されなければならない。コミュニティの信頼を十分に受けた治安部隊によって住民が周知され行動すれば、この連携は治安部隊の正当性と成功の公算を高めることになる。

2.5.2.3 武器の登録

合法的な武器は国内法に基づいて登録を行わなければならない。武器を登録すると次の 2

つの事項が起きることになる。第 1 に人々はいくつかの武器を保持でき、それらが安全だと感ずることができる。第 2 に、国際平和維持部隊と国内治安部隊は担当地域の武器の概数を把握できる。このことは**将来の武装解除キャンペーンの際に**、回収武器の数を**登録簿**と参照して確認できるためことさらに有益である。

登録プロセスは、国際機関と民間機関や地方警察が合同して実施し、国際部隊が監視しなければならない。このことは国際部隊が「新たな敵」として浮上するのを防ぐことになるだろうし、**監視活動**によって**透明性**が高まり現地軍の**合法性**も増大することになる。

登録は正確な**情報収集**と十分な要員で足る単純なプロセスで、大量の設備、保管や保全を必要としない。

武器登録の問題点は、多くの武器管理技術が抱えている問題と同じである。一人々は前向きに取り組まないのである。武装解除に先立つ社会の包括的な準備が登録を推進する積極的な状況を作り出す。おそらくこれが武装解除プロセスの第一歩となる。国際部隊と現地当局の両方またはどちらか一方が、治安に問題がないこと、登録は武器を即座に押収するのではないということの**保証**を与えなければならない。

インセンティブは、しばしば食料や金という積極策から厳格な法律や、武器の**強制押収**という禁止策にいたるまで、登録を促進するために使われる。武器を登録するとシリアルナンバーで目録に記載でき、将来の使用や取引を追尾することが可能となる。これにより**透明性**と**備品管理**が増進する。

軍隊と警察の武器のデータベースで武器の本来の所在位置をつきとめ、未許可の移転を制限できる。加えて、**安全保管**と武器管理、既存軍隊と警察部隊の行動規範など包括的なシステムは治安状況を改善し、民間人の武装解除を合法化できる。その最も良い例の 1 つが、カンボジア警察と軍の安全保管プログラムである。

2.5.3 地雷と不発弾処理（地雷除去）

地雷除去は費用と時間がかかる。優先順位は常に道路と身近な道、インフラ、人口密集地の順序となり、地雷が敷設されている農業用地の地雷除去は短期間では難しい。もっと一般的なのは、資金難のため、地雷敷設済みの地域を地雷除去活動によって返還するより、通常は新地を農業用地として開拓するのが一般的である。

多くのポストコンフリクト地域では、耕作適正地が戦争の影響を受け、爆発物と地雷が危険なまま残され**農業開発**を阻害している。中央アメリカの場合、米州機構地雷除去プログラムが地元組織（政府と非政府の両方）の参加を得て戦時の不発爆発物の完全除去に成功した。

地雷除去プログラムは、地雷埋設に関与した**コミュニティ**とそこに**住む元兵士**の双方を参加させなければならない。地雷除去プログラムは、動員解除後の元兵士に短期的な雇用を創出することも可能である。

第 1 段階では、取得可能な**すべての情報**を軍隊と同様に地元住民からも**収集**しなければ

ならない。確認済みの地雷敷設地域と疑わしい地域の両方に地図を作製して、マークをつける必要がある。同段階では、(情報) キャンペーンは、住民を地雷について敏感にさせ、対処、報告させるために重要である。

近隣諸国を不安定にしかねない安価な武器の突然の流出を防ぐため、影響のある国々での武装解除措置は**地域ぐるみの責任負担**とすることもありうる。

国際支援業務

上記事項で強調したいのは、治安を創出して維持し良い統治を支援する施策の重要性である。この文脈において、NGO と二国間ドナーは**中立性**を維持しなければならない。武装解除プロセスの関与は、例えば国際連合のような他の中立的な組織の支援でだけなされる。武装解除の実施期間中、支援は**民軍協力を求める**。平和維持派遣部隊所属の軍人は武装解除に着手し、治安供給の役割を担うことができる。他方、民間組織がプログラムの目的と任務を地域住民に伝えることは容易そうに思える。加えて、軍人は安全保管と武器の破壊に関する必要な専門知識を提供しなければならない。非軍事コミュニティは、人間の安全保障に良い影響を与え、外部の支援なしに持続する状況を目指す短期と長期の措置を技術的に早期に結びつけ、下記の面で貢献できる。

- * 兵站業務
- * 情報キャンペーン管理
- * 集合キャンプ地の外での民間人向け食料・物資・現金のインセンティブ・プログラム
- * 開発プログラムの見返りとしての武器回収もしくは回収の成果競争 (アセスメント、監視と評価が必要)
- * 武器の改造と廃棄に関する技術的アドバイス
- * 地雷除去プログラムのための技術的アドバイスと装備、訓練 (開発と人道支援のために優先順位づけをした地域)
- * この地域に勤務経験のある信頼できる通訳の派遣

■ 2.6 結論

明らかに、武装解除措置は、治安を改善して、それによって民間人の間で武器の需要を低減する他の計画と連携する必要がある。自衛目的の武器の要求は治安部門改革で取り組むべき問題である。従って、本書の序文で明らかにした通り、持続可能な治安、平和、発展の実現に機能する**包括的アプローチ**が必要なのである。

第3章 動員解除

■ 3.1 定義

動員解除が意味するものは、現役の兵士の武装勢力や武装グループからの公式な管理された**除隊**である。動員解除のプロセスは異なったシナリオから構成されており、個々の兵士たちが暫定的なセンターにたどり着くときから、この目的のために用意されたキャンプへ兵士として集めるとき（宿营地、集合キャンプ地、または兵舎）、あるいはそれに伴う登録と武装解除を行う工程までである。

■ 3.2 目的

動員解除段階での目的は兵士の登録、員数確認とモニターであり、身分証明書類とともに除隊できるよう社会復帰のために必要な情報を準備することである。医療検査と援助が含まれており、兵士たちの生活維持のための補給や、出身地に帰還する際の交通もまた一般的に含まれる。動員解除は契約され制度化され場所を特定した基本の**期**によって期限を切って実施される。動員解除の目的は、武装勢力やその他紛争に参入した武装グループを減らすか、あるいは完全に解隊することにある。

■ 3.3 対象グループ

一般に、活動中の武装勢力や市民武装グループはすべて動員解除の対象としてみなすことができる。しかし、武装勢力が完全に解体されていない場合は、通常は消極的選択（高齢の兵士、病人、障害者など）がなされる。軍関係者が、政治的判断によってこの選択を行う。動員解除の場合、徴兵時と同様、計画によって影響を受ける者は排除されるのか選択されるのか、自分で選べないものである。**分類基準**は動員解除のために設定されている。

対象グループには男性、女性、児童が含まれ、正規軍か非正規軍かは別にして必ずしも銃を保有している必要はない。武装解除と動員解除の対象者は重なることもあるが完全に同一とは言い難い。DDRプログラムの動員解除や社会復帰の段階で管理部門に従事したり意に反して武装勢力に属した人々を対象から除くことがないようにするためである。

兵士が本当に動員解除に値する要件を備えているかどうか、確認は困難である。ゲリラの場合を考えると、そこでは一般に個人記録が不足がちではあるものの、多くの武装勢力では相当の非活動者たちが給与明細に名を連ねている。集合キャンプ地での登録のみが価値ある個人資料を入手する唯一の手立てであるから、登録をした上で**身分証明書を発行**してもらうことは多くの兵士たちにとって重要なことである。国の書類はそれが元兵士たちの選挙権に関するだけに重要であるが、一方では、集合キャンプ地へのアクセスのために

使用される書類にどの派で戦ったかが示されていると後で差別されるかもしれない。それゆえに、除隊証明書には武装勢力名を明記すべきではない。

明らかな対象グループはそれと認識できるが多数の異なるグループが動員解除のために選定されたり、動員解除の影響を受けたりする。彼らの背景や動機は大幅に異なっているので彼らが受ける支援は以下の事柄に反映する：

- * ほとんどの除隊兵士は、低レベルの公的資格しか保有しておらず、持ち物や財産などほとんどないが、長い武力紛争の後は期待が高くなりがち。
- * 彼らの多くは戦争体験から来るトラウマを抱えている。
- * 負傷者、不治の病（例：エイズ）に罹患している者は優先的に除隊される。
- * 人生の大部分を兵士として生きてきた年配者は最初に除隊される。
- * グェリラ戦力として強みに存在してきた**女性**（希望か強制かは別にして）は新武装勢力が創設される際に多くの面で差別に苦しむ。彼女たちがたいい非公式の動員解除グループに属しているのは、戦争での功績が概して認められず、それゆえに所定の便益から外されたり、紛争中の重要性和役割を認められなかったりしたからである。女性への差別はまた、彼女たちの内的な役割への推測に基づいている。
- * 内戦期に武装勢力や武装グループに雇用されたか拉致されたかは別にして、**児童と若者**たちはまず終戦時に除隊されても帰る家がない。もし未成年者であれば動員解除のプロセスにさえ入れてもらえないこともしばしばである。これまでの人生で長く兵士であった児童・若年兵士は特別な注意を払いリハビリを行う必要がある。
- * **傭兵**と外国籍の兵士は武力紛争の終結後には武装勢力から排除され、公式には国外追放される。このグループはまた多くの国で動員解除や社会復帰のプログラム網からもおちこぼれる；グループのメンバーは一般に母国での展望を持っていない。こうした兵士には特別な帰還プログラムが必要である。
- * 幹部として戦った兵士は占領軍であれ敗軍であれ、しばしばコミュニティから拒絶される。時にはこれらの隊はその国を占領軍ごと去ることもある。（例：ナムビアのコーボートの例）
- * 兵舎や宿営地の近くで生計を共にする配偶者と扶養家族そして親戚もやはり動員解除の影響を受ける。共通の戦争体験を持っていながら動員解除されるグループは大変異質である。これが顕著に表れるのは市民生活への移行期である。個人と異種グループの異なるニーズは動員解除過程では考慮されなければならない。

DDR 活動に参加する者全員にとって政治的経済的な配慮は非常に重要である。平和時の除隊のとき低いランクの者は動員解除で強い影響を受けるが、参加者は皆、経済的な持続性を得るには機会も資源も乏しい中、いかに新社会に適合するか、創っていかねばならない。

■ 3.4 条件と適用原則

ここで、動員解除期に厳守されるべき本質の原則は、動員解除プロセスを構成する段階とステップを考慮しながら討議される。武装解除は動員解除の一部として形成されるためこの原則は第2章で述べた概略と近似していて、それは以下の通りである：

- * 治安
- * 管理
- * 透明性
- * 持続性
- * 反復性
- * 正統性

和平交渉の間、動員解除に関する初期の信頼醸成措置の1つは全部のグループの人数、場所の表明である。当然のことながら、この情報共有はいずれの側も嫌がるもので、政治的かつ治安上の理由で控えられ、ゆがめられる。典型的に、実在より多く申告した軍隊ほど、逆に申告より多く存在することがある。その目的は、しばしばグループが治安の保証を与えられるまで、あるいはそのプロセスが十分に約束されるまでは、実際の軍事力を隠しておこうとすることにある。工程表はしばしば双方の戦力から1ヶ月または2ヶ月ごとに動員解除されるかパーセンテージを設定する（エル・サルバドルであったように）。信頼醸成のために、**誰が安全を提供するのか**がまず決定されねばならない。これは武装解除期の手順とも同様の懸念である。国際部隊は建設的な和平プロセスを育成し動員解除努力を支援するため、必要な安全な環境を提供する。このとき大事なことは、第三者や中央当局は、主力部隊がおおよそ同一の割合で動員解除され、一方が他の側を攻撃しやすい雰囲気生まれぬよう確実にすることである。

第2に、慎重に**計画**され管理の届いた作戦は自信、安全保障、透明性や効率を増加させる。計画はまず安全と信頼醸成に焦点を置かねばならない。**透明性**を高めるため動員解除期に対象グループと周辺のコミュニティをうまくみ合わせるのは重要である。誰がその任務にあり責任を持つのかということ、つまり誰がどの任務と責任を持つか、つまり計画、資金調達、遂行、監視そして評価に誰が責任を持つのか、最初から明白である必要がある。平和維持軍の配置が長く遅延すると、関連して問題が起き、結果として予測できない違反行為を引き起こしたり、動員解除プロセスへの信頼とその約束が雲散したりする。

だが武力紛争の終結後は政治、経済、また治安上の状況によって、**立案や実行準備のため、時間的余裕はない**ことがほとんどである。多くの場合、国防省はもはや兵隊に食糧や給与を与えることは不可能なのである。再入植パッケージとオペレーション管理といった事項の決定を急ぎ、資源の迅速な導入を要求する必要がある。

このように、DDR活動のプログラムのための息の長い資金調達を確かにするドナーへのア

アプローチは重要である。せっかくの良い計画や動員解除プログラムも資源なくしては機能しない。対象グループの信頼を保持するためにはオペレーションの**持続可能性**は不可欠である。過去多数の例では、動員解除と社会復帰プログラムを適切に遂行するために必要な人的、財政的資源の 2 つがしばしばタイムリーに提供されなかったことがあった。この問題を解決するために、平和構築の予算は時としてこのプログラムを開始させる資金調達を含むことがある。

自主的動員解除 (self-demobilisation) については特別の留意が必要である。自主的動員解除とは兵士たちが自発的に動員解除を行うことと定義される。このシナリオでは、武装勢力は敗北のあと無秩序に解除し、元兵士たちはもはや命令系統が消滅した場所で郷里へ帰還しようとするのである。多くは追跡を恐れて隣国へ逃亡することである。

内戦後、組織的攻撃や道路バリケードを生き延びてきた武装勢力の場合は、この民間人**代替案**の提案は兵士にそのグループを自発的に捨てるよう導くことになる。(注意すべきは) この自発的動員解除は逃亡とは異なるという点である。自発的動員解除は、兵士たちがもはや武装勢力や武装グループに所属する公の義務がなくなった状況において発生するものだからである。民間人の身分に回帰しようとする意欲の発生は社会復帰プログラムが創出する魅力的要素に大きく依存するものである。このグループは通常は動員解除プログラムの対象とはなっていない。その理由は、彼らが DDR プログラムの恩恵を受ける前に、上官や他の兵士たちからまるで自分たちがこのプログラムの便益を争う競争相手と見られた場合に、武装勢力を去るよう強く促されることに他ならない。

これは**脆弱なグループ**、すなわち女性、子ども、特に少女たちの大半に影響を与えるが、その理由は彼らが武装勢力や武装グループの仲間としてみられたときの悪評を恐れるためである。つまり自発的動員解除は懲罰の恐怖から生まれるものなのである。その他の者たちはできるだけ早く連れ合いや家族の元に帰りたがり、公式の動員解除などは待とうとしない。自発的動員解除に関する記録が存在することはめったにない。武装解除がなければ危険だというような状況下である。しかしながら、自発的動員解除の兵士たちはその後の社会復帰策を受ける資格を有するし、彼らの武装勢力／武装グループの中での兵士としての役割を認識できる文書なども可能ならば発行させてもらう資格がある。

政府は DDR プログラムの息の長い性質について十分に理解するべきであるしまた社会復帰施策を通じて武装解除と動員解除を長期的にフォローアップすべきである。

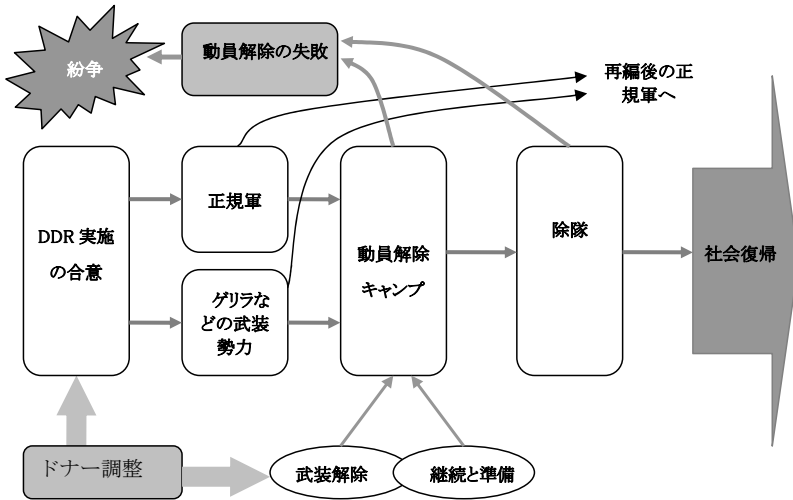
■ 3.5 動員解除の手順

図 5 は動員解除の異なるステップを表し、下記の 6 要素を含む。

- (1) 立案：平和時から不測事態時までの計画
- (2) 宿営：集合キャンプ地への集結（戦後状況下）
- (3) 登録：個人データや武器の登録

- (4) 武装解除：武器回収と管理（第2章参照）
- (5) 除隊前オリエンテーション：兵士への権利、受領可能なサービス、選択事項の情報提供
- (6) 除隊：公式除隊と兵士の故郷帰還移送手段

図5 動員解除のステップ



以下の3つのセクションでは、計画段階、宿営期、除隊段階をそれぞれ考察する。

3.5.1 立案

立案と資金調達と実施に必要な期間は、2、3ヶ月から2年、もしくはそれ以上というようにはばらつきがある。一般に動員解除という工程は和平協定に含まれるものであるが、すぐに絵に描いた餅になってしまう。遅延が深刻な場合、それが初期だろうと進行中であろうと理由には共通点がある。動員解除の進捗度合いには非常なばらつきがあるのが常で、1ヶ月でも2、3百から数千ある場合もあるかと思えば、プログラムが停止したりあるいは締切りにあわせるため狂ったように進行したりすることもある。

3.5.1.1 段階的動員解除

動員解除を段階的に分けて行うことは、効率アップのための1つの選択肢である。試験

段階を含めたこのプロセスでは、初期段階での過ちから学ぶことができる；つまりその学習により次回以降の出来を良くすることができる。これは**反復性の原則**を想起させる。兵站部門での制約（例えば施設、スタッフ、資金の不足など）により全国での兵士動員解除を一度に行うことはできない。的確に選定された運用方法は動員解除の全工程をさらに効率的効果的にする。武装解除での明確かつ反復可能な手順は、資源を効果的に活用しプログラムの持続可能性に期待を高めさせることで兵士の訓練コストを低減させる。

動員解除は関連するすべての部門に責任とスケジュール遵守に対する強い執着を要求するものである。しかし、これが常にあるとは限らない。例えばシエラ・レオネの場合では、動員解除プロセスは2000年4月末までにすべての異種のグループを同時に動員解除するという段階を踏むよう立案された。しかし、問題が発生して、革命連合前線（RUF）は戦士の何人かを隠してしまい、その結果和平プロセス全体がスローダウンし RUF 支配地域での社会復帰の進捗度を妨げた。

3.5.1.2 調整

動員解除の立案と実施には高度の調整力と柔軟性が要求される。プログラムの調整能力を持つ国内の市民組織に委託するのは得策であることが証明されている；この組織は民間と軍事関係の両方からの要員で構成されるべきである。加えて、この組織が備えるべきものは、弱者（子ども、青少年、女子そして年配者や障害者たち）のニーズに敏感で、その視点に立つことができ、よく訓練された人々である。これは全部の地域において要求されることだが、特に地方レベルでは促進効果を上げるため必要とされる。

動員解除は常に時間の制約を考慮に入れて推進されねばならず、多くの場合国家の新生という状況になって初めて実現が可能になる。このため単一の担当省（例えば国防省、社会福祉省）では、DDR プロセスを**調整したり実施したり**するには相応しくないとよく言われる。動員解除プロセスの立案は、和平協議から、不測事態対応計画、細部にわたるドナーへの説明、集合キャンプ地まで広がる。このような多面的業務は国連やその機関によって執り行われ調整されることが多い。

しかし、もしここに国や省庁間の機関で**国立の超省庁委員会**を設置し、そこに DDR プロセスのため必要な人材を集める能力と権限を備えることが可能であれば、その機関が全プログラムに対しての責任を有し、また調整を行う母体として、ラインの省庁、および国際機関や NGO から与えられる特定のプログラムのために活動できる。このことによって、DDR プロセスは人が主体となった**国のオペレーション**だとわかるのである。それでもなお、国連や国際機関などこの分野で経験豊富な者による支援は、責任母体となる組織やその組織の地域支部の創設を推進する。

関連する全団体やドナーを巻き込んで動員解除計画の調整を行うことは、結果として DDR の**効果**を高める。動員解除プログラムに関する個別の施策と投入（資金、道具、受領すべきサービス、種子や食物）などは、国際的な NGO によって実施が可能である。このインプ

ットはどの地域でもいかなるグループに対してもできる限り等しくあるべきである。このインプットの規模、タイミングは、その他の戦争の影響を受けたグループ（war-affected group）を救済するという観点からも考慮されるべきであり、それは新たな緊張を生み出すことを避けるためである。

3.5.1.3 集合キャンプ地

また、国家レベルの動員解除組織の下部すなわち地域レベルにおいて、立案と管理は非常に重要である。このレベル、特に個々の**集合キャンプ地**における難しさは、立案と管理を誤ると兵士たちの間で不穏と暴動を導きかねないことにある。とりわけ国家と地域間の調整が不足すると問題が発生する。食料が不十分だったり兵士の給与が宿営地に届かなかったりすると、動員解除の工程は危険にさらされる。ここで強く望まれるのはその国の政府の明確な管理下で責任を保有する国家機関である。

集合キャンプ地における**居住期間**は可能な限り短くあるべきで、すぐにでも社会復帰に移行すべきである。もし社会復帰プログラムの遂行能力が不十分ならば、このような動員解除に向けて施策の実施は遅れてしまうことだろう。その時まで兵士たちはキャンプに留まらねばならない。キャンプのいくつかは動員解除の数年後には順調に解隊されるが、それは、キャンプが信頼できる維持管理を行い、元兵士たちを十分に世話したからである。これは追加的な依存性を生み、高費用だが、元兵士たちが有効な社会復帰プログラムに参加することは言うまでもない。社会復帰プログラムがなければ彼らは無法状態になり、盗賊の暴力グループに還ってしまうだろう。これに対処していれば適切に立案され資金拠出された社会復帰プログラムよりも、さらに多大な資金が必要となる。

国際支援業務

武装解除と同じく、動員解除もまた人間の安全保障を高め、維持する施策を求めるし、良い統治を目指す。繰り返すが動員解除プロセスに従事することとは、中立を土台にし、信頼醸成措置に悪影響を与えるものであってはならない。動員解除プログラムは本来軍事専門ではあるが、人道主義的、開発要素のある組織の支援は DDR プログラムの中の動員解除段階中に下記分野で大きな役割を果たす：

- * ニーズアセスメントの指揮
- * 動員解除と社会復帰過程でのドナー説得
- * 国家と国際組織への組織的助言機能の提供
- * 動員解除プロセスの管理
- * 兵站、通信、情報
- * 他国からの動員解除専門家と協働で立案の動員解除ワークショップの開催
- * 和解措置の立案

このような国際支援は戦争から持続的平和に至る勢いを強めてくれるものであるが、しかし社会復帰とそのタイムリーな準備には相応の長い期間を要する。

3.5.2 宿营地

動員解除計画の実施に話を戻すと、宿営（encampment）とは、通常、前にちりぢりになった隊や武器を再度コントロールする機会を用意する最初のステップである。集合キャンプ地とキャンプにおける実質的な動員解除目的での兵士の集結がなされるのは、武装勢力や武装グループがまだ兵舎の便宜を与えられていないときである。**宿营地には 3 つのタイプ**がある：

- (1) 動員解除されるべき武装勢力のメンバーが保留され、形を成した隊として場所を与えられているところ
- (2) 男性、女性および児童の動員解除されている武装勢力が、同一のキャンプ内で隔離された状態で収容されているところ
- (3) 男性、女性および児童がまったく別のキャンプで収容されているところ

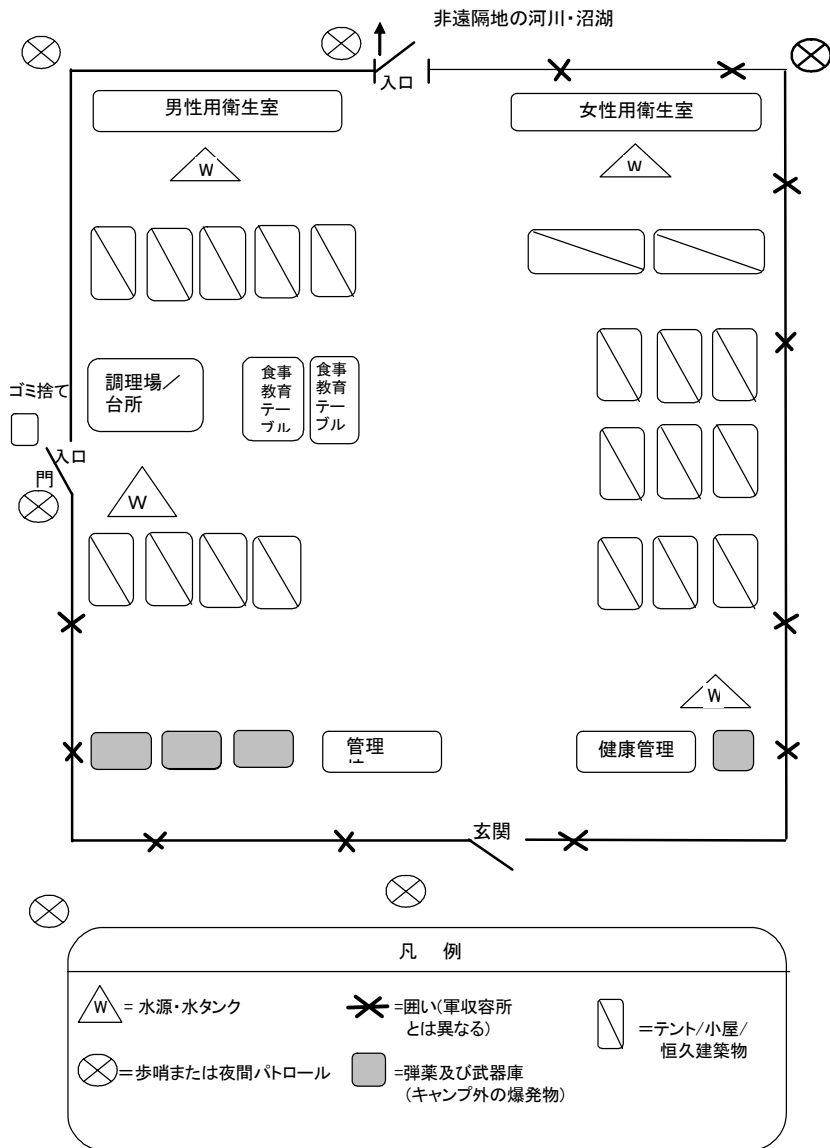
どのキャンプが最も適切かは、紛争や武装勢力の性格による。どのような場合でも男子、女子そして児童の健康管理、衛生、個人の安全性は考慮されねばならない。これはまた児童保護も含むものである。

宿営は、動員解除過程において最初のそして最も**重要な段階**といえる。もし宿営が失敗すれば動員解除プロセスが危機にさらされるだけでなく、全部の和平プロセスも同様の危機にさらされることになる。同プロセスは、すべての兵士たちに市民生活への移行を導くべく適用されるべきで、彼らが所属した戦闘集団や軍務に就いた期間などは問題にすべきでない。この過程において地元住民は、治安の悪化によって避難民を増やさないために、どの隊の動向についても知らされるべきである。

3.5.2.1 位置選定

集合キャンプ地の位置とそこへの**アクセスしやすさ**は、戦争に関する全グループとの合意で規定される事項である。敵同士はたいいてい、兵士がアクセスと安全性が持てる地域内に設置されている別々の集合キャンプ地に収容される。一般に集合キャンプ地は水面下で活動を行っている兵士たちが国境を越えずにキャンプにアクセスしやすいよう、戦争が起こった国内に設置される。編成された隊にとっては、万が一プロセスが失敗した場合にも何らかの作戦ができる場所にいるという安心感を持つることを意味する。隣国から侵入して行動するゲリラ軍向けには、集合キャンプ地をその国の中で設営することができ、武装解除もまたそこで実行することが可能である。集合キャンプ地の設立と供給は一般には国連平和部隊や多種の国連諸機関によって行われるのが当然とされる。水の供給や通常の敷地内の状況に対してはまたさらなる注意を払う必要がある。

図 6: キャンプ配置図-シエラ・レオネの例



3.5.2.2 監視

国際監視団や国連による集合キャンプ地監視は、内戦後の多数の国において成功してきたことが立証されており、これらは透明性のために欠かせない存在である。これら監視はまた、停戦と集合キャンプ地の状況についても監視の目を緩めないことを要求される。兵士たちは集合キャンプ地に長くいるほど、外界や家族にアクセスすることが重要である。紛争状況下では、敵同士の隔離を確かにするべく注意を要する。たとえ同じ動員解除グループでも、異なるグループに分けることも必要である。児童や未成年者の場合は必ずしも彼らの‘兵士仲間’とコンタクトできるようにする必要はない；彼らは別種の社会復帰が必要だ。同じことはさまざまな理由から女性にもいえることで、武装勢力から隔離されることが必要かもしれない。男女の関係は威嚇や差別や恐怖から成り立っていることがある。女性は武装勢力とともにいるときは恐怖の中にいることが多く、特に性的虐待の対象になっている状況ではそうである。しかし、武装勢力であった時期から長期の結束をつくっているものもいるので、不注意に、男性、女性、成人、児童の分類によって厳格に隔離してその関係を絶ってはならない。

社会的に**弱いグループ**にとって安全ほど大切なものはない。なぜなら安全は、社会の中で変更され変化する役割と動員解除プログラムが、慣性を保つことで和解と社会的結合を再構築する基本だからである。どの動員解除プログラムにおいてもそのような隔離方法はたして要求されるか否かが判定されねばならない。その他のグループ、例えば帰還難民、除隊者および現地住民たちも、兵士たちの攻撃から守られねばならない。

3.5.2.3 緊急援助

集合キャンプ地は十分な食料と飲料水を**補給**しなければならない。供給の不足は兵士の秩序が乱れる原因となる。同様に集合キャンプ地における十分な基本医療と、衛生施設の確実な提供が重要である。男性と女性、もしくは少年と少女のそれぞれのニーズに対応し、病気の兵士たちの介護、疫病の予防を行うことがその任務である。キャンプは兵士とキャンプスタッフのために十分な住居を供給すべきである。

兵站の観点とキャンプの運営は、得てして過小評価されがちだが、タイムリーで効果的な動員解除のためには重要だ。集合キャンプ地は工程の中の早い段階で素晴らしい信頼醸成措置となりうる。多数の兵士、特にゲリラは家族と一緒に連れているものだ。もし家族が集合キャンプ地の医療スタッフから良い扱いを受ければ、その兵士たちの行動には強い影響があるだろう。とはいえ、集合キャンプ地は兵士たちが除隊後も退去を嫌がるほどの高度の生活水準を提供してはならない。

3.5.2.4 登録

戦闘に従事した組織の監視（兵士と武器の数）とは別に、重要な**個人情報**の登録は動員解除プログラムの中でも集合キャンプ地の中で実施されるのが最も望ましい要素である。

これは、個人的、軍事的データが個人およびグループの利に反して使用される可能性も否めないため、慎重を要する問題である。もし動員解除中に収集されたデータが訴追や差別に利用されるという疑念があれば、登録プロセスは危機に瀕してしまうだろう。ナムビアと南アフリカでは、特定のグループに特定の条件を付して訴追を免れるという自由を与えた法令が、帰還と動員解除の協定の補足として制定されている。

兵士、武装グループのメンバーとも、一般にはどんな**身分証明書**も持っていないものである。集合キャンプ地における武装解除や動員解除期間中の治安確保のため、これら個人は身分証明書を保有して、どのグループに所属していたかを証明する必要がある。

注：集合キャンプ地において兵士たちが動員解除の後に受領する**除隊証明書**は、DDR プログラムの中でさらなるサービスや後に実施される総選挙の投票資格などを付与するものである。通常はこれには個人がどのグループや派のために戦ったかということは記入されていないのは、これが基で起きる差別を排除するためである。しばしば、この除隊証明書は元兵士たちの、特にゲリラ出身に対し象徴的な高価値を与えることがあるのは、彼らの軍務とその戦争目的に対する相応の評価を示しているためである。除隊証明書はよく紛失されるので、いかなるときでも再発行できるよう登録しておかれるべきである。相当数の元兵士たちは識字能力がないので、シンボルの使用や説明も忘れてはならない重要なことである。

3.5.2.5 社会復帰施策の立案

データを登録する際の重要な一面とは、それが集合キャンプ地に対して現在進行中の補給とそれに続く社会復帰にとって必要だということにある。個人情報の不十分さは、動員解除時に対象グループ向けに行う社会復帰施策の計画立案を困難にする。しばしば兵士たちの正確な人数、年齢、出身地が不詳な場合がある。どうかすると元兵士たちは自分の身元がわかることを望まず、嘘の情報を与えたり、まったく明かさなかったりすることもある。情報の迅速な伝達は、地域や地方当局者が元兵士たちの社会復帰の準備に大いに便宜をもたらすものである。それゆえにこのようなデータベースは、社会復帰プロセスに参加する開発協力機構にとって不可欠なのである。**元兵士の組織**や類似の形成や支援は、社会復帰プロセスにおける元兵士たちの積極的参加を生み出していくもので、それはエルサルバドルやグアテマラ、ウガンダでもみられている通りである。

動員解除で考慮に入れられなかったグループからの特別なニーズは、記録しておかねばならない。これを元に、脆弱なグループのニーズに適応した施策の開発が可能になる。このようなデータの収集が早ければ早いほど、兵士のためのプログラムは効率よく立案されるし、また DDR プログラムと併行して進むよう設計された**モニタリングと評価** (M&E) のための基本として利用することもできる。

3.5.2.6 武装解除——第2章参照

3.5.2.7 除隊前のオリエンテーション

動員解除される兵士たちは、自分たちの将来の見込みと武装グループを去った後に存在する選択肢について知る必要がある。彼らは軍務から**市民生活**への変化に伴って発生する問題についてアドバイスを受けるべきである。除隊前の段階では彼らに市民生活に対する準備に必要な情報を与え、再動員されないようにすることが目的である。彼らは計画について、また実際のプログラムを聞くほどに、宿営地を離れ与えられたサービスを利用したいと思い始める。この段階は強く社会復帰の過程に結びついており、それゆえに社会復帰計画は動員解除が始まった時点で同時に行われるのが望ましい。

兵士に与えるべき情報は下記のものを含んでいる：

- * 経済情報（財政計画、教育および訓練）
- * 住居情報
- * 政治、法律情報（政治的公民権と義務、政治的再教育）
- * 社会情報（変わり行く性別の役割、コミュニティへの統合、児童教育、ストレスとトラウマ治療）
- * 健康情報（HIV/AIDS 知識、基本医療、家族計画、免疫）
- * 危機回避、和解情報

経済情報

元兵士たちは自分たちが、学校に帰ったり一般市民としての生活のために技術を適用したり職業技術を身につけたりという、何らかの社会的および経済的な適応をしなければならない。期待を大きく持ちすぎないために、彼らの経済的状況や雇用状況の**現実的な評価**がなされることが重要である。

適切な技術を持っていると**希望居住地での受け入れ**が促進されるかもしれないため、該当者から居留地として選ばれたコミュニティは、特別の関心を払わなければならない。便益スキームや、社会復帰およびその他プログラムとサービス受給の適格性などについてはその取得方法とともに説明されねばならない。男女は平等に同じプログラムのすべてのコンポーネントにアクセスできるようにすべきである。

元兵士たちはその子弟や本人が学校へ入学し、職業とその他の**技術訓練**プログラムを受けることを保証する支援を与えられる。軍を離れて一般市民として生計を立てていけるような技術を取得している元兵士はごく少数である。

どの技術訓練プログラムにも**金銭管理訓練 (budget training)** が含まれるべきである。武装勢力や武装グループにいたために、多くの元兵士たちは自分の財政を管理する経験を積んでこなかったのである。

住居

住居を見つけることは、除隊後の元兵士の誰もが直面する、困難な問題のひとつだ。この問題に関する支援プログラムの利用は促進せねばならない。

政治・法律情報

DDR プログラムの影響を受ける人々は、その**権利と責任**（男性、女性、子女、障害者、未亡人、一般市民などとしての）をその国の法や慣習に照らして知る必要がある。多くの場合、選挙のプロセスの解説は不可欠で、特に政治的な変化や移行が起こったり、進行中だったりするところでは、そうである。市民社会と民主主義の概念はその国の状況によって詳しく説明してやる必要がある。しかし政治構造やプロセスを元兵士も含めた住民に強制的に押し付けてはならず、彼らの協力を得る方向で進めるべきである。

元兵士は、概して新旧の政治的党派の圧力には弱い。大きな民主化のプロセスの一部たる動員解除に伴い、除隊前のオリエンテーションは、元兵士たちの選択に任される選挙、政治的権利また政党の綱領の情報を与える機会である。市民としての政治的判断を行使する責任は、パトロン—顧客関係の（再）構築を減らす方向で説明されねばならない。

社会情報

市民生活に復帰する元兵士は皆、これから入っていく社会の実情、特に男女の役割変更について準備をしておく必要がある。女性は、武装グループに所属したり自ら子どもたちを養ってきたりしたことで新しい役割や権限を得た場合、新しく見出した自立を譲ろうとはしないだろう。彼女らは伝統的な役割とは異なる新しいスキルを学び取るかもしれない。ところが男性はこのような変化を、自分らの社会への役割やそれに関連した仕事に影響すると考え、容易には受容できないかもしれない。誰もが残らずそのような変化の理由や必然性について十分な説明を受けるべきである。

社会的オリエンテーションはまた、コミュニティへの統合と、差別と厄介者といった直面が心配される潜在的な障害に対するの対応準備を含む。社会復帰への困難性に対処する方法が明示されるべきである。児童への教育に関する情報は成人も児童も同様に与えられるべきである。元兵士たちの**ストレスやトラウマ**は、精神的回復や和解などの伝統的な形態に注意を払いながら、解決を試みなければならない。カウンセリングサービスを受ける方法に関する情報は、すべての元兵士に与えられねばならない。

健康情報

宿営期間には健康問題を相談する機会を与え、対象グループとその扶養家族に衛生知識を含む病予防の**基礎知識**を提供する。相談内容には、HIV/AIDS、自身の身体や社会に与える薬物の影響、文化的に受け入れ可能な家族計画（男女ともに）、免疫、風土病と同時に、除隊後に兵士とその家族が受けられるサービスが含まれる。

危機回避と和解

動員解除プロジェクトが対象とする兵士のほとんどは、暴力紛争に参加していたため、危機回避の施策は大いに必要である。これには、**非暴力紛争管理と転換**についてのトレーニングや、これからくるトラウマを受け入れること、非暴力紛争管理のメカニズムと構造を公式にサポートする治安部門改革などが含まれる。ここで求められるのが開発機関である。個人、公的、国家の各レベルでの安全保障に対する指針を補完することによって信頼を醸成し、DDRプログラムを良い統治とリンクさせようという活動である。危機回避とのリンクはすなわち和解の必須事項である。和解のための準備は動員解除の時期に開始されるべきである。元兵士たちが社会全体に利益をもたらすような**建設的で回復を促す会話**を行えるように、そのための準備は除隊前のオリエンテーション段階で行うことができる。しかし、文化的に受け入れられるかは、大きな問題がある。前述したように、文化的な繊細さは大事なことであり、地方文化は、武力紛争によって弱められがちな地場固有の価値観とアイデンティティを廃止しないよう、尊重されるべきである。

ウガンダでは、**パイロット段階**でカウンセラーやオリエンテーションがプログラムから抜け落ちていた。これらはその後動員解除後期段階へ織り込まれ、元兵士によれば、彼らの社会復帰へ大いに資したとのことである。

注:どの情報会合もワークショップも、元兵士とその家族が参加可能なときに開催すべきである。しかし、適切なスケジュールで実施するよう注意が必要である。

除隊前の情報提供施策は、兵士のどのグループにも実施されるものでなければならない。可能であれば、さらなる相互理解のために、特に男女の性別による役割が戦争により変わっているかもしれないことを考慮して、**会合はジョイントして**行うべきである。しかし、合同か別々にやるかの**判断はケースバイケース**で考えるべきであり、現実の状況や実情を基本に考慮されねばならない。

動員解除の期間においてはこれまで個人としての動員解除が中心となっていたが、これを受け入れるコミュニティもその準備、参加が重要であることが同様に強調されるべきである。こういう準備が社会復帰の基本的な部分となりまた社会復帰の活動をサポートするのである。

国際支援業務

国際コミュニティは宿営段階での場所の選定や運営の過程において下記のような形で支援を提供できる：

宿営

- * 宿営の立案、兵站に関する国営の動員解除機関へのコンサルタント活動

- * 現地事務所や集合キャンプ地の管理
- * 集合キャンプ地に関する状況のモニタリングと評価

緊急援助

- * 緊急支援業務としての集合キャンプ地への食糧、医薬品補給
- * 任意で匿名の予備検査を伴った医学的検査やカウンセリング
- * 集合キャンプ地や兵舎の近接地に居住する兵士の扶養家族への援助供給

登録

- * 元兵士の登録のための兵站に関する調整
- * コンピュータ登録用の特殊なハードウェアおよびソフトウェアの供給（社会復帰のためにも）

除隊と社会復帰の準備

- * 元兵士の社会的経歴や社会経済的な優先度の判定を男女ともに実施。これにより彼らの期待実現と、除隊前の具体的な社会復帰プログラム立案を行う国家機関の活動とを支援
- * 早期の段階での社会復帰活動の必要性判定のためのモニタリングと評価システムの増強
- * 健康関連で同僚の教育を行う担当者の雇用。これは元兵士たちが健康改善を熱心に行っているとして、コミュニティの社会復帰支援となる
- * 兵士たち、扶養家族、受け入れ側のコミュニティと送り出す側のコミュニティを対象とした市民としての教育や情報キャンペーンの支援
- * 解隊前のオリエンテーション段階でのワークショップや討議グループの設立
- * 教育、訓練、雇用プログラムへの登録前の準備

3.5.3 除隊——あるいはつなぎの段階

武装勢力からの除隊を終えた兵士たちは公式に動員解除されたと考えられる。**除隊証明書**は元兵士たちが身分証明書として今後の社会復帰プログラムのサービスを受けたり、その他の政府関係のサービスや選挙のプロセスに参入したりする資格を得るために、発行せねばならない。

除隊は動員解除から社会復帰への**移行**にあたるもので、重要な時期である。一般には故郷への帰還用の交通と日常生活に適合するための元兵士への物質的援助まで含まれる。国によっては動員解除プログラムがここで終わるところもある。しかし、社会復帰への工程はここで始まるものであり、それ以前に計画されることが必要だ。社会復帰や社会復帰支援の効果があるかどうかは動員解除と社会復帰の間の移行期にかかっているのである。

動員解除直後の除隊者には、最低生活水準の保障が**輸送**および緊急支援（食糧、衣類、道具、現金など）によってなされねばならない。さもないと、すでに動員解除された兵士が再武装するかもしれず、動員解除以前の兵士たちが動員解除を避ける危険がある。内戦

後、初めの1年間は特に元兵士の社会復帰にとって最も重要な期間と考えられている。

次のような問題に取り組む必要がある：

元兵士たちが自らの社会復帰のための最高の条件を提供する地域に行けるよう、集合キャンプ地や兵舎からの動員解除者の輸送はDDRの一環とされるべきである。

兵士たちへの生活必需品の供給は保障されねばならない。元兵士たちは社会復帰への最初の段階において**つなぎパッケージ**の提供を受ける。必要性はそれぞれ異なるので、男女は異なるパッケージを受け取ることになる。このパッケージは元兵士たちが生き残れるように配慮したものでなければならないと同時に、彼らの直接の扶養家族たちにとっても同じ期待が持てるものでなければならない。パッケージの基準は社会復帰兵士たちを受け入れるコミュニティの資源的な乏しさに可能な限り負担を与えないようにするためのものである。社会復帰パッケージのサービスと物的な価値は、コミュニティの他の居住者の生活水準と同等でなければならない。計画段階においてのすべての状況は国連難民高等弁務官（UNHCR）や、国内避難民および難民を担当するその他の組織も同様に把握しておくべきである。取扱いに違いがあるとみられることは不満の原因となりかねないので、基準を守って実行されるべきである。

つなぎパッケージの目的を促進するため、**雇用と食糧の安全保障**におけるクイック・インパクト・プログラムが実施されなければならない。道路やインフラ建設などの労働集約型プログラムは、元兵士に対して移行段階で何らかの雇用を提供してくれるものである。インフラの再構築に参加することは、元兵士たちの行動が潜在的経済開発への貢献とみられることから、コミュニティへの社会的統合を促すことだろう。種子や農機具の配布、（暫定的）農地の割り当てなどは、農業分野における自立を強めるものである。土地問題は非常に重要であって、暫定的に、または永久的に農地割り当てを行うことは、通常は地権の改革という問題を伴って考えるべきである。この案件は後述の 4.6.3 においてさらに詳細に述べられている。

元兵士の帰還に伴う急激な人口増加があった地域は、しばしば**健康管理**で窮地に陥ることがある。現存する健康管理施設や安全システムの強化はこの段階において特に重要である。

元兵士が戦争地域から帰還したとき、彼らは退役や社会復帰プログラムの枠内での特別パッケージに関する情報を得ようとするものである。**情報や斡旋**は除隊前のオリエンテーションの継続があるべきである。

この方策を**立案**するには相当なノウハウと管理能力が要求される。兵站的理由から、また事後に行われる社会復帰方法の評価のために、元兵士たちの綿密な所在地確認データが重要である。その国のインフラが十分ならば、ある種のサービス、例えば農機具の輸送、補給などを公共入札によって調達する方が好都合である。大部分のドナーはDDRプログラムの調達においては公共入札を要求する。

国際支援業務

集合キャンプ地と兵舎から市民生活への移行する期間においては、多くの場合従来型の緊急措置がしばしば求められる。この時期の集合キャンプ地に対する緊急支援は非常に重要であると同時に、食糧、飲料水、種子と住居の提供もやはり不可欠である。つなぎ時のサービスは下記を含んでいる：

- * 資金提供
- * 立案、実施に関するコンサルタント
- * 兵站、輸送支援
- * 緊急支援（元兵士および受け入れ側のコミュニティに対して）
- * つなぎパッケージの準備
- * オリエンテーション制度の創設
- * 社会復帰目的のデータベースの維持管理（例：宿営期に設定されたもの）
- * 受け入れ側コミュニティの元兵士に対する編入能力の向上

■ 3.6 結論

武装解除と動員解除の2章にわたり、DDRプログラムの成功を保証するには、軍人としてではなく一般人としての生活に焦点を当てた施策が採られるべきであると述べてきた。これは取りも直さず、社会復帰の究極の目的は元兵士に市民生活への準備をさせることにあるからである。同時に、数多くの変化に富んだ業務が人道主義団体や開発援助組織によって採用されているが、必要とされるのはDDRプログラムを支える、短期・長期の施策が組み合った上での**民軍協力**である。軍関係者は軍や軍に準じる勢力の動員解除を行うことが必須である。彼らは互いに似たような思考形態を有し、大いに相互理解とコミュニケーションが可能だからである。というのは、兵士は概して他の兵士に敬意と信頼を抱くものであり、それは同様の経験をしてこなかった民間人には到底抱きえない感情だからである。文民の専門家は信頼醸成措置のための基盤作りをし、治安部隊は治安環境の改善と良い統治の原則をしっかりと守りぬくことに集中すべきである。

第4章 社会復帰

■ 4.1 定義

社会復帰とは元兵士が**市民としての地位**を手に入れ、市民として仕事や収入の手だてを得るプロセス、とここでは定義される。元兵士にとっての社会復帰は、帰還難民や国内避難民にとっての社会復帰と同様に、戦後の状況の中では特に困難である。戦争や暴力行為が元兵士の考えや能力をかなり変えてしまっており、社会復帰は限られた範囲でしか語ることはできない。元兵士は、戦前の社会的役割に戻ることはできないし、戻ることを望まない。多くの場合、戦争や紛争の原因となっているのは社会の状況や状態である。戦争や暴力行為は、良かれ悪しかれ、一般の住民の生活状況を変えている。戦前に存在した社会状況や状態に戻ることは、ほとんど不可能であり、望ましくもない。さらに、元兵士の要求や期待も戦前の意見とは異なっている。

社会復帰とは、時間的制約がない社会的、経済的プロセスである。社会復帰とはその国の発展の一部であり、国の責任と、必要とする国外の助けを意味する。

■ 4.2 目的

社会復帰プログラムの主な目的は、市民社会で**社会的、経済的統合に向け**努力している元兵士を支援することである。武装解除と動員解除は、兵士を武装解除し登録することで、まず信頼を醸成することに役立つ。そこへ社会復帰プログラムによって提供されるサービスの助けを得て、元兵士は動員解除され、喜んで市民生活を送る。社会復帰は、兵士個人およびそのニーズや技能へ焦点を当てることから、コミュニティの責任ある一員になり、コミュニティ・ディベロップメントを支援することへと焦点を移す。

精選された施策により、元兵士への社会復帰プログラムは：

- * 平和的手段で生計をたて、経済的、社会的な生活に参加するために、元兵士とその家族の可能性を伸ばすべきであり、
- * 動員解除された人々や他の帰還者を統合するために、受け入れるコミュニティの受容力を構築すべきである。また、一般的な社会状況は改善されるべきであり、こういったグループの統合のためマクロ経済的能力が創出されるべきである。

大部分の元兵士は、新しい状況に挑戦し、市民生活に統合されることに対して個人的には解決法を見出している。大部分の元兵士は、動員解除とは利益をもたらす雇用へ戻れる良い機会であり、家族との再会の良い機会であるとみなしている。元兵士はたいがい長期の支援を必要とせず、除隊報酬や、つなぎパッケージを利用する。それゆえ、社会復帰プログラムは、社会復帰が難しい元兵士を対象にする。個人の状況にかかわらず、一人一人の元兵士を援助することが社会復帰プログラムの目的ではない。

社会復帰プログラムは、恵まれない地域や特別な支援を必要とするグループを対象支援事業計画を提供する。国家レベルでは、これらのプログラムは社会復帰のための一般的状況を改善することを目標としている。

■ 4.3 対象グループと受益者

社会復帰プログラムの受益者のグループは、実際の対象となる**元兵士のグループ**よりも大きい。その家族や受け入れるコミュニティが社会復帰施策から便益を得られなければならないからである。社会復帰プログラムの施行期間、その焦点は、個人から元兵士が定住しなければならない**コミュニティ**へと移行する。

個人からコミュニティ

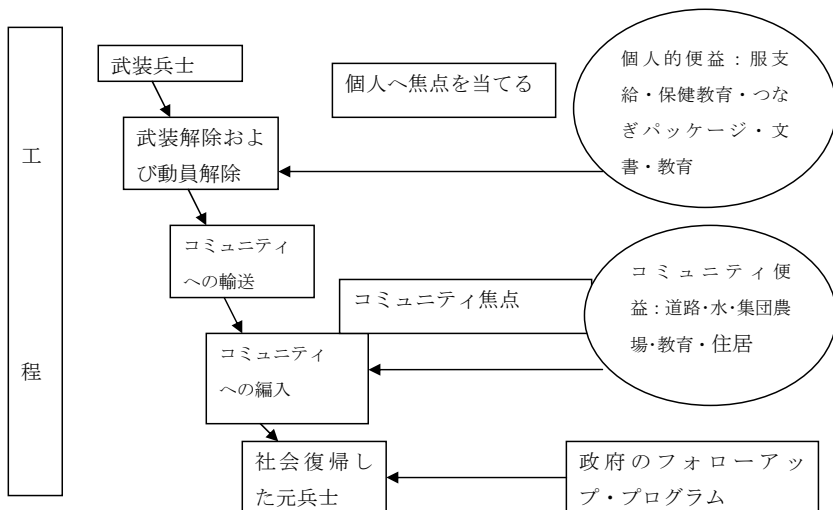
元兵士からコミュニティへの焦点の移行は、社会復帰プログラムが成功するには重要である。初期段階においては、個人に注意が払われるべきである；個人のニーズや技能は、彼らが利用し得る機会や将来への現実的な期待に基づいて査定されるべきである。元兵士の状況の現実的な査定を提供するために、当該コミュニティのニーズを理解することも含めて、元兵士を取り巻く状態を分析することも必要である。

元兵士がコミュニティに統合される真の機会を得るよう、**コミュニティの優先的なニーズ**は、社会復帰プログラムを実行する機関やプログラムに参加する元兵士に知らされるべきである。個人の技能やニーズが、受け入れるコミュニティのニーズに合致することは、元兵士がコミュニティの立派な一員になれるか、生計をたてるのが困難で（武器を用いた暴力行為や犯罪生活に戻るかの別れ道となりうる。さらに、コミュニティに焦点を当てることで、元兵士を受け入れるコミュニティが敏感になり、不当な偏見を減じ、トラウマに対処する一助となる。そのような重要な備えである。個人とコミュニティのニーズの査定を結びつけることは、インフラや建設事業の短期雇用機会を創出できる。このことはコミュニティの発展を促進し、元兵士が積極的に貢献しているとみなされるため、コミュニティは元兵士の受け入れに軟化した対応をするかもしれない。

動員解除の章（3.3 参照）ですでに述べたように、元兵士の**社会的、教育的プロフィール**にかなりの相違がある。これらの相違は、社会復帰の間に個人がさまざまな困難を経験するときに明らかになってくる。この要素は、社会復帰プログラムの中でも特別な考慮がなされなければならない。対象グループは、動員解除時の年齢、性別、既婚未婚の別（扶養家族の数）、正式な資格（義務教育終了証明、職業訓練）、職業経験、遺産相続を基に区別し得る。これらの個人的なデータは（3.5.2.4 参照）、社会復帰プログラムの計画や個人の問題解決を支援するには必須である。不幸にも、ほとんどの国では対象グループの社会的プロフィールを整理されたデータにして持っていない。

図 7 は、受益の焦点が元兵士個人から社会復帰するコミュニティへと移行することを示している。

図 7：社会復帰と移行する受益の焦点



対象グループの社会的プロフィールの全貌を明らかにしようとするとき、多くの指標が有効である：民族、戦争経験の長さ（年数、兵士の年齢に対する割合）、‘勝者’‘敗者’としての政治的社会的身分、戦争によるトラウマの程度（被誘拐者への特別な配慮、肉体的精神的トラウマのレベル）、健康状態（肉体的不具合、恒久的な病気）、町か田舎か（定住地は都市部か農村地帯か）、故郷への帰還か他地域への入植か、コミュニティとの関係（家族、氏族＝クラン、あるいはコミュニティへの受け入れ）、兵士自身の資産。対象グループの社会的プロフィールを創出することは、社会復帰プログラムの受益者の全貌を明らかにすることにもなる。元兵士の扶養者や連れ合いも動員解除により影響を受ける（扶養者や連れ合いが元兵士であったかもしれない）ため、社会復帰プログラムからの支援を得要求する家族のニーズとサイズを明白に知るべきである。

社会的プロフィールのパターンは、対象グループを概観し、システムを調整するための基準となる。さらに、対象グループの問題や状況を特徴づける一連の社会的要因が存在する。

社会復帰プログラムは、公的には動員解除されていない他の対象グループの特別なニーズも扱わなければならない。このグループは、児童兵士、ミリタリーキャンプの中で育っ

た子どもや若い人々、戦争終結の前に国軍や武装グループを離れた年取った戦争障害者、および戦争未亡人から成っている。

対象グループの分類が何であろうと、多くの元兵士は自分の生活状況を改善する個人的な方法を見出すことを忘れてはならない。しかし、紛争前にはほとんど教育を受ける機会に恵まれていない若者にとって、生活状況の改善はより困難である。こういった人々は、社会的技能を欠き、家族もほとんど持たず、自らの問題解決のために簡単に侵略や暴力行為に訴えてしまう。社会復帰プログラムは、これらの場合に、支援や援助を提供する予定である。

■ 4.4 条件と適用原則

概論で指摘したように、持続可能な平和には、人間の安全保障、平和的な紛争管理メカニズムと、戦後の調停を提供する良い統治に焦点を当てる必要がある。元兵士を政治参加から除外することが新たな緊張を生み、新たな暴力行為の動機付けになる。故に、元兵士の政治的・社会的復帰は必須である。元兵士の政治的・社会的復帰を支援する施策には、治安部隊の再編、政治機関と政府の受容力と市民社会の開発と強化、および人権の拡大、調停機構の導入が含まれる。市民社会の復興と開発、および安全保障と紛争管理の非暴力的方法の提供は、暴力的武力紛争を予防する基本的な必要条件であり、平和構築プロセスを持続可能でもある。

内戦の結果として、統治のシステムとプロセスに影響し、ひいては人間の安全保障に影響する困難な問題が存在する。国家や公共や個人レベルにおける**安全保障の破綻**が、武装解除と開発の第一歩に打撃を与えるため、社会復帰への期待にも大打撃を与える。

安全状況の改善のために計画された施策は社会復帰を支援し、社会復帰は安全状況の改善を支援する。施策には次のものが含まれる：

- * 国家の安全保障（外的な安全保障を確保できる合法的な軍隊、および合法的な警察部隊、国内の安全保障を提供するその他の治安機関）
- * 公共の安全保障（公明正大で合法的な警察部隊）
- * 個人の安全保障（動員解除された元兵士とその家族、およびその他のグループの）
- * 政治の安全保障と市民の安全保障（自由で公平な選挙と裁判システム、それにより政治的権利と市民社会を保護し得る強化された法の原則と法の公明正大性）
- * 良い統治（政治的・安全保障機関と役人の責任と説明責任）
- * 経済の安全保障（移動、売買、新規取得された土地の所有権の保護、物質的ニーズの充足）

紛争後の環境は、暴力的紛争の勃発の一因となった要因を変える、政治的システムの**改革の機会**を提供する。次の施策は、もし良い統治を目指しているなら、導入されるべきである。その統治システムとは、個人参加方式で、説明責任と透明性があり、責任を持ち、

総意重視型で、公正で包括的、効果的で効率的であるべきである。いかなる信頼できる改革プログラムも法の原則を基にしなければならない。

すべての党派は、上述の通り、政治的变化、そして統治のための憲法上や財政的取り決めに同意しなければならない。このことは、中央政府と地方政府、特定地域の自治、あるグループの自治などの**権力の分割**についての同意を必然的に伴う。ポストコンフリクト国は、行政事務を改革するためや、効果的に行政処理する能力を打ち立てるために国外の助力を必要とする。党派は、少数派や恵まれないグループの利益に注意を向ける改革に同意する必要がある。

社会復帰のための原則は、武装解除や動員解除のための原則から引用されなければならない。社会復帰は、**持続可能**でなければならない、十分な財政的人的資源を必要とする。理想的にはこのことは、元兵士が市民生活に戻るべきであり、再動員や暴力に頼るべきではないことを意味している。いずれにしても、社会復帰プログラムは約束したことを与えなければならない。社会復帰プログラムは現実的に元兵士の将来展望を査定し、非現実的期待だけを持たせたままにしてはならないことは必須である。

武装解除計画と動員解除計画とともに、社会復帰は良く**計画**され、良く組織され、良く**協調**されなければならない。これは、当該国内での他の人道的プログラムや開発プログラムに関しても同様である。複雑な各省庁間の社会復帰戦略の準備には時間がかかる。この要因はしばしば過小評価される。

社会復帰は、時間的制約がない開発プロセスとして理解されなければならない。一方、開発プロセスはその国の経済状況と、他の開発プログラムとの協調の程度により基本的に決定される。これは、長期計画と柔軟性を前提としている。この**長期展望**は関係する機関の権限に反映されなければならない。と同時に、特に内戦後の動員解除の場合に、かなりの成功ができるだけ速やかに成し遂げられ、施策によりできるだけ多くの元兵士が動員解除される必要がある。それゆえに**クイック・インパクト・プログラム**は、一般的に動員解除プログラムの開始時に置かれるか、兵士が除隊時に受け取る動員解除パッケージとつながられている。社会復帰プログラムの期間は、基本的に 2 つの要因による：プログラムの効率性と**政治的意志**の程度である。

動員解除のプロセスにおける元兵士の積極的参加の関わりは、彼らにオーナーシップ感覚を提供し、プロセスにおける信頼を増加させるため、重要である。

DDR プログラムの計画と実行における対象グループの積極的関与は必須である。このように得られる**オーナーシップ**は、プロセスにおける信頼の増大とともに起こり、収入を生む武装暴力行為へ元兵士を戻らないようにする。という対案が現実的に議論されてきた。中央アメリカでは、Fundación concept が社会復帰プログラムの実行においてあらゆるレベルの元兵士を成功裡に関わらせている。

元兵士のための社会復帰施策は、**他の戦争被害グループ**（国内避難民、難民など）のためのプログラムとうまく協調させるべきである。どんなグループにとっても、もし、社会復

帰の局面で支援を必要とするあらゆるグループを保護する国の社会復帰政策があれば、社会復帰は、より効率的により効果的に働く。この様相は除隊者援助のためのプログラムを支援機関が計画している緊急の状況では重要である。

戻ってくる難民と動員解除された元兵士は、政治的同盟関係が異なり、緊張が生まれるので、1つのグループとして扱われるべきではない。とはいえ、**一国の政策**はこの分野のあらゆる事業計画を調整しなくてはならない。種々のプログラムはリンクされ、暴力へと発展する新しい紛争の勃発を避けるよう、便益は平等であらねばならない。時間経過とともに、社会復帰プログラムは他のグループを含むように拡大されるべきである。もし、社会復帰プログラムが短期的、長期的な政府の政策に含まれており、責任ある政府の省庁により提供されるならば、他の人道的開発プログラムと社会復帰プログラムとのリンクは容易になる。

4.4.1 政治的意志

社会復帰プログラムの継続期間は、**立法者の政治的意志と二国間あるいは多国間のドナーの政治的意志**による。動員解除プログラムにははっきりしたタイムスケジュールがあり、国際社会により監視されている一方で、社会復帰プログラムは、高費用と考えられがちなため、議会や政治的意思決定者から煮え切らない扱いを受ける。したがって、関連する機関は一般的に人的資源と責任を欠くこととなる。

ドナーはプログラムに融資するだけでなく、**長期にわたる元兵士の社会復帰のための権限**を実施できる制度の発展をも促進する、重要な役割を負っている。さもなくば、元兵士は、自分たちの状況に注意が払われるように、しばしば、武装誇示や暴力行為をおこして注意を引きつけようとする。

多くの国では、法が実行機関への**権限を制限**している。これによって、社会復帰プログラムが国家予算の負担になる。限定的権限は、政府に対象となる社会復帰プログラムと国家の開発政策とを区別することを強いる。ある国では、動員解除に対する責任範囲と社会復帰に対する責任範囲が分離されている。モザンビークでは、動員解除は国連の監督の下に実行された。社会復帰プログラム実施の権限は後に労働省へ移管された。

4.4.2 元兵士と国家

政府が動員解除された兵士に対して感じる責任感は、社会復帰の効果的で時宜を得た施策に影響を与える。国軍へと移管されなかった除隊兵士と国家との間に非常に近い連関があるとき、戦争へ逆戻りする危険性はより大きくなる。元兵士組織の制度は、エルサルバドルとグアテマラでの事例のように、政府や国連機関と働くための非常に効果的な仕組みになれる。

動員解除後も、武装グループへのある種の**依存**が存在する。武装グループへの長年の依存は、非現実的な期待感の形で明らかになる。多くの場合、武装グループは代替家族や支

援ネットワークになってしまっている。グループが正式に解隊された後でさえこの状況は残るかもしれない。

解放運動が国家と経済を席卷したままの多くのアフリカの国々では、政府の年金と政府の規模を拡大することによって元兵士は擁護されている。例えば、石油の豊富なアルジェリアのような、元兵士と扶養家族に生活費を提供する方法は珍しかった。国が1960年代に独立したとき、多くの元兵士は政府系企業での高い地位を与えられ、今日でも元兵士と家族が利益を得ている輸入特権を受け取った。ジンバブエとナムビアでは、多くの帰還難民と元兵士は、公営企業に新設された地位に据えられた。これらの施策は雇用を創出し、元兵士の社会的認知に貢献している。公共部門サービスの再編はいくつかの国軍の統合に対応して起こり、国の調停の一部でもある。ただ、このことは、短期的にも長期的にも、国家予算への負担を意味している。

新しいパトロン-顧客関係によって元兵士を国家に結びつけることは、開発政策の見地からは否定的の局面を持つ政治的手段である。女性の元兵士、老齢の元兵士、特定の民族グループのメンバーや戦争障害者のような政治的な圧力団体を持たないグループは、しばしば除外される。老齢の元兵士、戦争障害者、戦死者の扶養家族は**社会保障制度**により保護されるべきである。多くの国において、元兵士と戦争障害者のための年金供与が財政的にも政治的にも実行できずにいる。元兵士とその家族のための年金資格が法により明文化されたときでさえ、年金は、社会復帰プログラムの完了後、何年もたってから支払われることになる。ジンバブエでは、元兵士への給付金を交付する法律は、動員解除後13年たった1993年に可決された。対象グループに対する長期的社会保障(年金基金)確立の実行可能性は、社会復帰プログラムと並行して、分析されなければならない。多くの国において、軍人に対する年金基金は存在する(例えばカンボジア、アンゴラ)。しかしながら、ドナーの無償支援の結果として、国の年金基金は紛争後には活性化されない。

社会復帰の活動の中で、社会的**地位、階層、性差の相違**も明白になる。伝統的な役割によると、女性は男性に隷属すべきであるから社会保障の資格がないことになるかもしれない。国軍の高官と技術専門家だった人は一般に、新しい仕事を見つけるのにあまり困難さはない。このような人々が国軍と接触し、民間企業の関連分野をあてにするようなことはほとんどない。しかし、身分や政治的影響力に関しては、失うものを最も多く持っているグループである。このことを考えて、例えば、エルサルバドルで最初に注目したのは600人程度のゲリラ活動の指導者は、指導者がいったん満足すれば兵士たちも満足することを確かめることを目的としていた。この経験が示すのは、武装グループの指導者や上官に特に着目すべき、指導者や上官が満足して社会復帰すれば、部下たちには良いお手本となる、ということだ。

武装勢力のための新しい仕事

武装勢力の一部を政府開発機関へ移管することは、魅力的な政治決定にみえるかもしれ

ないが、短期的には、この方法は動員解除を遅らせることになる。この場合、国軍は、新しい仕事と新しいイメージを提供される。しかし長期的には、この新しい役割は、市民社会への社会復帰を促進しないから、反生産的な効果を生む。前からあった兵士の国軍と国家への依存は強化される。

ナムビアの Development Brigades のように国家所有の開発機構と共同して、国軍は、労働市場に参入する前に職業経験や訓練を与えるために、元兵士に貴重な**臨時の職**を提供する。しかしながら、既存の訓練機関外での訓練は高い**コスト**がかかるのが大きな欠点であり、多くの場合、この**職業経験**は労働市場とは結びついていない。国家所有の雇用企業は中央集権的に組織され、コミュニティレベルでの影響力がない。政府所有や軍所有のいずれの開発企業も経済的に存続可能であったことはない。

勝った国軍の活動分野へ援助や補助を提供することは制限されるべきである。大部分の国において、内戦後の平和プロセスは、**権力分担**を基礎としている。このことは、動員解除された人々の特定グループに特権を与えることを政治的に難しくしている。さらに、国際的ドナーによる**援助条件**は、社会復帰プログラムの適切で持続可能な実行をますます強く働きかける傾向にある。

動員解除や復興と同時に、多くの政府は、世界銀行と連動して、あるいは IMF からの借金の前提条件として構造調整プログラムを実行してきた。これらのプログラムの目標は、社会的支出を削減し、民間部門の構造的成長を優先することにより、借金の返済を確実にすることにある。社会開発プログラムでの縮小は、社会復帰プログラムをより困難にするため、**構造調整**プログラムはしばしば反生産的となる。このような施策は、難民や元兵士の帰還により社会的サービスの必要性が増大するときに、利用できる社会的サービスの範囲を同時に制限することになる。

4.4.3 社会復帰のシナリオ

異なる社会的経済的レベルにおいて、社会復帰を促進するために、非常に広い範囲の取り組み方と施策がある。このようなプログラムの**介入**の存続期間と興行きは大きく異なる。

こうしたプログラムの出発点と対象グループは、その国の政治的状況と、兵士と元兵士の政治的影響力にかなり左右される。分かれ目は、勝者の武装グループのメンバーか敗者の武装グループのメンバーかの違いを反映している。

社会復帰が実行できるシナリオに関して 2 つの異なる内容が区別される：戦争被害を受けた社会に社会復帰する場合と、安定した市民社会に社会復帰する場合である。両方の場合の詳細が下記に分析されている。前者の場合、3つの実行可能な戦後シナリオがある。

- * 明らかに**勝者**の場合：明らかな勝者は武力紛争から生まれる。戦勝派はその軍事力を減らさなければならず、軍務のために元兵士を補償する義務を感じている。
- * 明らかに**敗者**の場合：武装グループは軍事的に敗北し、政治的ゴールを達するために、その武装部門を解散しなければならなかった。元兵士は、たいした支援もなく

否定的な社会のイメージを持って市民として社会復帰しなければならない、

- * 明らかな**勝者も敗者もない**場合：国連のような第三者が平和条約を仲介する。この場合、紛争に関係したあらゆる元兵士は市民生活に社会復帰しなければならない。少数の兵士のみ新設された国軍に受け入れられる。

上記のシナリオにもかかわらず、紛争に関係したあらゆる党派は、信頼醸成のために敬意と尊厳をもって取り扱われなければならない。一方で、国際社会は真の権力がどこに存するか理解しなければならないし、極度に緊張した状況の中で、武力紛争後、存在する**危うい現状**を維持し強化するとの目的を持って、慎重に行動しなければならない。

4.4.3.1 戦争被害を受けた社会への社会復帰

社会復帰プログラムが受容されることと、元兵士が直面する社会的偏見は、かなりその国の**政治的状況**と動員解除の事情に左右される。社会復帰プログラムはこういった状況を考慮しなければならないし、元兵士のグループや、他の社会的グループ、特に戦争で傷ついた人々を無視することなく対処しなければならない。

多くの国では、内戦ははっきりした勝者敗者の状況がないまま終結する。こうして、元兵士の社会復帰に責任のある政府系、非政府系機関は、デリケートで困難な政治的事情の中で仕事をせざるを得ない。戦争中に元兵士が果たした役割によって、戦後の環境で元兵士が受け取る社会復帰サービスを決定してはならない。あらゆる戦争に関係した元兵士は、市民生活に統合されるとき、同様の困難を経験している。彼らのニーズは、帰還難民や国内避難民のニーズと似ている。これらの難民と国内避難民とを統合せざるを得ない社会の**一般的経済的状況**は、社会復帰プログラムの施行期間に組み込まれるべき基本的要素を表している。

多くの元兵士は、もはや戦前に暮らしていた状況にも、兵士であった時経験した状況にも戻ることを望んでいない。故郷の村や地域に帰ることは、心の中では重要な意味がある。しかし、仕事を求めて、多くの元兵士は**都市部**へと移り住む。

農村地域には、伝統的な**性別役割** (gender roles) という制限があるので、女性の元兵士には都市部はより魅力的である。町においてさえ、性の偏見による労働差別に直面することはもちろんある。特に農村部で育ち、都市部の環境に適用できる技能を持っていない男性は、町で仕事を得ることは困難である。

女性は兵士として獲得した自主性や、自分の家族を1人で扶養することをあきらめることには消極的である。例えば、避難女性は、町においては、お手伝いや清掃婦、家政婦のような仕事を夫よりも簡単に見つけられる。収入向上に関して、性別の役割の変化は、家庭内の個人的関係に否定的な効果を持つかもしれないし、**家庭内暴力**を生むかもしれない。特に、元兵士が配偶者のところに戻った場合、以前は社会的役割の一部であった自分の仕事を取り上げられていることに気づく故に、こうしたことが起こりやすい。

個人の**アイデンティティ**を形づくり、支えている仕事が減り、なくなることは、個人の

安全保障のレベルを下げることになる。こうして、個人の役割の変化に向き合うことは、社会が戦争からどのように立ち上げられるかを評価するのに重要な要素である。

戦争の喪失感は平和になったときへの**高い期待感**を生むかもしれない。多くの場合、兵士は、勝てば教育、仕事、土地を手に入れることを約束されていた、などと考えるために、動員解除されたとき、兵士は自分なりの計画と希望を持つ。結果として失望は避けられない。

短期的、長期的元兵士の社会復帰は、開発指向の緊急援助の範疇でも重要な要素であり、戦争被害を受けた社会において必要である。社会復帰施策は、犯罪行為により収入を生むことも、社会的紛争を解決する手段としての武力行使を防ぐこともできる。元兵士を対象とする施策は、一般的な社会復帰を**自助努力**できる能力が特に弱いグループ向けに計画されている。社会復帰プログラムは、元兵士の自助努力能力を強化するものであり、貧困撲滅志向であり、市民とともに社会復帰を促進するものである。インフラ復興施策に元兵士が参加することは、コミュニティがポストコンフリクト状況を直接的に改善できる経験を作れるので、紛争後の局面では当を得たものである。

いくつかの国において、戦後状況が、地域や社会階層の差異をよりあらわにする。特に、その国の特定地域だけや、特定の社会層だけが破壊や被害を受けた場合に顕著である。この差異は、難民戦士集団が亡命から帰還した場合に最も明らかである。refugee-warrior community（難民戦士集団）という用語は、難民と兵士の区別がはっきりしない組織された亡命者集団を描写するために創出された。難民が自分たちを兵士と考えている場合もあるかもしれない。

このようなグループが、経済的社会的に優勢な組織に統合されるとき、雇用市場や、敬意を払われるような社会的地位へアクセスすることは難しい。難民や元兵士の帰還は戦争が生んだが、その国の主流である文化や制度はこのような経験を認めない。このことは、動員解除された人々の間に、すぐにフラストレーションや権利の要求を引き起こし、時に武力を行使して強く要求される。このような状況では、社会復帰プログラムは、社会の再建、創出といったより大きなことの前では小さな一部としてみなされてしまう。包括的な考えがなければ、社会復帰は単に終わりなき印刷物と福祉だけになってしまう。ある種のできあがった社会への帰還は、地元の政府がとる責任とともに、社会復帰プログラムが目指すところでなければならない。

4.4.3.2 安定した、主として市民中心の社会への社会復帰

機能している市場や経済循環のある比較的安定した社会への元兵士の社会復帰は、戦争で荒廃した社会に社会復帰するのとは異なる問題が生じる。このカテゴリーには、紛争に参加していた他の武装グループと同様に常設の国軍の動員解除も含まれる。このような**戦争の結果**は、国中同じ考え方では受け止められない。例えば、南アフリカがこの事例に当てはまる。南アフリカでは、社会が国内の暴力行為と戦争によって受けた影響が一様では

なかった。この国の一般的経済は、特に大都市の白人人口を持つ地域では、戦争によって直接的に損なわれなかった。同様に、ジンバブエとナムビアでも、ゲリラは戦争によってその正式な産業部門が破壊されなかった国へと帰還した。元兵士たちは、戦前はその産業部門には限定的にしか関わられなかった。

対象とされる社会復帰施策の必要性は、比較的強い経済力を持つ国においては、過小評価される。元兵士が正式な産業部門から永久に除外されたままであるのは、特にこういった国である。元兵士の技能不足や正式な資格がないことは、仕事への手だてがないことを意味する。一方、非正式部門の競争は激しい。適格な訓練や社会的容認なしには、元兵士は社会の主流からとり残されたままになっていることになってしまう。

■ 4.5 3つのレベルでの社会復帰：国、地方、地元

社会復帰の背景や戦略がどうであれ、実行政策決定者と開発機関は自分たちの仕事と責任を、国、地方、地元の3つのレベルで明確に決めなければならない。**国（マクロ）と地方（メソ）と地元（ミクロ）**レベルの区別は、地域の差異を認識するのに役立つばかりでなく、社会復帰施策の政策レベルを知らせることができる。社会復帰は、地元レベルのコミュニティで主として行われるプロセスである。政策決定者が、対象グループのニーズと、社会復帰がうまく運ぶ可能性とを確認すべきなのはこのレベルでのことである。

しかし、効率的で効果的な国家プログラムは3つのレベルでの事業をリンクし調整するべきである。プロセスを前進させ、進歩させたいという望みは、地元の文化を含めるといふ基本的な必要性と、効果的で持続可能なプログラムへの参加とによって調節されなければならない。このことは、レベルにかかわらず、明白でなければならない。草の根に根ざしたプログラムが基本である。

4.5.1 国家レベルまたはマクロレベル

国家レベルの方針は、社会復帰の必要条件を決定する。プログラムが考案され、社会復帰の概念が明確にされるのもこのレベルである。地域のニーズ、差異、受容力を考慮に入れた概念であらねばならない。さらに、社会復帰の一般的な状況や目的も、定式化され、グループと担当省庁との間で取り決められる。社会復帰プログラムの計画と財政業務は一般的に政府省庁の能力を超えるので、二国間、あるいは多国間の支援者からの援助を必要とする結果となる。

国際支援業務

マクロレベルでは、開発協力として、機関や立法者に相談業務を提供できる。計画機関や実行機関が組織の発展をするよう助言することは、責任範囲の立案とモニターシステムの確立とともに、社会復帰施策促進の負託を持った新しい機関が創出される場合に、特に

必要である。多くの国で、明確な政治的負託と法的枠組みなしに、機関は責任を持って活動できないので、立法部門への相談業務の必要性がある。

4.5.2 地方レベルまたはメソレベル

地方レベルでの国家プログラムの実行は、政府の実行機関と地元の NGOs により実施される。市民社会の組織が参加するのもこのレベルである。社会復帰プログラムの**地方分権化**は、その地方が社会復帰によりまったく違う意味合いで影響を受けるときには当を得ている。国家戦略の地方分権化により、地方問題により柔軟に対応できる。国家の社会復帰当局は、地方活動を調整し、監督する地方事務所を持っている。地方事務所は元兵士に対する相談窓口や拠点として活動している。中央機関と地方機関のコミュニケーションと調整が欠けると、実行が遅れたり複雑になったりする。

国際支援業務

元兵士に対する社会復帰が、開発指向の緊急援助の仕事であり、国家レベルの強力な実行機関がないところでは、地元の NGOs とコミュニティ組織の協力が優先される。メソレベルでは、地方実行機関、地元の実行機関と、NGOs の支援が、対象グループに直接働きかけ、**市民組織**の出現を促進する重要な動線となる。地方組織との仕事は、雇用創出の分野では特に成功を収めてきた。しかし、支援機関は、地元の住民や慣習とつながるよりも支援者の希望を反映する組織を援助しないように、注意しなければならない。**基金や援助への競争**があるときにこのようなことが起こりやすい。ドナーは、自分たちの価値観や期待が異空間では必ずしも文化的に適切とは限らないことを忘れてはならない。このことを忘れると、地元の住民を社会復帰プロセスから疎外することになる。

4.5.3 地元レベルまたはマイクロレベル

個人の社会的経済的**社会復帰**は、地元レベルで行われる。コミュニティと家族の受け入れは重要な枠組である。これなしには政府や民間の社会復帰援助は効果的に行われない。動員されていた希少資源は、元兵士にとって**市民としてのチャンス**を生む重要な手段である。土地と雇用の手だては、コミュニティにより調整される。ということは、女性は男性と同じ支援をコミュニティにおいて得られず、女性には不利である。このレベルにおいて、長期的により良い**経済状態**を生むために、インフラが強化されなければならない。マイクロレベルの社会復帰は、持続可能な和解への基礎である。

国際支援業務

マイクロレベルでは直接的な介入をする。緊急援助施策、クイック・インパクト・プログラム、つなぎパッケージは、地元レベルでは直接的に事態を改善することを目標とする。長期的には、元兵士の社会的ネットワークを形成できるように地元のコミュニティを強化す

ることが、持続可能な開発協力の重要な仕事である。地元の NGOs や地元のビジネス、その他の私企業（例えば学校、訓練機関）の支援は、そのような組織がある場合、開発協力に対して優先権を持つ。労働集約的フード・フォー・ワークあるいはキャッシュ・フォー・ワークプログラムによる道路、橋、学校、保健施設の復興は、短期的には地元市場を刺激する。地元レベルでは、社会的サービスと和解施策がととも貴重である。アルバニアにおけるグラムシュ・パイロット・プログラムのようなウェポンズ・フォー・ディベロプメント プログラムから得た教訓は、分析されるべきだ。このようなプログラムは、武器の移譲と引き替えに小さな開発事業計画に資金を提供する。Gramsch Programme は社会復帰プログラムではないが、社会復帰プログラムへの教訓は、Diber 地区と Elbasan 市にいる継承者とこのプログラム自体から学ぶことができる。

注：あらゆる物質による支援は、地元の市場への影響と関連づけて評価されるべきである。過度な支援は、援助に頼る人数を増やし、それにより地元の生産力が落ちることになる。

■ 4.6 社会復帰の手順

4.6.1 動員解除から社会復帰への移行

除隊が動員解除の最後の段階であるが、移行の局面あるいは再編入の局面の一部ではない。社会復帰プログラムの第1段階には、つなぎパッケージとその他の除隊施策があり、公的動員解除直後の元兵士の短期的なニーズを提供する。

4.6.2 オリエンテーション段階

動員解除後の数ヶ月には、帰還難民や国内避難民と同じように、多くの元兵士の高移動性という特徴がある。

家族と連絡を取り、戦争を生き延びた人を確認し、とりわけ仕事を捜すために、元兵士は都市部と農村をさまよい、歩きまわる。このことは、戦争が原因でおこる強制退去や見当識の喪失の現れでもある。オリエンテーションは各人の問題解決のために非常に重要である。可能ならば武装解除プログラム、動員解除プログラムの一部として、和解プログラムが社会復帰に先立って計画され、実行されるべきである。このようなプログラムで、再結合した社会で異なるメンバーが衝突することを最小限にしたり、社会的軋轢を取り扱う方法でコミュニティの指導者を探したりもできる。しかし、**高い移動性**により、多くの元兵士は、継続的な出席が必要な長期事業計画に参加することが難しい。元兵士が定住できる場所が不明確であることも多い。

社会復帰援助と元兵士の雇用機会調整を容易にするために、全国規模の**情報システム**が必要である。モザンビークの 情報・照会サービス (The Information Referral Service : IRS) がこの例である。元兵士は国内のあらゆる州にある IRS 事務所で、多くの NGOs と政

府組織により提供される機会についての情報とともに助言を受ける。このようなシステムは、コミュニケーションの目的を持つが、元兵士に労働市場におけるチャンスと展望についての現実的な考えを提供する意味でも重要である。元兵士の組織は、この点でも情報提供と雇用紹介に責任を持つことによって有用にもなる。元兵士組織は、社会復帰プログラムに関わっている元兵士を追跡調査して政府と NGOs を援助する。

普通、実際の事業や計画についてのニュースは、元兵士の間にすばやくひろがる。動員解除後も以前のコミュニケーション・ネットワークが損なわれていないからである。身近にあるわずかな事実だけで、元兵士は過度の期待感を持ってしまう。一方 IRS は実際の事業計画と、このような事業計画から恩恵を受けるための状況と必要条件について必要な人に情報を提供する。このことは、小さな商売のための補助金と支払い猶予の特典を受ける場合に、特に有用である。このような商売は前述の**詳細な助言と情報**なしには、実現不可能かもしれない。IRS は訓練プログラムの空き情報や、再入植プログラムの下で利用できる土地の情報も提供できる。国家プログラムが地方や遠隔地に届くことから、IRS は、首都の近くに住んでいない対象グループにとっては必須である。IRS 事務所は、元兵士に援助を提供する機関や NGOs にとって出張所の役目をする。

相談業務をする実施組織を提供することは、全国的な情報と雇用交換システムの創出に必須である。このような情報システムにより、特に同じ分野で多くの支援者がいる場合には、**プログラム固有の一貫性**をもたせることができる。

4.6.3 再入植と土地へのアクセス

元兵士に保護施設と持続可能な再入植問題解決を提供することは、国家の社会復帰プログラムの当面の仕事である。再入植問題は主に二つの要素がある：当面の再入植と長期的解決（農地改革を含む）。

4.6.3.1 再入植

当面、再入植問題を解決するには通常では、元兵士を自分の村やコミュニティに定住させることである。保護施設と宿泊施設を適切に提供することは、この段階において緊急の仕事である。ウガンダでは、動員解除された兵士はつなぎパッケージの一部として、小さな小屋を建てる建築資材を与えられた。このような建築資材の提供は、地方によっては利用可能であるが、その物資の市場価格が突然高騰しないようにその地方の市場状況と市場への影響を考慮しなければならない。

兵舎に長く住んでいた兵士は、故郷との緊密な繋がりを維持したがるし多くの兵士は家族もいる。反対に、ずっと遠隔地や国外で戦っていた兵士は、長年住んでいなかった環境に再入植することをより困難に思う。元兵士と長期にわたる戦争後に帰ってくる難民への保護施設は短期的な解決を意味しているにすぎない。帰属意識なしに、人々は恒久的に再入植できないし、自分で事を選ぶことをしない。耕作適地、雇用、社会的受容が、対象グ

ループの長期的展望と決意に影響する要因である。

元兵士が入植問題を解決できることは必要であるが、いつ、どこで、どういう環境のもとで入植するかを決めることは、とても複雑なため再入植プログラムだけで決めることはできない。これらの決定は多くの様々な社会的経済的要因に影響を受ける個人に帰する。地元のコミュニティと長老が、元兵士とその扶養者を受け入れるか否かを決定しなければならない。多くの元兵士は田舎よりも都市近郊へ引き寄せられる。多くの場合、元兵士はもはや、農村部で働いて生計をたてることは考えられない。生計を立てるのに十分な土地を持っていないし、町の生活が連想させるより高い社会的地位を好み、大変な農作業を要する生計に戻りたくないからである。

復興事業における対象グループの長期的統合は、特に時宜を得ることと持続可能であることが好ましい。政府などの復興施策の結果として、内戦後、建築部門においてしばしばブームが起きる。政府が国のために戦った人に家を与えるのではないかと期待は大きい。再入植政策の優先事項の一つは、対象グループを直接的に関係させることであり、贈り物として家を与えるわけではない。帰属意識は所有意識と密接に繋がっているので、自分の家を建てる努力を支援すべきである。リベリアで、過去に荒廃した田舎のコミュニティで働いているように思われた方法は、地元の資格と地元の労働力を使うためだった。コミュニティは、建設と修理のための優先事項を規定するように要請され、技術的な必需品も与えられた。共同建設プログラム（元兵士と地元住民を含む）は利用可能な資源と釣り合うように開発された。

こうした方法をプロセスのごく初期の段階で採ることで、信用と信頼を生み出し、長い復興プロセスを始めることができる。

再入植政策が、健全でよく調整された積極的な雇用と訓練効果を生む：元兵士だけではなく、帰還者や地元の職人も受益者である。訓練プログラムと私企業での雇用施策は、**住宅事業**のための基金設立により始めることができる。もし耐火煉瓦プレスのような資本集約的でない適当な技術が奨励されたら、小さな商売も、民間部門で発達する。半近郊地域や田園地域の低コスト住宅は、これらの地域を帰還者や元兵士にとって、雇用と住宅両方の意味でより魅力的にする適切な施策である。

国際支援業務

国際支援は次の課題に業務を向けるべきである：

- * 保護施設と建築資材の提供
- * 建造物建設プログラムの促進（適切な技術の移転と建設部門の職業訓練、建造物と社会的施設の修復施策）
- * 新しい入植地のインフラの改善と社会的施設の建設による再入植プログラムの支援

4.6.3.2 土地問題

帰還した難民と元兵士の再入植から起きる問題は、ほとんどの国で、農地改革の問題と繋がっている。土地所有権と資源利用権は武装グループによりなされる最も重要な**政治的**要求である。

アフリカやラテンアメリカでは、多くの元兵士が自国からの追放を直接経験した。土地や水の利用権、鉱物資源の利用権に関する争いは多くの紛争の根本的原因である。多くの場合、これらの紛争は戦争へとエスカレートし、少数民族の追放、民族ゲリラ運動の形成となる。戦争終結のための政治的妥協にかかわらず、社会復帰プログラムも、もし紛争に対処することを望むならば、これらの要求を考えなければならない。

特に**女性**は、障害に直面する。しばしば土地所有権を持ってないし、土地利用権を得られない、土地を買うことも相続することもできない。例えばグアテマラでは、元兵士夫妻に割り当てられた土地の証書には二人の名前が書かれていたが、未亡人や女性の家長が土地の所有権や利用権を得ることはとても難しい。戦争への貢献にもかかわらず、いつも女性は失うばかりである。

しかしながら、農地改革の推進は社会復帰プログラムの仕事ではない。**農地改革**は社会のあらゆる構成部分に影響を及ぼす国家政策の問題である。農地改革にとっては広い対象グループがある。元兵士以外のグループも影響を受けることになる。

元兵士は土地の（再）割り当てから利益を受けることができる人々のごく一部でしかない。他のグループが損害を被る所へ元兵士が再入植すると、暴力的紛争へと変わる可能性のある新しい紛争を必然的に生む。借地やコミュニティの土地に比べ、所有地は、さらなる発展と生産能力の増大を生む決定的な要素である。このことは、ある個人の私有財産と資本が、国家や他の個人たちにその一部または全体を絶対に取り上げることがないように発展していくことと関係がある（税を除いて）。法的所有権は、安全保障と持続可能性を提供する。個人の所有権と私的財産を支援することが適切かどうかは、地元の文化と慣習との釣り合いを考えなければならない。地元の文化や慣習が個人よりもコミュニティ、あるいは他の単位を重要視するかもしれない。

4.6.3.3 土地の利用権

注：土地の利用権は、帰還難民や国内避難民、他に土地のないグループにとってと同様に、元兵士の主たる関心事である。土地要求はDDRプログラムの中だけで扱えるものではない。よって、社会復帰プログラムは、土地の利用権を得やすくするために、農業訓練や土地の再配分のための既存のプログラムとしなければならない。しかし、このことは多くの他の施策や政策を必然的に伴うことになる。

動員解除後すぐに、元兵士が土地の利用権を持つことは希である。土地の使用は、コミ

コミュニティの中での受容と尊敬される**社会的地位**と結びついている。元兵士が家族や村と再結合される時、元兵士は田畑での特別な労働力として歓迎され、しばしば少しの土地を与えられる。これは短期的には良い解決法かもしれないが、時間がたってから、社会復帰プログラムでは元兵士の状況を、彼ら特有のニーズが何であるかを明らかにするために精査すべきである。既存の土地法は見直されるべきで、元兵士が耕作地の利用権を手に入れる機会を探索すべきである。

農業部門での元兵士の技能は、別の考慮すべき問題である。商業的農業には経験と専門知識が必要である。DDR プログラムの一部として土地や土地の権利を与えられた元兵士にとって**農業訓練**は優先事項である。この訓練プログラムは、小自作農の補助金や貸付金融と関連付けられるかもしれない。コミュニティ地域では、社会的統合と受容が、伝統的な権力者から土地の権利を得たいと思っている元兵士にとって非常に重要である。社会復帰に注意を払う多くの浄化の儀式は、したがって、植え付けと収穫とに関連している。

国際支援業務

国際支援は次の業務に焦点を当てるべきである：

- * 土地割り当ての可能性を評価する時、政府省庁に支援を提供すること
- * 土地配分政策のための政策相談
- * 元兵士の農業訓練
- * 小自作農のための補助金

4.6.3.4 入植スキーム

多くの政府は、元兵士とその家族を新たに割り当てた土地へ政府のプログラムの範囲内で定住させる。無償の土地、低利金融と整備されたインフラは、若く壮健な元兵士を農業にひきつける**動機**になる。しばしば協同組合の形で組織されるので、これらの入植スキーム（手法）には戦ってきた人々を補償する意味があり、同時に農業生産を増加する意味もある。国家規模での農地改革を促進できないと感じている政府は、小規模グループを対象にした小規模な事業を実施したがる。

開発の視点から**問題の多い政策**として、元兵士を大規模農業集積地や国営農場に入植させることがある。南アフリカや東アフリカでの経験から、このような拠点は、インフラや運営や個人のやる気が充分でないと、恒久的に政府援助に依存し続けることがわかっている。農産物を輸送できること、地元の市場や国の市場を利用できること、医療と政府社会事業を利用できることは、このような入植プログラムが受容され持続可能であるには、最も重要な条件である。次の二つの要因により、元兵士にとっての入植計画が危険で高くつく試みになってしまう。

- * 入植者と農民は、ほとんど農業の経験や商業的農業生産の経験を持たないグループから**選抜**される。技能よりもしばしば政治的手柄や軍事的勲功を基に選ばれる。

- * 多くの入植スキームは、**地元市場と十分な結びつき**がない。入植スキームは、国家や国外の支援者からの直接の補助金に頼っているので、国家の農村開発政策の特別領域のままである。運営は、農業や経営のノウハウがほとんどない軍の命令系統を反映している。多くの元兵士はこれらの計画を落ち着く所と見なすよりも収入の源とみなす。

これらのスキームは、国軍の出先機関であるとの**間違った印象**を避けるために、他の人々（例えば、難民、国内避難民、土地を持っていない貧困層）にも開かれていなければならない。

国際支援業務

国際支援は次の業務に焦点を当てなければならない：

- * 農業拡大サービス
- * 貸付金融スキーム
- * 土地使用と地雷除去についての相談
- * NGOs とコミュニティ組織への支援

4.6.4 訓練と雇用の利用権

仕事や雇用を入手できるように推進することは社会復帰プログラムの中心的要素である。**技能の取得**は、元兵士の雇用市場における機会を増やす。実業教育と少額貸付金融により、自分の事業を設立しようとする人を支援すべきである。しかしながら、一般に元兵士は低レベルの職業資格しか持っていないか、全く公的職業資格を持っていないので、それぞれの国で状況は異なる。

技能訓練コースは、労働市場において元兵士の機会を増やすために、DDR の範囲内で提供される。元兵士のための訓練プログラムは、雇用促進施策と直接的に結合されている。訓練パッケージを立案する時、例えば、保育や老人介護の利用権などの女性の元兵士のニーズも考慮されなければならない。

4.6.4.1 訓練

ポストコンフリクト社会の雇用市場には、元兵士（あるいは難民や国内避難民のようなその他のグループ）の大人数を吸収する能力に限界がある。訓練と経験の不足がこの問題をさらに厳しくしている。適当な職業経験をほとんど持っておらず、公的な教育をほとんど受けていない大人にとって、職業訓練は難しく、非常にお金がかかる。多くの国では、多数の元兵士に同時に訓練を提供する能力がない。このため、DDR プログラムには、実地訓練から職業訓練にまで及ぶ元兵士にとっての特別訓練コースがある。これらのコースを立案する時、受容国における教育プログラムや訓練プログラムと関係している文化的、社会

的、性別の規範を考慮することが重要である。

元兵士のための特別コースを立案することには、いくつかの利点がある：

- * コースは対象グループのレベルと背景に焦点を当てる。
- * 訓練コースは元兵士の既存の技能と資格を発展させる。
- * 訓練コースは元兵士が雇用を見つけることができるように、あるいは自分の小商売を始められるように市場志向であるべきである。
- * 短期技能訓練プログラムにおいて、元兵士は国軍以外の仕事の需要に習熟する。
- * コースはDDRの一部として組織される。これには私的訓練機関も含まれるべきである。職業訓練システムの受容力は必ずしも影響を及ぼされない。
- * 公的認定システム以外の短期コースは、地方レベルで地方分権ベースで提供されるべきである。
- * 交付金や小貸付金融とリンクする訓練コースは、自家経営とのギャップ（ビジネススキル、会計学、マーケティング）を乗り越える助けとなる。
- * 訓練コースは、多くの元兵士は国軍以外での雇用記録を全く持っていないので、将来の雇用機会のために重要である。

元兵士のためのコースは、多くの元兵士は、公的部門で雇用を見つける機会がないので、**非公的部門**の要求も取り扱うべきである（4.4 参照）。したがって、元兵士が追いやられてしまう危険がある。

技能だけでは小商売を始めるのに充分ではない：元兵士は何年も市場経済の外で生活してきたため、市場構造や会計学の基本的知識も必要である。訓練コースは、元兵士に交付金や貸付金融プログラム用の資格を与えるために義務づけられている。

訓練が**市場の要求**と調和していることを保証するために、公的部門、非公的部門両方のニーズを前もって評価することが極めて重要である。もし、元兵士が需要のない技能の訓練を受けたら、長期にわたる失業とフラストレーションをためる結果となる。どんな訓練プログラムも始める前に、詳細なニーズの査定をすべきである。もし、訓練コースが公的雇用者と私的雇用者の需要を反映するなら、元兵士は雇用を見つけるよい機会を得られる。

訓練コース終了後、元兵士が仕事を見つけられるかどうかは定かではない。しかし、エチオピアとモザンビークでの社会復帰プログラムでは、訓練コースは本質的にプラス効果を持つことが証明された。訓練コースは元兵士のための臨時職を創出する。訓練コースは、元兵士が金と民間人の職業、将来の見込みが必要な時の支援と雇用の一つの形として見なすことができる。これらの施策は、**平和の強化**と、戦争で荒廃した（war-torn）国の復興のための時間稼ぎとなる。

訓練は職業資格の問題だけではない。訓練コースの**社会的効果**は、しばしば過小評価されており、測定は難しい。多くの元兵士にとって、社会復帰プログラムの一環として提供された訓練コースは、彼らが職業訓練を受ける初の機会である。学習とこの新しい技能を

応用する経験は、本質的にプラス効果を持つ。訓練コースの終了は参加者の社会的地位を高める。訓練コースが終了するまでには、個々の元兵士は、より多くの人脈を持ち、生活のため何ができるかの明確な考えを持てる。

国際支援業務

国際支援は次の業務に焦点を当てるべきである：

- * 訓練の需要を調査すること
- * 労働市場調査を行うこと
- * 選択プロセスを開発すること
- * 速習コースのための訓練モジュールを開発し、実行すること
- * 既存の訓練機関と技能開発センターを復興すること
- * 実地訓練に適している私的企業を特定すること
- * 訓練システムを運営すること
- * 就職応募のための訓練モジュールを開発すること

4.6.4.2 雇用促進

雇用創出と雇用促進は、社会復帰事業計画のきわめて重要な構成要素である。雇用創出は2つのレベルで行われる：

- * 元兵士のために創出された新しい仕事のための奨励金 (financial incentives)
- * 元兵士によって設立された商売のための補助金

元兵士のための雇用促進プログラは、NGOs、商業銀行、私企業、政府機関の出先事務所のような様々な組織を通して運営される。多くの国では、元兵士への少額貸付金融を運営している銀行がない。そのような場合、雇用プログラムのための組織が設立されなければならない。**雇用促進**施策は都市近郊地域に焦点を当てるばかりでなく、多くの元兵士が家族と共に住んでいる地方や農村部においても実行されなければならない。元兵士が他の社会的グループと混ざり合うことが、このプロセスが持続可能になるにはきわめて重要である。

元兵士を雇用する雇用者への貸金支払あるいは、貸金補助金は、対象グループへ雇用市場を開くためにしばしば用いられる施策である。訓練コースの後には、特に時宜を得たものである。これは、多くの若い元兵士にとって雇用市場への第一歩を意味しており、将来の雇用者に対しての信用照会先となる。この雇用関係は、将来の職の創出へとつながる。実地訓練を提供する会社のための奨励金は、現実的な訓練と、さらなる雇用の展望を提供する。

元兵士のための交付金と貸付金融：

多くの DDR プログラムは自分の商売を始める元兵士に特別交付金を提供する。元兵士が商業的貸付金融の条件を満たすことはないので、特別基金からの交付金と貸付金融は、元兵士にとって唯一の資金源である。ただ、多くの DDR プログラムは、貸付金融のスキームに問題を抱えてきた。

過去、小商売は相当数、借金を返済することができなかった。会計事務の訓練と経営助言とに関連して交付金を提供することは、成功する手段となってきた。小商売を始める前に、詳細な**市場分析**がなされるべきである。市場戦略への助言と初年度を通じての持続的なカウンセリングは、交付金支払いと関連付けられるべきである。

国際支援業務

国際支援は次の仕事に焦点を当てるべきである：

- * 市場調査をすること
- * 開かれた社会復帰基金により設立された新しい大規模商売や小規模商売に資金提供すること 例：モザンビーク、エチオピア、エルサルバドル、グアテマラ
- * 実地訓練に資金提供すること
- * 私企業と緊密に協調すること
- * 会計事務訓練と経営助言

4.6.5 社会復帰の促進

社会復帰は、元兵士が**住民に広く受容**されることを意味する。ポストコンフリクト社会では、あらゆる元兵士の政治的法的平等が社会復帰のための基本的前提条件である。同時にあらゆる戦争は、時間をかけてしか治すことができない極度のトラウマや恨みを後に残してしまうことを覚えておくことが重要である。さらに心理的影響は、男性、女性、子どもが同じとは想定できない。女性と子どもは特別なトラウマに直面する。男性よりも性的虐待やレイプで苦しめられ、結果として妊娠したり、強制的結婚をさせられたりすることがある。元兵士の社会復帰の支援を立案するとき、戦争の心理的影響が消滅することは想定できない。地元レベルでの、個人間の社会的和解プロセスは支援されなければならない。このような支援は、住民を巻き込み、国家的に宣言された和解へのアピールよりもずっと具体的である。地元レベルでの社会的和解は、武力紛争や暴力行為によって損害を受けてきた社会の結合力を再建する、最も直接的な方法である。

4.6.5.1 和解

和解とは、通常の間関係を回復すること、あるいは、個人間、社会的グループ間、紛争時の政治的党派間での**社会的均衡**状態のことを言う。概念の倫理的宗教的意味として、和解は犯された罪を許し、忘れることを表している。和解には、現状回復、贖罪、許しを必要

とすることもある。

和解を達成した人々は、寛容、多元性、相互尊重、平和的共存を含む一連の**市民的、政治的価値**を統合してきたと見なされている。以前主役であった人々の間での和解は、紛争の持続的平和的解決のための基礎である。和解のプロセスには、社会の創傷を特定する努力と、治療プロセスを援助する努力を含んでいる。

和解により、コミュニティの中でかつて敵同士であった人々が一緒に住むことを奨励する。コミュニティの不和が直接、間接の原因であったポストコンフリクト社会において、民族的不和が紛争により悪化した紛争後の社会において、種々雑多な人間から成る住民を共有された文化の中で結びつけていた**道徳と、社会秩序**が頻繁に崩壊する。

このようなことは、社会から効果的に機能する能力を奪ってしまう。暴力行為、強制退去、無秩序は個人に心の痛手を負わせ、社会の結合力を維持している個人間の信頼をひどく損なう。

戦争の恐怖を抑圧し、忘れることは長期的には逆効果かもしれない。個人的に、集団的に戦争を同化することは、社会復帰のための前提条件の一つである。**和解の形**と集団的トラウマにうまく対処する形は、文化によってもジェンダーに基づいて考えても大きく異なる。戦争の準備期間への言及も一般に含まれる。

他人を許し、受容できるようになる前に、人々は自分自身の罪に対処する必要がある。どのような理由であれ、罪を犯し、自分自信の行動規範に反して暴力行為に参加してしまった。同時に、犠牲になったり、暴力行為を直接目撃してきたりした人々は、解決に努力が必要な情緒的トラウマを持つことになる。新しい紛争後状況に対処するために、戦争で荒廃した社会では、**アイデンティティ形成と変化**が起こることを忘れないことが重要である。これらの変化は、和解のプロセスと密接に関係している。この意味で和解は、グループ行動により引き起こされた個人的プロセスである。よって、グループ行動対個人行動の理解が、このプロセスにおいては必須である。

いくつかの異なる和解政策促進のための制度的取決めがある：

戦争犯罪法廷

国際法は、人権に対する基準と、関係者が責任を取らなければならない戦争中の軍事行為に対する基準を提供する。

第2次世界大戦後のニュールンベルグ裁判の場合、勝者は当時存在していた国際法の下で国際法廷を設立した。

ルワンダと旧ユーゴスラビアの場合、国際犯罪法廷が、国連と国際司法裁判所(ICJ)の後援の下、人権センターからの支援を得てハーグに設立され、戦争犯罪と人道に対する犯罪の訴追を任された。

一例をあげると、ボスニアのセルビア人はイスラム教徒により支配されているボスニア

政府を信任していない。十分な国際的支持のある公式の有罪判決でさえ、セルビア人が犠牲になっている証拠に見えるだろう。それゆえに、紛争に関係しているあらゆる党派を含むこと、それらを代表していることが持続可能な和解のために重要である。

真実委員会

真実委員会 (A truth commission) とは基本的に公的審問委員会である。その目的は、戦争の期間に実際何が起こったかを公表することである。南アフリカでのように国内で行われることもあるし、エルサルバドルやガテマラでのように国際的監督の下で行われることもある。

真実委員会では公開審問が行われ、それにより残虐行為や犯罪が明るみに出される。委員会は、戦争を維持するのに必要とされてきた嘘や歪曲を払拭することを目的とする。間違った行為をこのように公衆が承認することは、和解プロセスの一部を形成する。

南アフリカでは、恩赦が審問プロセスの一部であった。人々には一定の名乗り出る期間が認められていた。しかしこの後に、告白されていない犯罪のために訴追されることもあった。

平和委員会

平和委員会は、敵対しているコミュニティをせめて危険な潜在性があるという程度のコミュニティ同士の問題に、慎重に改善しようと腐心している。平和委員会は国家レベル、地方レベル、地元レベルで設立でき、人権を擁護し、国家規模で民族的宗教的融和を促進する。その目標は、平和合意が崩されないようにするため、コミュニティ同士の暴力行為を予防することである。職員はグループを超えたコミュニケーション環境で教育され、訓練される。

戦争とその影響についての公的教育と**意識喚起**は、和解プロセスにおいて本質的役割を果たす。学校、メディア、コミュニティにおけるこのような教育の促進は、ある種の危機回避と考えられる。

利害関係重複団体の開発を支援することで、**市民社会**の強化をすることは最も重要なことである：とりわけ和解プロセスにおける民主化は、新しい政府が保有しようとする力に効果的なバランスウェイトとして作用する。

4.6.5.2 社会資本

理解と和解の社会的プロセスに加えて、個人レベルでの社会資本を創出することが必要である。このプロセスでは、以前に分類したグループ (4.3 参照) にとって非常にさまざまな形が想定される。伝統的社会では、個人の期待は年齢や性別により異なる。よって、元兵士がコミュニティより社会的に容認されることが重要であり、同時にコミュニティ貢

献できることが重要である。

4.6.5.3 男性の元兵士の社会復帰

多くの男性の元兵士にとって、**コミュニティへの再加入**の儀式は、長老により執り行われる浄化の儀式と関連している。もしこの正式な受容が拒否されると、例えば北ウガンダのように、永久に排除されたままになる。形式的再加入が行われても、男性の元兵士は、自分自身と家族を養う課題や、尊敬される社会的役割を引き受ける課題に直面する。

雇用と訓練の促進は、元兵士の社会復帰に直接貢献するものとして見なすことができ、DDRプログラムの社会復帰フェーズが始まるまでには、進行中でなければならない。

4.6.5.4 女性の元兵士の社会復帰

女性の元兵士が、伝統的役割に戻ることは、より困難である。解放運動で戦い、訓練コースを終え、ゲリラ軍での**責任**を肩に負ってきた女性にとって、市民生活に戻ることは、しばしば制限に縛られることとなる。

社会的期待は、現在の現実や期待と関係のない伝統的役割に女性を制限しようとする。これらの矛盾により、自分自身の家族からさえ、**偏見**、中傷、拒絶を生むことになる。紛争における役割に関して憶測がなされるかもしれない。例えば、戦争において男性と戦ってきた女性はしばしば売春婦とみなされる。このことは、家庭内や仕事で個人的軋轢をもたらす。社会復帰プログラムでは、伝統的役割を超えた女性のために特別な訓練プログラムや雇用プログラムを提供することにより、この対象グループと取り組む。

4.6.5.5 青年兵士と児童兵士の社会的社会復帰

戦争状況の中で成長し、児童兵士として戦争の残忍な行為に直接参加してきた子どもや若者が、トラウマのためのセラピーにアクセスすることは特に重要である。この場合、社会復帰を語ることはほとんど不可能である。内戦で被害を受けた多くの国では、戦争状態が一代以上もの間常態化してしまった。子どもも大人も多くの人々は戦争に囲まれて成長してしまう。

戦争の終結は安堵感をもたらすが、将来についての新たな不確実性をも意味する。**教育**の利用権、整備補給の**安全保障**、家族や氏族（クラン）により提供される保護は、これらの子どもたちにとって計り知れない社会資本を意味している。多くの子どもは、毎日の日課に取り組む平和と、紛争について初めて学習する。心理社会的ケアと社会復帰のための支援は、社会の安定への長期的投資として見なされるべきである。この年齢グループは、次世代の指導者と社会の代表者を意味しているとの観点から取り扱われるべきである。

4.6.5.6 心理社会的健康管理と心の健康管理

元兵士のための心理社会的健康管理と心の健康管理は、ソマリア、アンゴラ、カンボジ

アのような数十年に及ぶ暴力行為や内戦の後で、特に緊急の課題であるように見える。どんな年齢においても暴力の経験は、特に小さな子ども時代における暴力の経験は、身体的ばかりでなく情緒的な傷を残す。多くの元兵士の間で、**トラウマ**は次のような形で明らかになる：繰り返される不安状態、トラウマの追体験、偏執性妄想、慢性的鬱病、過度の薬物乱用、心身症や精神病のような薬物性の病気。

このような症状の結果、次のように機能が損なわれることになる：職業上の無能力、情緒的無能力、社会的関係維持に対する無力、社会的孤立、攻撃性、憂鬱、自尊心の低さ。これらは、苦しみの悪循環をもたらし、悪循環は潜在している疾患を永存させ、トラウマのサイクルを強化する。心理社会的医療サービスと心の医療サービスを不自然に分割するが、同じコインの両面なので、この分割は真剣に考え直さなければならない。心の病気に對しての心の健康とは、個人的にも集団的にも、心理社会的対処と支援の仕組みから成っている連続体である。しかしながら、個人的（心理社会的）対処方策が尽きてしまうと、心理療法、カウンセリング、薬物療法などの心の治療対策が正当化される。病気に冒されたグループ、元兵士とその家族は両方を必要としている。

特に以前児童兵士であった元兵士は、精神病、気分障害、攻撃的行動や不合理な行動と結びついた薬物依存のような心の病気にひどく冒されている。これらの障害はしばしば**心的外傷後ストレス障害 (PTSD)** と同時に発生する。病人は時にホームレスになったり、刑務所に入ったりしてしまう。一方で、家族は病人を拘束する以外何もできない。例えば、長年にわたって断続的に病人を鎖でつないだりすることもある。これは、正規の精神医学的援助がないためである。

精神機能障害にひどく冒されている元兵士は、障害がひどい状態である限り、心理社会的活動や社会復帰活動から十分な恩恵を得られない。病人と介護者は適切な支援を必要としている：しかし、多くのポストコンフリクト国では、心の医療サービスが存在しない。

しかし、大病院にある伝統的な中央集権的精神医学部局には、厳しい制限がある。故に、適切なコミュニティベースの心の治療サービスの開発と促進が、ポストコンフリクト国の公共医療政策に組み込まなければならない。

心理社会的ケアの推進には、地元の伝統や慣習を基にしなければならないある種の治療やカウンセリングを必要とする。聞くこと、理解すること、助言すること、トラウマの社会的同化、不名誉からの儀式的浄化—これらは、医療システムのサービス機関では充分提供できないことである。これらのプロセスは、家庭内、宗教的コミュニティ内、年齢グループ内、創始グループ内でも起こるものである。個人的にも集団的にも戦争の同化は必要であり、生産的である。

公的役割と私的役割の分割は、文化により異なる。異なる境界は心理社会的ケア措置の中で尊重されなければならない。このテーマについて世間の人々が議論するようになると、自分の家庭という私生活の中ではあるが、自分の戦争体験とトラウマをはっきり言うようになってくる。しかし、簡単には自分のトラウマ経験について話さない。実際、トラウマ

経験について話し、考えることを避けるのは、よく知られた臨床現象であり、社会的支援ネットワークから孤立し身を引くことはよくある結果である。社会での役割を再び引き受けるため、病気に冒された個人を効果的に助ける一つの方法は、言葉で表せない経験のための言葉を見つける手伝いをすることである。一度、生存者が過去の経験について語るができること、トラウマをやわらげようと、回復、和解、統合を取り扱っている社会的機関やコミュニティベースのグループに心を開くことができる。

どの**機関**が心理社会的ケアを提供できるかの問題は、国によって答えが異なる。重要なことは、コミュニティベースの医療センター方式の中で、固有の心理社会的医療サービスと心の医療サービスを創出することにある。

この分野での施策は、カウンセリング機能を引き受ける**世話役**を対象にすべきである。教師、医者、牧師、地元の高位聖職者、医療従事者、伝統的治療者はこのプロセスの中で重要な役割を演じなければならない。元兵士や帰還難民の心理的トラウマと「心の傷」への気遣いを増すことが、社会復帰プログラムの主な課題である。世話役へのカウンセリング技能と知識の移転と、世話役からの同種の移転は、この分野におけるさらなる目的である。心の医療の分野における医療従事者のための能力開発がなされるべきである。

国際支援業務

国際支援は次の業務に焦点を当てるべきである：

- * 元兵士を受け入れるコミュニティ受容力を強化すること
- * 独立したメディアと NGOs を奨励することにより和解プロセスを支援すること
- * 女性のための訓練、雇用施策を促進すること
- * 地元レベルでカウンセリングを提供する組織を奨励すること
- * 医療分野での能力開発を支援すること
- * コミュニティ世話役のために情報と訓練を提供すること
- * 心に痛みを負った子どものための治療プログラムを支援すること

4.6.6 社会復帰プログラムのモニタリングと評価

元兵士の大部分の経済状況が、当該の社会復帰プログラムにより改善されたり、上向いた一般的経済状況により改善されたりしたら、社会復帰プログラムの目的は達成されたことになる。しかしながら、国の政治的社会的状況に従って**社会的指標**は異なる。社会復帰施策の長期的効果を研究したところ、社会学者はしばしば、以前別々だったグループ間の対話の頻度を、一つの指標として採用する。他の指標には、社会的地位の相違、コミュニティの意思決定体における代表制がある。

元兵士の経済的あるいは社会的発展の評価は、元兵士と元兵士ではなかった人々からのデータに基づかねばならない。DDR プログラムの有効性は個人の成功により測られるのではなく、対象グループと監視グループとしての平均的住民との相違点と類似点によって測定

されるのである。

とは言え、これらの指標は多くの国でたやすく測定できない。プログラム全体のものであろうと、構成要素部分のものであろうと、**モニタリングシステム**が効率的であるならば、政策立案者に当該施策の効率性を査定するための有効なデータを提供できる。動員解除試験段階でのように、モニタリングシステムによって行われた分析により、進行中の社会復帰プログラムを改善する援助ができる。効率的プログラムは需要主導型ではなく、このプログラムにより、個々の施策や給付金に対する需要の変化を注意深くモニターすべきである。

多くの国で、元兵士の大部分は5年から10年たっても定職を見つけていない。しばらくすると、元兵士を二つのグループに分けることが可能である：**開始者と非開始者**である。前者は社会復帰で将来の見通しを持てる元兵士。後者は、雇用市場での有用な資格をあまり持っていない人々、あるいはコミュニティへの統合を欠いている人々。社会復帰プログラムの道具は、経済的社会的発達と平行して修正され、改善されなければならない。アフリカ諸国のDDRプログラムの経験から、技能訓練と雇用分野における持続可能なプログラムが成功するには、何年も継続して促進しなければならないことが分かっている。

自分自身の資産をあまり持っていない元兵士は、長期の貧困者向けの社会復帰プログラムを必要とする大きなグループを構成する。どの**社会的ネットワーク**がこれらのグループを擁護し、どのようにこれらのネットワークや全体としての市民社会を強化できるかを知ることは、大変重要である。市民社会の促進には、元兵士の組合や女性の組合のようなネットワークを支援することを含む。このような組織とコミュニケーションをとることで、武装解除前の適応指導と再編入の局面も含めての社会復帰施策のモニタリングと評価が容易になる。この知見に力を得て、社会復帰プログラムは同じような社会的経歴を持つ他の対象グループに拡大され得る。最後に、このプログラムは廃止される前に一般的な貧困者向け開発協力政策と歩調を合わせて、発展しうる。

要するに、社会復帰プログラムの施策は、**依存**を生まないように時間的制限を設けるべきである。元兵士のための特別な取り計らいは、動員解除後一定期間のみ正当化されることを明確にするべきである。どのような事業計画も特別なニーズへの応答である。政治的経済的目標のための明確な時間枠は、実際のコストと成果の公平な評価には必要とされる。

さらに、対象グループが利用可能な事業に十分にアクセスできているかどうかを裁定すべきである。新たに配分された土地、政府補助金、上級訓練コースへのアクセスは、しばしば都市近郊拠点に限られており、官僚的障害により複雑化されている。国によっては政府プログラムの受容力がとても限られているので、元兵士の大部分は何年たってもそこから便益を受けられない。訓練施策と政府貸付金融でさえ、最低限の必要条件を満たせない多くの元兵士にとっては遠いのである。プログラム開始時に定期的にモニターすることで、このようなギャップを初期の段階で特定することができる。もし促進手段が状況により調整されたら、対象グループに援助が届く。

■ 4.7 課題の概観

社会復帰の分野には、国際コミュニティが引き受ける多くの課題が残されている。次のものは、適切な組織により効果的に実行できる施策の計画施策と実行施策を一覧表にまとめたものである。

4.7.1 計画——元兵士の社会復帰のための組織形成

- * ニーズアセスメントと需要を評価すること
- * 機関の調和と実施を確実にする能力開発をすること
- * 社会復帰プログラムと事業の計画立案と開発、計画時に実施組織へコンサルタント業務を提供すること
- * 他の国から来た協力相手とワークショップを企画し、経験の交換をすること
- * 全国規模の情報と雇用交換システムを設立し、維持するために必要なハード、ソフトを提供すること

4.7.2 実施—元兵士の生活安全保障

- * つなぎパッケージを提供すること

再入植

- * 住居と建築資材を提供すること
- * 建設プログラムを促進すること
- * 適性技術を移転し、職業訓練をすること
- * 建造物と社会的施設を修復するための施策を促進すること
- * 新しい入植地でインフラを改善し、社会的施設を建設することにより再入植プログラムを支援すること

農村地域での元兵士の統合

- * 元兵士とその家族のための農業訓練を提供すること
- * 拡大サービスのため訓練すること
- * 地元の NGOs と協同組合を支援すること

土地利用権

- * 元兵士への農業訓練を提供すること
- * 小自作農向け補助金を提供すること
- * 土地配分政策のためのコンサルティングを提供すること
- * 土地割り当ての可能性を評価するとき、省庁を支援すること

入植計画

- * 農業拡大サービスのための職員を訓練すること
- * 土地使用と持続可能な農業についてのコンサルタント業務を提供すること

- * NGOs とコミュニティ組織を支援すること

訓練

- * ニーズ（訓練の需要）アセスメント
- * 訓練が市場の要求と合致していることを確かめるべく、前もって詳細な市場調査を行うこと
- * 選抜プロセスを開発すること
- * 技能訓練プログラムのための訓練モジュールを開発し、実施すること
- * 就職応募コースのための訓練モジュールを開発すること
- * 既存の訓練機関と技能開発センターを改修すること
- * 訓練システムを運営すること
- * 進行中の訓練施策をモニタリング、評価すること
- * 訓練に続けて支援プログラムを提供すること
- * 実地訓練に資金提供すること
- * 実地訓練に適している私的企業を特定すること

雇用の促進

- * 市場調査をすること
- * 労働集約的 food-for-work あるいは cash-for-work プログラムを計画し実行すること（道路、橋、学校、医療施設の改修）
- * 会計と経営を訓練すること
- * 開かれた基金に資金提供し、運営すること
- * 元兵士とその家族を雇う中小企業のための助成金を提供すること
- * 私企業と緊密に協調して仕事すること
- * 地元 NGO、地元の企業、その他私企業へ（例：学校、訓練機関）のために財政的支援とコンサルタント支援を提供すること

社会復帰

- * 女性のための訓練、雇用施策を促進すること
- * 心に痛手を負った子どもと大人のための治療プログラムを支援すること
- * 地元レベルでカウンセリングを提供する組織を奨励すること
- * 元兵士受入れコミュニティの社会サービス能力を強化すること
- * 情報を提供し、コミュニティの世話役を育成すること
- * 独立メディアと NGOs を奨励することにより和解プロセスを支援すること

モニタリングと評価（M&E）

- * 退役軍人組合や元兵士を支援するその他の組織の中で調査を行うこと
- * モニタリング/評価システムを支援するハードやソフトウェアを提供（し維持）すること

■ 4.8 結論

この章で扱った事柄により、社会復帰施策が市民の課題として成功するには、武装解除施策、動員解除施策と社会復帰施策を調和させることが重要であることが明らかになった。もし武装解除プロセスと動員解除プロセスが**信頼と DDR プログラムへの参加意欲**を創出できないなら、除隊した兵士は生き残るために、再動員され、暴力や抑圧に訴えてしまうかもしれない。

社会復帰フェーズでは、元兵士に市民生活のために有用な技能や現実的な展望を提供しようとしている。とはいえ、社会復帰も、機能的社会の中では、元兵士と一般国民向けに十分な**人間の安全保障**を提供すればこそ正しく機能する。社会復帰自体は、経済的社会的安全保障を実現することを目的としているけれども、武装解除と動員解除のように、社会復帰も人間の安全保障を目的とする事業計画により補完されなければならない。安全な環境がなければ社会復帰プログラムは成功できない。

第5章 結論

武装解除、動員解除、元兵士の社会復帰は、政府、平和維持軍、開発機関、NGOs など一様に難題を課す。戦争から平和への**移行プロセス**では、動員解除プログラムが重要な役割を演じる。元兵士が市民社会にうまく統合することは、持続可能な平和と非武装化への基盤を構築することになる。ゆえに、動員解除された兵士の個人的な固有のニーズに向けられた具体的な手法を開発することは重要である。しかし、初め個人に当てられていた焦点は、コミュニティ指向の展望へと移行していかなければならない。社会復帰プログラムが成熟するにつれ、元兵士という個人を社会の一部と成し、帰属意識と責任感を持たせるようにしなければならない。

多くの様々な国で、かなりの量の経験を得てきた。DDR パートナーと開発機関との緊密な協力により、多くの事業で成功を収めてきた。新しい考え、イニシアティブ、手段はここ数年の間に開発されてきた。本書の中で示されたガイドラインと手段により、DDR プログラムを支援できる様々な固有の手段と取組みがあることがわかる。前の章では、人道支援と開発協力が焦点を当てるべき領域を明細に記した。武装解除プログラム、動員解除プログラムのいろいろなコンポーネントで、軍人の専門家としての意見が必要ゆえ**民軍協力**は必須であり、過小評価されるべきではない。要件が価値あるものと証明されるならば、DDR プロセスの期間と時期的に重なる事業との協調は必須である。

実施のための状況は大きく異なるものの、計画のガイドラインは**実現可能な施策の目録**を意味している。どの国にも動員解除への特有の具体的アプローチがある。それぞれの国で、いろいろな手段が固有の状況で機能しなければならない：あらゆる手段があらゆる環境で正しく機能するとは限らない。DDR プログラムのモニター/評価のために、固有の手段と指標が開発されなければならない。特に社会復帰フェーズで、DDR 特有のモニタリング/評価システムの形式は、将来の重要な業務である。動員解除は内戦直後か平時に行われる。いずれにしろ、このようなプログラムに興味を示す社会的グループといろいろな政治的集団がある。DDR プログラムを成功させるには、これらの全てを含めなければならない。

複雑な状況が増す中で、長期化する内戦が、平和維持軍、人道支援開発機構と対峙するとき、新しい挑戦が始まる。国家のあらゆる構造が崩壊した国では、動員解除プログラムと関連して、緊急援助のための新しい業務が生じる。アフリカでの経験が物語るのは、国家構造が整っていない武装解除、動員解除は、ある地域に一時的平和をもたらずかもしれないが、何年も持続可能でいられないということだ。

動員解除された兵士のためのプログラムは、開発指向の緊急援助の一部である。同時に、このプログラムは、人道的救援と途切れのない開発との重要なつながりがあることを意味している。この移行の中での**計画**には政治的变化に対して高度な柔軟性と感受性が必要である。多くのプログラムは大きな時間的圧力の下で始められ、難しい治安状況に直面する。

多くの国では、早期の介入だけが脆い平和プロセスの中で、勢いを持続できる。したが

って、動員解除施策はできるだけ早く計画を始めることが重要である。動員解除プログラムと社会復帰プログラムが成功すると、長期的開発プログラムと持続可能な復興施策のための基礎ができる。

交渉と計画段階で巻き込んだどちらの側の党派も、DDR 計画をできるだけ包括的、適切にするよう交渉するために、あらゆる関連要因を考える必要がある。エルサルバドルとグアテマラの場合が正にこれで、とても包括的な協定ができた。もし、DDR の様々な要素のどれかが無視されたら、どんなに誠意があっても、効果的で好結果の DDR プログラムを生むことはできない。本書の中の利用可能な情報が意図しているのは、交渉と計画段階で巻き込んだ人々にガイドとして役立つこと、そして、持続可能な平和と発展の基礎と信頼を築き上げるためにポストコンフリクトの環境で必要とされる包括的な協定を促進することにある。

全体的としてここでは、武装解除、動員解除、社会復帰の三つの取組み全てをより効果的効率的にするために、調整努力の必要性を強調する。成功の機会は多く、元兵士の対象グループと受け入れるコミュニティのための便益は増加することだろう。人道援助と DDR プログラムに取り組んでいる開発機関との間の協調が欠けていると、基金を無駄にし、地元コミュニティのプログラムへの信頼と支援を低下させる。この信頼はプロセスが正しく機能するために必須であるので、DDR の分野での協調はとても重要である。本書は、持続可能な平和と発展を実現するとの目的を持って、現在と将来の DDR 事業と、人道と開発プログラム間の協力、協調を増幅する努力を著しているのである。

第2部

DDRの論点

著者：吉田鈴香

第1章 国際社会における議論

■ 1.1 コミュニティとは

1.1.1 従来とは異なる“コミュニティ”の概念

社会復帰プログラムは、コミュニティ相当期待をかけ、その需要力に負わんとする内容である。人にフォーカスしたプログラムを複数のドナーが同時に行う DDR から、community-Centered approach を目指そうというものだ。「社会復帰とは、元兵士とその家族が経済的に政治的にそして社会的に市民社会に同化するための、**社会のプロセス**である」(Kingma) の言葉にも表れている。

しかし、近年のコミュニティ巡る動向は急変を告げ、そのような期待が非常に身勝手なものであることを示唆している。気候変動その他によってコミュニティを見限って新天地を求めて人々が浮遊民のように全国に散らばり、国内避難民の状態に陥る国がアフリカなどで相次いで表れているのである。2007年末に新政権発足をめぐって大混乱して紛争国になってしまったケニアは、90年代からそうした不法に他のコミュニティ流れ着く人々が後を絶たず、全国で仕事、食料、水、薪を奪う厄介者とみなされていた。他方で、環境難民とも呼べる人々を政治家が大票田と捕らえ、支援を口実に自陣に引き込み、政治闘争につなげたという見方がある¹。

それは非常に説得力がある。少なくとも、コミュニティがすでに顔見知りだけの集まりではないのは確かだ。紛争中に国内を離れていた帰還難民や国内避難民が集まって構成しているのが、現代のコミュニティなのである。

したがって、元兵士を「コミュニティに同化させる」のではなく、「寄り集まりの人間が新しいコミュニティを創設する」、という意味で捉えるのが適切だ。どこから来たかで裨益に格差が生じないように、そこにいるもの全てが裨益に与れるよう、ドナーは全住民が参加する委員会の創設を行い、その枠組みを通して支援を投じることがぜひとも必要である。

想像される困難は、どんな住人がどこに住んでいるかの情報を入手することだろう。よく組織されていない人々特有の、互いの存在を否定したりその受益を妨害することがあるからである。

1.1.2 Community Arms Collection Programmes でフォローアップ

上記のような新しいコミュニティを創設することは、DDR後の社会に次の意味でも効果がある。DDRで回収し切れなかった小型武器をコミュニティ回収するのである。

一度のDDRによって国内の武器が全て回収されることは不可能であり、通常、60%を回収できればそれは成功とみなすことができるといわれている。コミュニティに残る武

¹ 国連環境計画プログラムオフィサー、ンジェリ・ワムコンニャ博士の分析。2008年2月インタビュー

器を回収するプログラム、Community Arms Collection Programmes を行うことが求められる。同時に、支援も行うことが同プログラムを成功させる。日本を含む国際社会はこれへの資金拠出と人的支援を行う必要がある。

■ 1.2 資金の問題

1.2.1 DD と Rプログラムのタイムラグ

国連 PKO ミッションとして DDR が行われる場合、武装解除、動員解除のオペレーション費用は安全保障理事会が管理する分担金から拠出されるが、社会復帰のための費用は、各国の資金拠出によっている。したがって、常に資金が担保されているわけではないので、どうしても資金調達のための時間を要する。タイムラグである。武装解除、動員解除を終えた元兵士は、すぐに社会復帰のプロセスに移行できず、焦りと不満を増す者が出てくる。適切なタイミングで資金供与が行われることは、政治交渉と並んで重要なことである。

紛争の再発が、武装解除、動員解除が終了した後に勃発することが多いのは、この間に元兵士の社会に受け入れられない実感から来る焦り、DDR プログラムへの不信感、他の武装グループに襲撃されるのではという恐怖をもつからである。

そこで、すみやかに社会復帰のプロセスに移行できるための費用を常備したいと現場から意見が上がる。初動資金の常設である。いわば「コモン・プール (Common Pool Resources)」の概念の摘要である。しかし、現実には、具体的にどう使われるか不透明なファンドに資金拠出をするドナーがどれ位いるか、期待は出来ない。透明性の問題に加えて、ドナーの顔が見えにくくなってしまうことが、拠出を渋らせている。

ドナーの顔をさりげなく見せることでは、日本は遅れをとっている。日本がアフガニスタンで3年間、途切れずに DDR 実施機関である ANBP に資金援助を行ったのだが、それに言及する文献は国際社会において見当たらない。もっと評価されてしかるべきとの意見が、国内にある²。他国に起因する問題ではなく、日本の PR 不足に基づいていると見るほうがいい。

1.2.2 ふえる「R」とマクロ経済との矛盾

職業訓練等の Reintegration Program とマクロレベルでの経済面での復興計画との間に、整合性が取れていないことが少なくない。マクロ経済を視野に入れた社会復帰プログラムを求める動きは現地政府、国際社会ともにほとんど見られない。そのため、過度に大工等の特定の分野の職業訓練がなされたり、訓練後になかなか職が見つからなかったりするケースも少なくない。この背景には、武装解除の際、兵士の希望に基づいて計画される社会復帰プログラムと、実際の復興プロセスにおける労働需給に、齟齬があることがひとつの

² 瀬谷ルミ子「平和構築における DDR の成果、限界と今後の役割」広島大学 HiPeC 研究シリーズ P19

大きな要因になっている。紛争解決の視点から、兵士の希望ベースでプログラムを練り上げていくことも大切であるが、DDR によって生じた新たな労働力を効果的に復興プロセスにつなげるという意味で、中長期的な視点に立ち、社会復帰プログラムをデザインし、武装解除の際兵士たちに周知させていくことが重要である。

しかし、日本が治安の不安定さと経済の崩壊から脱し社会が安定化したのは、朝鮮特需によって雇用創出、輸出、外貨収入があったからである。当時は現在ほど貿易が広範囲に可能ではなく、物資の調達には近隣国で製造させて輸入する製造業が必要な時代であったことが、幸運であった。この経験からも明らかなように、いかに社会復帰を拡大させようと、それらはまず、輸出産業になりうる産業の育成や食糧供給の改善を目指した農業分野の育成、その担い手としての元兵士を含む国民の活用を、社会復帰プログラムの狙いと位置づけねばならない。それが DDR を緊急から復興への通し矢として機能させる。そして、副次的効果として、国際社会が社会復帰の拡大を容認する名目となり、前述した資金拋出の問題にも関心を寄せるドナーが増えるかもしれない。

資金拋出の困難さが指摘されているにもかかわらず、現実には DDR は「DDRRR」(リベリア)など、多くのフェーズを加えるケースが増えている。

理由は、元兵士とその家族だけではなく、彼らを受け入れるコミュニティの支援、国家全体の復興をも同時に行って、DDR の効果を高めようとの意図が強化されているからである。それらを行う前のとりあえずの措置としての「つなぎ (reinsertion)」が誕生したのだが、それが上手くいったからと、始めから計画に組み入れられてしまう。対処療法的にこうした後付を追加するたびに、国際社会の負担が増え続けている。この拡大化傾向は最大ドナーである日本には重要課題である。

■ 1.3 戦争犯罪者を対象とするか

1.3.1. 誰が戦争被害者か

社会復帰プログラムの対象グループに他の戦争被害者を入れるかどうか、議論がある。戦争被害者は、それぞれグループごとに異なるニーズと問題を抱えている。一律の支援形態は現実にそぐわないことがある。

端的な例は、シエラ・レオネで女性のゲリラグループは戦争中、RUFの男性兵士の妻となるよう強要された人が大半で、実際に戦った女性は数少なかった。ゆえに戦後は離別して支援を受けまいとする女性が多かった。その経験から、被害者の分類を明確にする必要があるのは明らかである。そうすれば、戦争被害者のグループのニーズごとにあつらえた武装解除と動員解除プログラムを創出できることになる³。

³ Coulter, Uppsala Lecture, November 2004

1.3.2. 元兵士以外の戦争被害者を対象とするか

戦争中に行われた大規模な虐殺や組織的なレイプなどを行った、戦争犯罪者を裁く法廷は戦後裁判にかけられることがある。ボスニア、コソボ、ルワンダなどの戦争犯罪者はオランダ・ハーグの国際法廷へと送られている。カンボジアは新政権樹立後10年たってからようやく法廷の開設が現地政府によって認証されたものの、実施には至っていない。当事者が老衰で亡くなったり、病死したりすることもある。肝心の被疑者が拘束中や逃亡中に死亡してしまうケースが目立つ。また、シエラ・レオネの例では、「特別法廷」としてゲリラのリーダーの罪を問う裁判が、現地の人々が見守る中、現地で開かれた。

その戦争犯罪者を、DDRの対象とするかどうか、日本国内で主流の意見と、国際的な総意との間で議論がある。日本では「対象外とすべし」と言う意見や、「価値基準の逆転」という言葉でDDRがもたらす影響に警鐘を鳴らす意見⁴がある。しかし、第一部であったように国際社会では「恩赦」の概念の適用が一般的のようである。

「対象外とする」の論拠は、

- * 重大な犯罪者を他の兵士らと同等に裨益させては、彼らに反省の機会をもたさず、再犯の可能性を残すことになり、戦後の社会の安定に不安材料を与える。
- * 正義が確保されないことによって、被害者の失望を増幅する。
- * 児童兵など一部兵士にドナー支援や研究が偏ると、コミュニティで元兵士は存在価値があると認識される。結果、元兵士はDDR終了後も元兵士という過去をアピールし続け、更なる支援を求め続ける。元兵士への恐怖感、しかし、人々に強く存在し、人心の安定に反する。
- * 特別法廷を和平協定後に立ち上げ、社会復帰事業と同時に手続きを進める。
- * 重大な戦争犯罪者であるほど、これを自らの行動への報奨、恩恵と考える可能性が高いため、DDRの過程においては、真実和解活動や、戦争犯罪の追及と恩赦なども含むべき。

「恩赦を持って対象とする」論拠は、

- * それをしては停戦協定そのものが締結できなくなる。
- * 戦後の復興を担う人材が不足する。
- * 戦争犯罪者の定義と発見は難しい。
- * 現地の人々の感情として「英雄」視することがあるので、国際社会は無理強いすることにとめらいがある。
- * Law and Orderの精神は現地社会の秩序再建にあり、戦争犯罪者を裁くのは外国ではなく現地政府の手にゆだねるべき。
- * 戦争犯罪者と思われる人も結局は被害者(war affected people)の一人。

というものである。しかし、現実には特別法廷の開催を非正規軍が受け入れる可能性は低く、DDRの実施がさらに困難になる。含めるほうが理想的ではあるが、これまで国際社会は

⁴ 前掲 瀬谷ルミ子 P13

戦争犯罪者が改心せず再犯する可能性については目をつぶってきている。戦争犯罪者への裨益抑止を訴えるためには、

- * 戦争犯罪者とそうではない元兵士との差別化戦略、
- * 特別法廷の開催など司法のメカニズム、
- * リポーティングシステムの確立

などを積極提案し、ドナーとしてそこにファンドを行う対応をとって初めて説得力が生まれる。

■ 1.4 DDRの成否

1.4.1 指揮命令系統の有無

DDRは、対象となる軍に指揮命令系統があることが第一義的な成功条件である⁵。リーダーがいて、それにおおむね従う部下たちがいれば、そのリーダーと交渉できる。命令を下に下ろすこともできる。だが、皆が好き勝手に破壊行為をするよう推奨している、組織ともいえないような軍では、DDRは成果を見せることができない。

「指揮命令系統」が意味するところは、

- ・ 兵士の名簿がある。
- ・ DDRの意思決定から実施までをつなげる情報網を有する。
- ・ 資金源を絞り上げれば、兵站部門を含めて兵士を率いる責任を負うリーダーは、負担に耐えかねてDDRに応じたい気持ちに傾く。

である。兵士の名簿があり、人数の特定が可能なことは、計画と実行を行いやすい。情報網を持って動いている組織だけに、人員全体にその命令を伝えてもらえるため、こちらが打ち出す情報キャンペーンはその補足で済ませることができる。つまり、コストの軽減にもなる。

また、名簿があれば最低でも動員解除は可能になる。女性兵士がDDRの対象から漏れがちなのは、主流の兵士とみなされておらず名簿すら作成されていないことによる⁶。逆に名簿がないことは、空振りに終わるか、もしくは逆に国民の多数が東チモールの事例⁷のように「我こそは兵士」と名乗り出る可能性もあり、これもまたDDRの意義が台無しである。

名簿内の名前から資金源を断ち、マネーロンダリングを事前に回避することも可能だ。ルワンダでは、誰がリーダーか不明、名簿がない、指揮命令系統がない、尋ねていても兵士を隠すと、ベルギーの担当者が嘆いた⁸ことがあり、指揮命令系統なくしてD

⁵ 2005年、DDR研究会にて土井義尚・日本地雷処理を支援する会（JMAS）理事報告。SIDDR会合にて賛同者多数。

⁶ 2005年DDR研究会での有識者発言から。

⁷ 2005年11月「DDRシンポジウム」にて伊勢崎賢治・立教大学大学院教授(当時)発表より。

⁸ 2005年8月、ストックホルムでの会合で。

DDRを強制しても上手くはできないことを教訓として言える。

1.4.2. DDRの限界

ところが、現在世界各地を騒乱の渦に陥れているのは、指揮命令系統を持たない「軍（もどき）」である。それは、大まかに「テロリスト」と称される姿が見えない人々か、もしくは、地元のコミュニティを武装によって脅す「武装したごろつき」か、どちらかである。従来大勢を占めていた組織化されたゲリラは存在感を薄くし始めている。「テロリスト」と「ゲリラ」「非正規武装グループ」との定義の違いについては、下記表を参照されたい。

「テロリスト」は、一般社会に身を隠して潜んでいるから、現実には姿を国際社会の人々は目にすることがない。とくに、イラクやアフガニスタンのような外来の同調者や国内避難民のような新住民が増えて入り混じる地域では、誰がテロリストか特定することは不可能になる。人影まばらな山岳地域に身を隠すこともできる。

「武装したごろつき」は、自衛のために武器を所有する一般市民とは異なり、他の住民を集団で脅し、明らかな首謀者がいる。「武装したごろつき」が多いアフリカ諸国では、日ごろは住民に姿を誇示して威嚇しているが、国際的な介入など自分たちの武装以上の力を示されると、姿を隠す傾向がある⁹。

どちらも、指揮命令系統が弱いため、DDRの対象にはなりにくい。これもまた、DDRの一つの限界である。

⁹ 前述ベルギー担当者から聞き取り。

	ゲリラ、非正規軍	テロリスト
目的	政治的メッセージあり。既存政権の崩壊、独自国家の樹立。	不満をぶつけ現況に異を唱えること。メッセージ不明。
国家意識	国家の概念あり。	国家の概念を否定。
組織形態	リーダーあり。身分階級あり、軍事部門と政治部門並列が基本。	首謀者あり。呼応型、ネットワーク型。
意思決定方法、指揮命令系統	基本的にトップダウン。現場での残虐行為は黙認。	首謀者の意向はあるが、細部は各自任せ。横の繋がりが薄い。
手法	主として政府軍を攻撃対象にする。武器・平気を持って非常手段(人質、誘拐、襲撃)に訴える。	一般人と為政者の殺傷を狙って大規模施設・インフラを爆破、攻撃。人質、誘拐も。
成果指標	支配地域拡大	被害(死傷者数)の大きさ。世論の動揺。
居場所	特定可能。少なくとも本部明確。	不特定多数。
資金源	違法行為(麻薬・武器・天然資源などの禁制品の密輸、人身売買、マネーロンダリング)、住民からの強制徴収。	違法行為(同左)、同志からの送金。
例	スリランカのLTTE	アルカイード

出典：吉田鈴香『アマチュアはイラクに入るな』(2004) P44

第2章 DDRの歴史

——冷戦後の紛争解決のメカニズムとしてのDDRの出現——

DDRは内戦後の平和維持活動の一環のように捕らえられがちだが、Disarmamentは紀元前にはすでに存在し、決して新しいものではない。DDRは意義と実施体制、対象を変遷させながら発展してきた。現在国際社会において議論されている諸問題に結論を与えるヒントが、実はこの歴史の中に存在している。本稿は、山口正大との共著である。

■ 2.1 DDRの意の拡大

——「軍縮」から国内紛争後の「武装解除」へ

「Disarmament」、「Demobilisation」、「Reintegration」の3つの言葉が一体となって「DDR」として使われるようになったのは、比較的最近になったからのことである。それまでは、それぞれ単体、もしくは、「DR (Demobilisation & Reintegration)」のように、3つのうち2つをつなげて使われることが多かった。特に、「Disarmament」については、紛争後の『武装解除』という意で、その使用は古く紀元前のローマ帝国とカルタゴとの戦いまでさかのぼることが出来る¹⁰。また、日本においても、安土桃山時代に豊臣秀吉が行った刀狩は、武器のある特定の集団から取り上げるという点で武装解除と言える。第二次大戦後には、連合国総司令部のもと日本軍のDDRが大規模に行われ、日本軍の武装解除が行われ、多くの元兵士、「復員兵」が生まれた。

しかし、近代の歴史においては、「Disarmament」は、専ら国家の枠組みを基本とした国家間の紛争に関係して使われることが多く、安全保障に関わる議論の場で頻繁に使われていた。特に、第二次大戦後、冷戦が始まると、「Disarmament」という言葉は、東西間で競うように行われていた『軍拡』のアンチテーゼとしての『軍縮』の意として広く使われ、現在のように、国内紛争後に『武装解除』として用いられることはあまりなかった。

しかし、冷戦終結後、国内紛争が急増した1990年代以降になって、「Disarmament」は、核及び通常兵器の『軍縮』という意味以上に、『武装解除』という意の方が一般的に使われている印象すらある。また、その役割も、冷戦終結以前の戦勝国が敗戦国に対して行う降伏手続きの一部としての役割や、軍縮を通して信頼醸成措置の一部としての役割から、国内紛争の解決、再発予防、平和構築を進める役割へと変化してきている。

この変化の背景には、冷戦終結と前後し国際社会における紛争の形態が、『国家間の武力紛争』から『国内紛争』へと移り変わったことに、大きく影響していることは否めない¹¹。

¹⁰ Burns, R. D. (1977). *Arms control and disarmament: a bibliography*. Oxford, OUP.

¹¹ 山根達郎 (2006) "国連平和活動におけるDDR - 平和維持と平和構築との複合的連動に向けて"

そして、国家間の安全保障上の『Disarmament』から国内紛争の紛争解決メカニズムの一部として『Disarmament』への変化と、その役割の変貌があるといえる。

■ 2.2 DDRの3つの源流：和平プロセス、小型武器問題、財政再建

DDRに関する議論が実務者や学術研究者の間で本格的に行われるようになったのは、2000年代に入ってからである。しかし、1990年代にすでに、現在のDDRの原型となるプログラムが各地で行われ、さまざまな形で政策議論が行われていた。これら冷戦後のDDRに関わるさまざまな試みや議論をたどっていくと、現在の『DDR』に至る3つの大きな流れがあることがわかる。

2.2.1 和平プロセスとしての武装解除

そのひとつは、和平プロセスの一部としての「Disarmament」である。過去の平和維持活動を見てみると、実は国連は1980年代後半からすでに、平和維持活動の一環として、数多くのミッションを通して「Disarmament」に関わってきている（「表：武装解除ないしDDRをマンドートとした国連PKO」参照）。そのきっかけは、冷戦終結に伴い東西陣営で行われていた代理戦争が終結を迎え、その和平合意の履行を監督するために国連平和維持軍の派遣が要請され、その和平合意の一部としてあった「Disarmament」や「Demobilization」に関わるようになってのことだった¹²。しかし、その役割は、現在の平和維持軍のDDRでの役割と異なり、DDの一部を担いその履行のモニタリングなど、マンドート上受動的な役割がほとんどであった¹³。

2.2.2 小型武器問題としての武装解除

もうひとつの流れとして、小型武器問題のひとつとしての「Disarmament」がある。小型武器の問題への関心は、冷戦の終結前後に関心を集めた兵器の不正取引の問題をきっかけに、次第に高まっていった¹⁴。特に、1990年代後半からは、1994年のマリ共和国の国連への小型武器回収の要請、ルワンダやボスニアなどでの武器禁輸措置下での不正武器取引、及びそれによって引き起こされた虐殺などの甚大な被害などによって、小型武器問題は急速に国際社会において討議されるようになる。そして、1995年にガリ事務総長（当時）

IPSHU 研究報告シリーズ、広島、広島大学平和科学研究センター、

¹² Cox, D. (1996). *Peacekeeping and Disarmament: Peace Agreements, Security Council Mandates, and the Disarmament Experience*. Managing Arms in Peace Processes: The Issues. UNIDIR. Geneva, UN.

¹³ Potgieter, J. (1997). *The Price of War and Peace: A Critical Assessment of the Disarmament Component of United Nations Operations in Southern Africa*. Society Under Siege - Volume I: Crime, Violence and Illegal Weapons. V. Gamba, S. Meek and J. Potgieter. Cape Town, Institute for Security Studies.

¹⁴ 例えば、UN documents (1991). "A/46/301: Study on ways and means of promoting transparency in international transfers of conventional arms."

が発表した「平和への課題・補足」によって、小型武器問題が国際社会、特に国連において、対人地雷の問題等とともに議論される契機となった、

2.2.3 ガリ事務総長が打ち出したマイクロ軍縮

特に、ガリ事務総長は、「平和への課題・補足」中で、小型武器を対象にした『マイクロ軍縮（もしくは、「实际的軍縮」）』¹⁵の概念を提唱した。この『マイクロ軍縮』の概念は、国際社会において小型武器の問題に対する取り組みに大きな勢いを与えただけでなく、DDRの分野においても大きな影響をもたらした。そのひとつには、それまでは、ミッション単位で個別の事象としてしか捉えられていなかった平和維持活動下のDDR関連活動も、ミッション間の比較研究の対象となり、紛争後のDDRについて包括的に議論されるようになったこと。二つ目には、それまで、平和維持活動における「武装解除」と小型武器の問題が、別々に行われていたのが、『マイクロ軍縮』の提唱により、それぞれが連携して議論されるようになった。

これらの結果、平和維持活動におけるDDR、特に「武装解除」及び「動員解除」は、ただ単に武器の不正取引に関わる問題、あるいは和平合意の履行条件の一部という認識を超えて、紛争当事国における平和構築及び復興、周辺国の治安や持続可能な発展に大きな影響を与える要素として、捉えられるようになった¹⁶。そして、「平和への課題・補足」によって、高まった紛争後の「武装解除」に関する関心は、平和維持活動下での武装解除のあり方に焦点をあてた政策研究や議論を生む一方¹⁷、小型武器分野において、紛争後の武器回収だけではなく、小型武器に対する需給両面に着眼した政策議論へとつながった。

2.2.4 財政再建としての武装解除

1990年代に起きたもう3つ目の流れは、財政再建のとしての「武装解除」である。1990年代に行われたDDRプログラムを見ると、①国連平和維持軍が平和維持活動下でDDRに携わるケース、②非紛争地域で、国連専門機関（特に、国連開発計画）が中心となって、小型武器問題の一環として携わるケース以外に、③ウガンダなど、途上国の要請を受け、世界銀行がDDRに関わる事例が存在する。その国際金融機関である世界銀行がDDRに関わるケースにおいて、きっかけとなったのが、財政再建という切口であった¹⁸。

財政再建の一環としての武装解除は、途上国だけではなく、先進国においても、冷戦終

¹⁵ このマイクロ軍縮は、これまでの冷戦下での核兵器等の大量破壊兵器の「軍縮」とは対照的に、冷戦終結後頻発した国内紛争において「実際に、何十万人もの人々が命を落とした」小火器の回収を目的とするものであった。UN Documents (1995). A/50/60, S/1995/1: Supplement to an Agenda for Peace., para 60-64

¹⁶ 例えば、UN Documents (1997b). A/52/298: The Panel of Governmental Experts on Small Arms.

¹⁷ UNIDIR (1996). Managing Arms in Peace Processes: The Issues. Geneva, UN.

¹⁸ Colletta, N. J., M. Kostner, et al. (1996) "Case Studies in War-to-Peace Transition: The Demobilization and Reintegration of Ex-Combatants in Ethiopia, Namibia, and Uganda" World Bank Discussion Paper 331, Washington D.C, World Bank, Colletta, N. J. (1997). Demilitarization, Demobilization, and the Social and Economic Integration of Ex-combatants: Lessons from the World Bank Africa Experience. USAID Conference: Promoting Democracy, Human Rights, and Reintegration in Post-conflict Societies, October 30-31, 1997.

結直後、軍事支出の縮小することによって、冷戦中に膨れ上がった財政赤字の健全化、及び長く低迷した景気回復の目的のために行われた¹⁹。一方、途上国においては、軍事支出の縮小によって、悪化した財政を健全化する一方、軍事支出によって抑制されていた社会経済開発へ向けるという考えが根底にあった。

当初、開発問題との接点から、1990年代に世界銀行が関わるDDRは、「動員解除」と「社会復帰」に関わることが多く、DRP (Demobilization, Reintegration Program)として扱われていた。しかし、実際のオペレーションを通して、世界銀行内部でも、DDRに対する認識が、単に紛争後の国家の財政の健全化のためだけではなく、紛争解決及び平和構築のためにも、欠くことのできない要素へと、次第に変化した。そして、紛争後の復興及び平和構築に対する認識が高まりとともに、ポスト・コンフリクト・ユニット²⁰等を通し、より積極的にDDRプログラムに対する支援を行うようになった。

以上が1990年代におきたDDRへの源流となる3つの大きな流れである。

■ 2.3 「Disarmament」から「DDR」へ

—— Disarmament, Demobilization, Reintegrationの融合

1990年代に入って、DDRを取り巻く環境及びその役割の大きな変化が起きた。そして、現在のDDRにつながる3つの源流が生み出された。しかし、DDRが現在のように、Disarmament, Demobilization and Reintegrationとして一体のプログラムとして本格的に語られるようになったのは、2000年代に入ってからである。それまではむしろ、それぞれ個別事象として捉えられ、個別に議論されていた。例えば、平和維持活動の分野では、DDRのうち「Reintegration」に対してはあまり関心が示されず、「DD」が中心に議論され²¹、国連開発計画や世界銀行などの開発援助機関は、その性質上、「Disarmament」には消極的で、むしろそのあとの「DR」を中心に関わってきた²²。

しかし、1990年代後半から次第に、Disarmament, Demobilization, Reintegrationが『DDR』として一体のものとして、議論されるようになり始めた²³。これらの言葉の一体化の背景に

¹⁹ 例えば、アメリカの場合、1993年の時点で、軍事費はそのピークの約18パーセント減、イギリスでは26パーセント減。それに伴い、兵の数も、アメリカ、イギリスともに、約19パーセント減。ロシアでも、大幅な軍事費及び兵士の削減が行われた。Stockholm International Peace Research Institute (1995). SIPRI yearbook 1994: world armaments and disarmament. Oxford, OUP.

²⁰ 1997年設立。2001年、Conflict Prevention and Reconstruction Unitに、部署名が変更。

²¹ Smith, C. (1996). Light Weapons and the International Arms Trade. Small Arms Management and Peacekeeping in Southern Africa. C. Smith, P. Batchelor and J. Potgieter. New York, United Nations.

²² 例えば、Colletta, N. J., M. Kostner, et al. (1996) "Case Studies in War-to-Peace Transition: The Demobilization and Reintegration of Ex-Combatants in Ethiopia, Namibia, and Uganda" World Bank Discussion Paper 331, Washington D.C, World Bank,

²³ 少なくとも、この兆しは、1997年の国連総会での『実際の軍縮』に関する具体的な政策議論のなかから確認できる。そして、1999年には、初めて平和維持活動における『DDR』に焦点を絞った討議が、「平和と秩序の維持と紛争後の平和構築—平和維持環境下での下兵士の武装解除、動員解除、社会復帰」の議題の下、国連安保理において行われた。UN Documents (1997a). A/52/289: General and complete disarmament: consolidation of peace through practical disarmament measures UN documents (1999d).

は、各コンポーネントの連携性への認識の高まりがある。事実、連携性は、1990年代後半から政策議論でしばしば指摘され始める。1999年のDDRに関する初めての国連安保理では、その議長声明として、

「安全保障理事会は、武装解除、動員解除、社会復帰は、それぞれが孤立したのではなく、むしろ、平和、安定、開発に向かって、呼応しながら行われる連続的なプロセスである。どの程度武装解除が効果的に実施されたかということは、紛争後の平和構築及び情勢回復の重要な指針のひとつと言える。また、動員解除を行うためには、ある程度の武装解除が行われていなければならないし、効果的な動員解除を行うためには、復興や元兵士の社会復帰の実現が不可欠である」²⁴

との認識が示された。また、2000年発表された国連事務総長のDDRに関する報告書においても、

「DDRプロセスは、単なる連続した事象として捉えることはできない。むしろ、(武装解除、動員解除、社会復帰の)それぞれ作業は、互いに重複し合い且つ増強し合っている関係にある」²⁵

と、「Disarmament」、「Demobilisation」、「Reintegration」の一体性の重要性が示されている。また、「DDR」という表現は、この報告書以降、国連において頻繁に使われるようになった²⁶。

これらの背景には、少なくとも、

- ① 武装解除が成功しても、その後の動員解除や社会復帰が不十分に行われれば、単にプロジェクトの失敗ということに終わらず、和平プロセスが失速し、紛争の再発を招いたり、治安の悪化を招きかねないとの認識の広まり
- ② 同様に、動員解除や社会復帰がうまくいくには、その前に行われる武装解除や動員解除が適切に行われないと、もとの木阿弥になってしまうとの認識の広まり
- ③ DDRプロセス全体として、異なったバックグラウンドを持ったさまざまな組織が携わるため、DDRを効果的に行い平和構築に資するようになるためには、終始一貫した政策を欠くことが出来ないとの認識の広まり

が、存在した。それまでのオペレーション及び政策議論を通して、このような認識の変化が、強く認識されたことが、Disarmament, Demobilisation, Reintegrationを『DDR』を一体化に大きく貢献した。

S/PV.4021, UN documents (1999b). "S/PV.4020.", UN documents (1999c). S/PV.4020 (RESUMPTION1)

²⁴ UN documents (1999a). S/PRST/1999/21.

²⁵ UN documents (2000). S/2000/101: The Role of United Nations Peacekeeping in Disarmament, Demobilization and Reintegration., para 8

²⁶ 山根達郎 (2006) "国連平和活動におけるDDR - 平和維持と平和構築との複合的運動に向けて" IPSHU 研究報告シリーズ, 広島, 広島大学平和科学研究センター,

■ 2.4 DDR への関心の高まり ——「ブラヒミ・レポート」と DDR

1990年代後半から、武装解除に始まる一連のDDRプロセスは、一体としたものとして捉えられるようになった。学術的、政策的な議論が本格的に行われるようになったのは、2000年代に入ってからである。なぜ、2000年代に入るまでDDRが国際社会から高い関心が払われなかったかという点、その理由として考えられるのは、根本的には2000年の「ブラヒミ・レポート」発表と、それに伴う「強力な平和維持活動 (robust peacekeeping operations)」の実現及び、国連平和維持活動の再活性化があると、推察する。

国連では、1990年代前半に起こった国連平和維持軍の機能不全のため、1990年代半ば以降の新たな平和維持ミッションの設置は途絶える。しかし、国連軍のルワンダやボスニアでの決定的な失敗を踏まえ発表された「ブラヒミ・レポート」によって、いくつもの新たな国連平和維持活動の設置が承認され、紛争影響国に国連部隊が送られることになる。それに伴い、DDRのオペレーションも平和維持活動の下で行われるようになった。その意味で、国連平和維持活動の復活なくして、これまでの国連総会などで行われてきたDDRに関する政策議論を、具現化する機会は生まれなかった。

つまり、「ブラヒミ・レポート」によって、第1に、新たに設置された平和維持活動を通して、新たなDDRの実施が可能になった。

第2に、「ブラヒミ・レポート」内容及びそれに基づいて行われた改革によって、1990年代に平和維持活動の下で行われたDDRプログラムでの致命的な問題点のいくつかが、解消された。1990年代半ばに発表された平和維持活動におけるDDRを評価した論文を見てみると、それまでに行われたミッションで共通する問題点がいくつか指摘されている²⁷。そのひとつが、国連平和維持軍の①任務規定上の制限、②資源不足による「執行力不足」である。

1990年代に国連の平和維持軍に関わった武装解除の多くは、和平合意の下に武装解除や動員解除を「監督」することが主な任務であった。そのため、武装解除の過程に、紛争当事者が和平合意執行や武装解除自体を拒むようになった場合や、動員解除キャンプ外で武器が見つかった場合など、強制力を持って武装解除にあたることは任務規定外となり、任務規定にある「監督」しか出来なかった²⁸。同様に、武装解除や動員解除に対して、十分な資金が充てられず、武装解除あるいは動員解除が不十分に終わるケースが少なくなかった。そのため、平和維持活動自体「失敗」に終わり、紛争自体が再発してしまったケースすら

²⁷ UNIDIR (1996). Managing Arms in Peace Processes: The Issues. Geneva, UN, Potgieter, J. (1997). The Price of War and Peace: A Critical Assessment of the Disarmament Component of United Nations Operations in Southern Africa. Society Under Siege - Volume I: Crime, Violence and Illegal Weapons. V. Gamba, S. Meek and J. Potgieter. Cape Town, Institute for Security Studies.

²⁸ Daniel, D. C. F. (1996). Is there a Middle Option in Peace Support Operations?: Implications for Crisis Containment and Disarmament. Managing Arms in Peace Processes: The Issues. UNIDIR. Geneva, UN, Smith, C. (1996). Light Weapons and the International Arms Trade. Small Arms Management and Peacekeeping in Southern Africa. C. Smith, P. Batchelor and J. Potgieter. New York, United Nations.

存在した²⁹。また、モザンビークのケースのように、平和維持活動自体は「成功」と評価されても、執行力及び資源不足により、武器回収が十分に行われず、回収されずに残った武器が周辺国へ流失、紛争が飛び火したり、治安の悪化など引き起こしたケースも存在した。

しかし、「ブラヒミ・レポート」では、これまでの各地での国連平和維持軍の苦い経験から、ミッションのあり方、ドクトリン、内部組織編成、必要なリソースの確保の見直しを図り、「強力な平和維持活動 (robust peacekeeping operations)」が提唱された。DDR の分野においても、DDR が紛争解決及び平和構築において重要な役割を果たすとの認識が強く示された。また、実際のオペレーションにおいても、マンデートを含み平和維持軍は強化されたものになり、DDR に関しても資金面、組織面での補強がなされるようになった。その結果、シエラ・レオネの事例から見られるように、この「強力な平和維持活動」の実現が、より確実な DDR の実施に大きく貢献したことは、決して否定できない事実であろう。

無論、上記以外にも、近年の DDR に対する関心の高まりを生んだ理由は、いくつか考えられる。例えば、①シエラ・レオネの平和維持活動に象徴される「ブラヒミ・レポート」を踏まえた国連平和維持活動下での DDR の平和構築に対する成果、②その後発表された「国連ハイレベル・パネル・レポート」³⁰「統合 DDR スタンダード」³¹に象徴される国連とその関係機関の『統合アプローチ』のイニシアティブと DDR プログラムがマッチしたこと、③DDR に関する研究の様々な広がりなど挙げられる。しかし、紛争後の脆弱な和平プロセス下、DDR プログラムが DDR プログラムとして機能するよう、平和維持軍の平和維持及び DDR の「執行力」の強化が提言された。それらが、紛争後の脆弱な和平プロセス今日における DDR の紛争解決のメカニズムとしての役割をいっそう先鋭化させ、多く関心を呼ぶ結果になったことも否定できない。その意味で、「ブラヒミ・レポート」に象徴される「強力な平和維持活動 (robust peacekeeping operations)」の存在は、今日の DDR に対する高い関心、そして高い期待の基盤となっているといえよう。

その一方で、スーダンやコート・ジボアールなど、近年行われている DDR プログラムの中には、国連憲章第 7 章による執行力を伴った平和維持活動でありながら、「DDR がうまくいっていない」地域が存在する。これらの地域では、DDR プログラムよりも、むしろ和平プロセス自体が政治的な暗礁に乗り上げ、結果的に DDR が足踏み状態にあるところが少なくない。また、たとえ DDR が始められても、和平プロセスの政治的な駆け引きに使われ、DDR の実施が頓挫してしまうこともある。そのため、いかに DDR を効果的に行うことが出来るかという技術的なことだけではなく、いかに国連平和維持軍、あるいは国際社会が、和平合意後も不安定な国内紛争の和平プロセスに、仲介役として関与し、和平合意を推し進めることが出来るのか、という点についても一層探求する必要があるといえる。

²⁹ Daniel, D. C. F. (1996). Is there a Middle Option in Peace Support Operations?: Implications for Crisis Containment and Disarmament. Managing Arms in Peace Processes: The Issues. UNIDIR. Geneva, UN.

³⁰ UN documents (2004). A/59/565.

³¹ 詳しくは、UN documents (2006). A/60/705.を参照

表 武装解除ないしDDRをマンドートとした国連PKO (2006年7月末)

国連PKO名	英語略称	派遣期間	安保理決議	
			ミッション設置	武装解除ないしDDRをマ ンデートに含めた決議
1. 国連中米監視団	ONUCA	1989-92	SCR644 (1989. 11. 7)	SCR650 (1990. 3. 27) SCR653 (1990. 4. 20)
2. 国連エルサルバドル監視 団	ONUSAL	1991-95	SCR693 (1991. 5. 20)	SCR729 (1992. 1. 14)
3. 国連モザンビーク活動	ONUMoz	1992-95	SCR797 (1992. 12. 16)	SCR797 (1992. 12. 16)
4. 国連カンボジア暫定統治 機構	UNTAC	1992-93	SCR745 (1992. 2. 28)	SCR745 (1992. 2. 28) SCR766 (1992. 7. 21)
5. 第2次国連ソマリア活動	UNOSOM II	1993-95	SCR814 (Ch. 7) (1993. 3. 26)	同左
6. 国連リベリア監視団	UNOMIL	1993-97	SCR866 (1993. 9. 22)	同左、及び SCR1020 (1995. 11. 10)
7. 国連タジキスタン監視団	UNMOT	1994-2000	SCR968 (1994. 12. 16)	SCR1138 (1997. 11. 14) (DDR)
8. 第3次国連アンゴラ検証 団	UNAVEM III	1995-97	SCR976 (1995. 2. 8)	同左
9. 国連東スラボニア、バラ ニャおよび西スレム暫定統 治機構	UNTAES	1996-98	SCR1037 (Ch. 7) (1996. 1. 16)	同左
10. 国連グアテマラ検証ミッ ション	MINUGUA	1997	SCR1094 (1997. 1. 20)	同左
11. 国連アンゴラ監視団	MONUA	1997-99	SCR1118 (1997. 6. 30)	同左
12. 国連中央アフリカ共和 国監視団	MINURCA	1998-2000	SCR1159 (1998. 3. 27)	同左 SCR1230 (1999. 2. 26)
13. 国連シエラ・レオネ監視 ミッション	UNOMSIL	1998-99	SCR1181 (1998. 7. 13)	同左
14. 国連シエラレオネ・ミッ ション	UNAMSIL	1999-2005	SCR1270 (1999. 10. 22)	同左 (DDR)、及び SCR1289 (Ch. 7) (2000. 2. 7) (DDR)
15. 国連コンゴ民主共和国 ミッション	MONUC	1999- 活動中	SCR1279 (1999. 11. 30)	SCR1291 (Ch. 7) (2000. 2. 24) (DDR) SCR1565 (Ch. 7) (2004. 10. 1) (DDR)
16. 国連リベリア・ミッショ ン	UNMIL	2003- 活動中	SCR1509 (Ch. 7) (2003. 9. 19)	同左 (DDRR)
17. 国連コートジボワール ・ミッション	MINUCI	2003-04	SCR1479 (Ch. 7) (2003. 5. 13)	同左
18. 国連コートジボワール 活動	UNOCI	2004- 活動中	SCR1528 (Ch. 7) (2004. 2. 27)	同左 (DDRR)
19. 国連ハイチ安定化ミッ ション	MINUSTAH	2004- 活動中	SCR1542 (Ch. 7) (2004. 4. 30)	同左 (DDR)
20. 国連ブルンジ活動	ONUB	2004- 活動中	SCR1545 (Ch. 7) (2004. 5. 21)	同左 (DDR)
21. 国連スーダン・ミッショ ン	UNMIS	2005- 活動中	SCR1590 (Ch. 7) (2005. 3. 24)	同左 (DDR)

出典：(山根達郎 2006)

和英対照表

An Open Time Frame	時間的制限を設けない
Armed Forces	武装勢力
Assembly Areas (AAs)	集合キャンプ地
Awareness	意識喚起
Civil Military Co-operation	民軍協力
Confidence-Building Measures	信頼醸成措置
Demobilisation	動員解除
Disarmament	武装解除
Ex-combatants	元兵士
Grants and Credits	交付金と貸付金融
Human Security	人間の安全保障
Internal Displaced Persons (IDPs)	国内避難民
Intervention	介入
Mandate	権限
Measures	施策
Peace Agreement	和平合意
Programme-specific Coherence	プログラム固有の一貫性
Refugee-Warrior Communities	難民戦士集団
Reinsertion	再編入
Reinsertion Package	つなぎパッケージ
Reintegration	社会復帰
Replicability	反復性
Resettlement	再入植
Returning Refugees	帰還難民
SALW (small arms and light weapons)	小型武器
Security Sector Reform (SSR)	治安部門改革
Self-help	自助努力
Social Security System	社会保障制度
Statutory Forces, Militias, and Irregular Armed Groups	正規軍、民兵、非正規武装グループ



「俺の戦いは何のためだったのか！」と武装解除の集合キャンプ地に来た兵士が、国連平和維持軍の兵士に訴える。上官からたった一言、「戦いは終わった、解散！」と言われただけで、この男性は兵士としての人生を終えることになった。納得がいかないのだという



集合キャンプ地に続々と集まる兵士たち。トラックにあふれんばかりに乗り、歌を歌いながらやってきた



武装解除プログラムによって自分がそれまで使っていた武器を差し出した後、自らの手でその武器を壊す兵士。同僚の前で兵士人生に自ら幕を下ろす象徴的な儀式だ



社会復帰プログラムで、銃を農具に作り直す



職業訓練のひとつ、
縫製コース



クイック・インパクト・
プロジェクトで建設作
業につく元兵士たち



農業指導を受ける。
しかし、男性の元兵
士たちはどちらかとい
えば、農業よりも
すぐに収入に結びつ
き、体を動かす建設
作業を好む傾向があ
る



識字教室



染色を学ぶ女性たち



社会復帰プログラムを受ける女性兵士のための宿营地

縫製を男女が机を並べて学ぶ（下、右）



カウンセリングを受けるために首都へ輸送機で移送される児童兵士たち。直前、生活物資を配布された



除隊後カウンセリングを受けるため、移送される児童兵士

武装解除・動員解除・社会復帰

その理論、実践、論点

2008年5月

監訳／著者：吉田鈴香

発行：笹川平和財団

